

西班牙の船長某は此事に關せざれども罪を我身に歸し、諸師の爲めに救解しけるに、遂に許されざりし。

時に日本の航海に熟したる英吉利國の按針師京師の近海に停泊せるヒリビン島の小船を導て關東に到り、將軍をして益西班牙人の言を虚談なりと思はしむ。將軍大に怒り、按針師に告げて曰く、彼の諸教師並に賈人は我を欺けり、我れ必之れをして悔ゆる所あらしめんと。

然れども實に將軍の激怒を致せし者は、聘物を進めて將軍と應接せし西班牙人なり。將軍の西班牙人に接せし時、問ふに諸種の事を以てせし後、今年ヒリビン島に在る西班牙船は幾艘なるや、其積む所の品は何物なるやと尋ねられし時、通辯官答へて曰く、數多の巨艦に戦具兵卒輜重等を載せ來れりと。將軍重ねて問ふて曰く、何故に戦具と兵卒を載せ送りしやと。西班牙人は我が國勢を張り王威を耀かさん爲めか、又は將軍をして秀吉の如く彼國を侵伐するの意を起さしめん爲めか、然らざれば大言を吐て將軍を恐嚇せん爲めか、又は前後の思慮なく口に任せて虚聲を張りしにや、卒然答へて曰く、西班牙國王此大戦備を爲せしは馬路古を經略せんが爲めなりと。將軍之れを聞て以爲く、曾て聞く、西班牙人秀吉に告げて曰く、其國王の意は宗教を弘め併せて其版圖を大にするに在り、基督教の信者を諸國に作るは豫め民心を收攬するの策なりと、今之れを以て彼れを察するに、證據益確實なりとし、即ち急使を肥後に遣はし、其

地の港内に停住する西班牙の旅商並に教師は獨立と結社とを問はず盡く上船せしめ、一人も日本の土地に留む可らずとの令を國主に傳ふ。國主答へて曰く、獨立教師は臣臺命を奉じて直に放逐せり、結社教師は已に京師並に關東の地方に去り、今一人も此に在留せずと。而るに將軍如何なる思慮ありてや、此等の諸師は措て問はず。然れども京師所司代は此等の者の京師に入て住することを漫然看過せば、職を怠るの譴責を蒙るを畏れ、市民に公布し、基督教師と往來交通することを禁ず。諸師も亦既往を鑒み過激の所爲の不可なるを知り、時勢に従ひ衣服を變じて教會の安穩を謀り、其家に往來する奉教者を誡め、諸事隱密にして輕擧の事なからしむ。

耶蘇教社の諸師長崎に在る者は安穩にして其職を盡し盛大を致せり。抑も長崎に従來聖母領報會の名を以て設立せし一社あり、此社に於て少年を教育し、又教會の諸務に供する主祭、説教師補を育成す。此年千六百五年教會長は社中より一人を選擧して、之れを長崎市中の大教堂聖瑪利亞堂の主祭兼教導師と爲し、初めて日本に於て聖體祭サント・マリアを執行せり。奉教者の其式の盛なるを見て歡喜せるは實に名狀す可らず。九衢六街盡く華麗の幕を張り、教會長は天蓋の下に立ち、手に聖體を捧持し、社屬の諸師之が先驅となり、數多の信者隊を結び羣を爲して其後に従ひ、横笛喇叭の聲天に響き、大小の祝砲海に鳴り、站場に於ては樂を奏し歌を唱へ、諸師は在昔魔鬼に屬せる土地に於て、此の如く天帝子の大捷を奏するを見て、欣喜に堪へず感泣せり。

聖體祭の大禮式を見て、日本の奉教人は一層の渴仰心を増し、若し之れに與かるを得ば、盡く人間の快樂を擲棄するも遺憾なしとし、已に之れを受けし後は心身を清淨にすべきことに注意せり。

此に少婦あり、一少年に挑まれければ、其無禮を責めて曰く、吁是何事ぞ、予は聖體祭に與かりし身なり、妄に汚辱す可らずと。此一言頓に少年の放心を收め、春情を消せしめしとぞ。

肥後國の奉教者は長崎の如く安穩なることを得ず。前章に記載する如く、殉死せしドムシモンの親友にカクザエモンと稱する人あり、シモンの殉教は衆多の奉教者より起るとして大に之を惡み、就中ジャン、ミケール、ジョアシームの三教徒はシモンを奨励して死に就かしめしとし、殊に之れを惡み、首長ジャンを以て奉教者たるの眞意に適はざるのみならず、他人を勸めて其教に誘導し、剩へ人を勵まして宗教の爲めに死を致さしめしは甚だ曲事なりと責めければ、ジャンは更に恐怖の色なく、辭を正ふし之れに答へて曰く、君の責言を以て敢て余の關せざる所なりと稱するに非ず、然れども今日本に於ては人々望む所の宗門に歸依すること自由なり、されば天主教を奉せしとて國主の意に悖るに非ず、且天主教は天堂の幸福を毀つことに非るよりは、百事國主の意に従ふ可きを教ゆ、故に予が國人をして此教法に歸依せしめしは國主に忠を盡す所以なりと。偕て此他の問答はジャン獄中より八代の奉教者に送りし書翰に詳なり、其文

概略左の如し、

前略、カクザエモンは予の心金銀を以て動かし難く、譴責を以て屈す可らざるを見て、唯教法上の難問を爲せり、因て予は先づ世界造化の事より説き初め、聖教は諸教法中尤も正眞の教にして、人間たる者之れを措き別に救罪を受くる道なし、此に於て予は此教法を信するなりと述べ、ガクザエモンは冷笑し、我れ今基督教の邪曲を糺さんとす、豈汝の説教を以て心を變せんや、吾れ固より釋迦阿彌陀を以て人間の教主なりとせず、浮屠子が南無阿彌陀佛と唱ふれば救罪せらると云ふを笑ふ、基督教と雖も亦然り、耶蘇瑪利亞と稱すれば救罪せらると信するは捧腹の至なり、釋迦は此世に數多の放言を書き殘せり、彼の基督教師の説く所は然らずと謂ふ能はず、彼等は遠境より來り、唯己れ一家の言を是として之れを吐く者なれば、吾れ愚なりと雖も、豈其言を信せんやと

然れども予は猶ほ徐に教法の眞理を曉らしめんと欲し、重ねて述べて曰く、君の言亦理なしとせず、予も初めは君と同見なり、因て容易に歐洲人の説に服せしに非ず、深く其道理を聽き、服す可き所あるを以て服せしなり、抑も人は靈明の智識あり、是れ禽獸と異なる所以なれば、則其效徴は能く事の眞偽を辨するにあり、又爰に問ふべき事あり、試に天地の形像を熟覽せよ、此廣大無邊の物を造成せし者ありとするや、將た自然を以て成りしものとするや、

又天下億兆の人類も歲月を追ひ系統を推せば、溯て人間の根本基礎たる元始の男女に至らん、此兩祖は天より降りし者とするや、地より湧きし者とするや、何處より生せし者とするや、若し之れを天より降りし者とせば、誰れか天上にて之れを作爲して降せしや、又之れを地より生せし者とせば、何ぞ一度生して再生せざるの理あらんや、加之土地に靈妙なる物を生ずる質を付與せし者なかる可らず、然らば人類元始の二體を造り、天下萬物の根元たる至尊無極大威力の者有りと謂はざるを得ずと、カクザエモン默然として之れを聞き終り、心中には予の演る所を以て理ありと爲せりと雖も、猶ほ其色を見はさず、答て曰く、汝の説く所更に解し難し、吾は以爲く地水火風の偶然に混和して萬物を生じ、又時有りて消滅し元始の虚無に復する者なりと、予又此説を論破して曰く、凡そ偶然に生ずる者は一定不變の規矩あることなし、夫れ人心は無比の精巧なる者なり、耳目鼻口配置の宜き、皮膚筋骨連接の妙なる、人力の企て及ぶ所に非ず、豈之れを偶然の混和物と爲す可んや、況や此精巧の身體に附するに明悟の靈魂有り、眞に君の説の如く萬物は皆地水火風より成る者なりとせば、此四者を聚て一體となすには精巧絶倫なる作者の工夫なかる可らず、譬へば畫の五色より成るが如し、妙手の畫工ありて之れを彩するに非れば、決して名畫を描出す可らず

右はジャンの書翰の抄出なり。奉行カクザエモンは此論説に服せざれども、亦其道理に敵する

と能はず、却て磔刑人四名の遺骨を奪て長崎へ販賣せしことを咎めければ、ジャン答て曰く、之れを販賣せしに非ず、四人の遺物として收拾し、奉教者をして崇尊愛護せしめん爲め送り遣はせしなりと。此問答の結局、遂にジャンを獄舎に繋ぎたり。

幾許もなくミケール水石氏も亦捕へらる。此人は才徳兼備の者にして、嘗て諸聖師の傳記及び其他數多の經本を和文に譯せり。此時ジョアシムは有馬に往て家に在らず、奉行其妻を捕へて入牢せしむ。ジョアシム之れを聞て懺悔を行ひ、聖體を受け刑死の覺悟を定め、急に八代に歸りしに、適く奉行は他行しければ、副官に面して曰く、吾が妻を捕へられしは余の不在なるに由るなれば、今余を捕へて妻の放免を請ふと。然るに妻は又夫に代て猶ほ禁獄せらるゝか、然らざれば夫と共に獄舎に繋がるゝを請へり。因て副官はジョアシムに答て曰く、目今奉行不在なれば事決し難し、須く其歸館を待つべしと。されどジョアシムは頻に請ふて止まざれば、終に其妻を放免し、ジョアシムを拘留す。是に於てジョアシムは深く之を喜べども、妻は却て大に悲み、何故に妾を夫と別にせらるゝや、若し吾が夫の基督教を奉ずるを非とせば、妾も同犯人なり、其罪同くして罰の異なる理あらんやと、涕泣哀訴して禁獄を願ひたれども、遂に聽かれず。

斯くてジャン、ミケール、ジョアシム三氏は教法の爲めに獄舎に繋かれ一所に會合し、友愛

の情益深く、互に勸奨して教法の爲めに命を致さんことを誓ひ、深く耶蘇基督の爲めに禁錮せられしことを喜ぶを以て、之れを見る者皆大に驚異せり。奉行は是等の人物の處置に苦み、心中熟慮するに、吾れ若し之れを威すに死を以てすれば、彼れ吾を以て其上天を助くる者とし、之れを配流の刑に處すれば、恰も奴隸の解放に逢ふに異ならずとし、磔柱を見ると帝坐の如く、管に之れを畏れざるのみならず、却て喜色あり、蓋磔刑の苦痛は一旦にして彼れを畏れしむるに足らず、寧ろ之れを驅役するか、或は之れが衣服を褫ぎ裏衣一を除して此國を追放するに如かず、此汚辱の刑は彼等を懼れしむること死刑よりも甚しからんと。

斯の如く思慮を定め、又八代地方の著名なる奉教者二十六人を捕へ、國主カンジュエとの命と稱して曰く、基督教を棄絶し、以後決して遵奉せずと云ふ誓書に血判す可し、若し不服の者は違令の罪を以て重く罰せんと。之れを聞き、死罪を危み妻子の愛に引かれて此命に服する者十三人、其他の十三人は固く志を決し、重刑の苦を受けんことを審官に請へり。カクザエモンは此人々の服し難きを見て、其處置は國主の意を問て後施行せんと、暫く之れを措けり。されど彼の三氏は禁錮を解かれず、又去歲磔刑に處せられし三名の婦人及び童子一人の遺體は盡く盗み去られて、今は衣服の敗片のみ残れども、猶ほ日夜番人を置て磔柱を看守せしめたり。

此十三人處刑の命未だ下らざるに當り、友人等は其不幸を憐み、其中に於て三名の偽筆を造

り審官へ呈し、基督教を棄絶せし旨を上申せり。之れを聞て兵左衛門と稱する人深く愠り、日本人の大辱を受くるべきの習例に従ひ、頭髮を截り審官に謁し、彼の上告は偽筆にして己れは決して奉教を廢せず、一旦天主に誓ひし言に背かんよりは寧ろ嚴刑に行はれて死せんと口述せしかば、審官大に其所爲を驚異せり。されど其名を再び罪人の名簿に加へ難しと拒みしに、兵左衛門佛然として、然らば自ら國主に見へ此事を直訴せんと逼り、遂に審官をして請ふ所に從はしめたり。

時に有馬の教會主教官は諸教徒の禁獄せられしことを傳聞し、急に長崎へ趣き教會長に謁し、之れを救ひ出すか、或は死期の教偈を授けんかの爲めに教師一名を遣はさんと談合せしに、此至難の旅行を望む者夥しく、其中に日本人にして教師の職を勤むるルイーなる者此任に適へりと選出せられたり。偕て肥後の國主カンジュエどのは異教信仰の人なれども、教會の諸師之れを尊敬し、至當の禮を以て時々候問せしに由り、先例の如く新年拜賀の時を以て謁見を請はんと、ルイーは一名の教師を伴ひしに、肥後國の奉教者二名之れに従はんと謂ふに由り、共に長崎を發し、海に航して八代に到り、此由を諸囚人へ告知せんと、同行の者一名を上陸せしむ。而るに守衛者固く拒で入れず、故に面談を遂げ難く、因てルイーは國主の居城たる熊本へ往て入謁を請ふに、國主は教師の贈物を納るゝ時は彼の囚人等の放免を請はんことを恐れ謁を許さ

す、是を以てルイーは已むことを得ず再び八代へ歸れり。

ジャン等三人は獄舎に在りて衛卒の言を聞くに、一教師國主の憐愍を請はんと熊本へ赴けりと、因て却て殉教の榮を失ふを恐れ、耶蘇教社の主教官へ書を贈る。其略左の如し、

嚮に手書を忝し、芳志肝に銘す、抑生等淺陋の徒と雖も、耶蘇基督と同一の厄難を受け、志願を達せんと、前日公廳へ自首し、聖教を奉ずるを以て幸に獄に繋がる、今や此大恩を感じ天主の爲めに嚴刑の苦を受んと熱心抑止し難く、只同囚の者死を畏れ、信心を失ひ、懦夫の所爲に倣はんことを恐るゝのみ、因て聖師の勸奨を受け、諸人の志を堅固ならしめんことを希望す、然るに頃者聖師人を遣はして熊本に赴かしめしを傳聞す、此れに由て萬一生等放免を得ば、生等の爲めに恩惠あるに似て、却て憂苦を益すなり、伏て願くば聖師並に貴社の諸師生等の爲に天主に祈請し、殉教を致さしめんことを、百拜頓首 シフイヤツク三名

右の書翰主教官へ達する前に、ルイーは熊本に於て國主に面謁すること能はざるを以て、齋らす所の進物も無用に歸せりとして有馬の學寮へ返し、單身にして衣服を變じ貧民に扮装し、夜中八代に入り、或る奉教者の家に宿し、三日間滯留し、一時も早く諸囚に逢はんことを謀れども、更に其便宜を得ず、諸囚も痛く之を悲めり。然れども別に施す可き術なく、因て三名より左の書翰を贈れり、

貴翰捧讀、大兄生等を慰問して遠路危難を犯し歩を枉げらる、厚意謝するに餘あり、若し清容を拜するを得ば、何の喜か之れに過ぎん、然れども獄舎の衛卒目前に看守し、日夜間斷なければ、拜眉の歡を盡すを得ず、茲に生等が獄中の近況を陳せん、抑予が繋がるゝ獄舎は租税怠納の者を繋ぐ所にして、室内甚だ狭少、横臥することを得ず、坐ながら睡眠するのみ、不潔汚穢名狀す可らず、又他宗人の發狂せる者あり、晝夜叫喚す、元來租税怠納の者をして不潔に堪へず速に皆納せしめんとの主意に由て、國主固く獄中の洒掃を禁ず、故に汚穢山積し、惡臭鼻を突く、實に人を害する者なり、然れども生等は幸に天主の擁護に依て皆恙なし、餘はジャンセイモンの口述に附す、伏て乞ふ、大兄讀經の時生等の事を祈念あらんことを、此の如く慘酷なる獄舎の苦痛も奉教人の志を屈し難きを見て、カクザエモンは手段を換へ、囚人の家財を沒收し、他の奉教者をして家族の養育を爲さしむ。而るに是等は窮民なれば焉んぞ能く他人の養育を爲し得けんやと、日本教會長並に耶蘇教社の主教官より財を與へて之れに給せり。肥後國に於て奉教者を虐すること斯くの如く甚しければ、皆去て長崎へ移らんと志せり。然れども之れを果さるる所以の者二箇條あり、一は此時に乗じて殉教の死を得んと欲するにより、一は死の逼るを見て郷里を去れば、奉教者の志を挫かんことを恐るゝにより。斯に一人あり、元と浮屠氏なりしに、基督の爲めに死を致さんとの大願を發し、頻に審官に請ふて

死刑を望めども允聴せられず。

諸師の中に囚徒に面會せんと種々工夫を凝らし志を得し者あり、此教師は日本人なり。其貌を變へ他宗人と偽り、或る奉教者の導を以て獄舎に潜み入れり。教師は諸囚を見るに、皆欣欣然として殉教を希望し、其死の遲きを憾む者の如し。其中尤も教師を感歎せしめしは、六七歳の小兒二人あり、其父之が膽を鍊らしめんとし、屢問ひ試むるに、近日獄卒來り汝等を磔刑に行ふか、或は頸を斬り腹を割かんとす、其時汝等深く基督の爲めに死することを得るやと。小兒齊しく答て曰く、靈魂若し天に上るを得ば、身體の苦痛は更に懼れずと。

右の教師は三日間八代に滯留し、前の伴教人十三名の内一名其過を悔悟せしを見て大に喜び。此者は奉行副官に謁し、奉教人たるを述べ、曩きには過て卑怯の心を生じ信心を失ひしを以て、今生血を瀉で此罪を雪がんと欲す、因て再び囚徒の名簿に加へ、衆と同一嚴刑に行はれんことを希望すと、心を決して逼りしに由り、其願意を許されたり。

凡そ艱苦は縦令些細なるも久しく時日を歴れば堪へ難きものなり、況や歳月を歴るに至りては、剛勇の者と雖も堪へ難し。然るに諸囚人は獄舎に繋がれてより既に二歳の星霜を歴、ジョアシムは空氣の汚穢なると食料の粗惡なるに由て遂に病に罹れり。有馬教會の諸師之れを聞き、一人の師父を農夫に扮装して夜中八代に至り、或る奉教者を導者として潜かに城内の獄舎

に入らしめたり。囚徒は之を見て神使の天より來降せるに逢ふ如く感喜の涙を流し、皆末期の懺悔を行ふ。病者ジョアシムは大熱に由り時々昏迷することありしに、此時は精神平治し、明瞭に懺悔を行ひ、且入牢の前に自ら書して調印せる信心の誓文の相違なきを陳述せり。其文に云く、

抑教主基督の教は正中の正、醇中の醇なる者なり、因て吾常に天主に祈るに、日本の頑民を教化せられんことを以てし、此念願心中に絶る時なく、綿々として日月に増長し、終に天意に適ふて教法の爲めに捕へられ、今生國八代の獄舎に繋がれんとす、吾れ雀躍に堪えず、欣然として此に趣く、願くば聖母瑪利亞、吾が爲めに聖子基督に請ひ、死に至るまで志を變ずると無らしめよ、且希くは聖教の爲めに萬劫の艱苦を受け、五體寸斷せられんことを欲す

ジョアシムは右の誓文を以て來訪せる師父の手に供し、其後二日獄中に於て心身を潔白にし殉教の志を遂げたり。其遺體は海上より有馬へ送られ、三年前殉教せしジャン南氏の墓側に葬らる。猶ほ殘る二人の死期の事は後に至て説出すべし。

爰に千六百五年八月メルシオル豊前守と稱する貴紳の殉教せしことを説く可し。此人は安藝國ミリの城主にして、其性剛勇、軍功亦少なからず、位尊く、家富み、才智人に勝れ、雄辯果敢、善く難事を裁斷す。然れども謙退、慈惠、風姿溫雅にして、山口國主毛利公の麾下に於て

比類なき良將と稱せられ、十八歳にして洗禮を受け、異教を奉ずる國主並に同僚の嫌忌を憚らず、公然として基督教を奉じ、教主苦難の業を慕ふこと殊に深く、金曜日毎に自ら責身杖を執り皮膚の破るに至るまで撃打し、其宿志は教主の如く慘刑の汚辱に死するに在り。此を以て常に耶蘇教社の師と會し殉教の事を談するを以て無上の樂事とす。曾て山口に住する師父釋氏の姦計に由て追はれんとせしを庇護して之れを止めたり。

國主は豊前守を重んずれども、其己れの基督教を忌むに反し教徒の首長となり、且之れを庇護するを以て、其智勇と功勞あるを思はず、先づ之れを亡し、尋で奉教者を他國に追放せんとし、一日侍臣をして説かして曰く、君能く心を改め神佛に歸依し、歐洲の教法を棄絶せば、國主甚だ満足ならんと。豊前守は之れを聞き答て曰く、臣は國主の爲めに身も家も顧みずと雖も、此真正にして不朽の幸榮を授くる教法を棄ることは、君命と雖も奉ずること能はずと。此に於て國主大に怒り、重ねて使者を遣はし、苦し我命に従はざれば、君主を蔑にする無禮の報を知らしめんと傳へられしに、豊前守は死刑に行はるゝと察すれども、基督の爲めに身命を擲つゝの宿志なれば、使者に向ひて曰く、願くは足下某の爲めに我君に請はれよ、我君もし臣が基督教を奉ずるを惡み、死刑に行はんとならば、先づ臣の手足を縛し、獄卒を先驅として、之れに臣の死刑に行はるゝ主意を呼ばしめ、山口城下の市中を巡廻せしめんを希ふと。

使者斯の如く復命しければ、國主益怒り、即時に之れを誅せんと欲すれども、若し此の如き忠節功勞ある勇智の將を殺さば、他諸侯の笑を招くも圖り難しと、暫く怒を懲すと雖も、其後幕府より聖教宣布の嚴禁を下し、且將軍の命として天下の諸侯速に其管内の基督教師を追放す可き旨を傳へられしと、或る佛僧の謂ひしに由り、事實を問はず、直ちに命令し、山口在留の諸師を追放せり。然るに豊前守の處刑は未だ行ふ可らずと、猶ほ使者を以て、若し吾意に従はゞ厚く賞せられん、否らざれば重く罪せんと、種々説かしめらる。此の如くすること四年の久しきに至れども、豊前守は唯前の如く答へて變ることなし。是時に當り國主の麾下に二人相争ふ者あり、忽ち分れて二黨派を爲すに至りしに、幸に豊前守の和解に因て無事に治れり。是より豊前守の威勢益加りければ、國主の猜忌益深く、遂に之れを害するの意を決せり。

國主は此事もし發露して、豊前守防禦の備を爲せば、容易に制し難しとし、聖母昇天日に當り封内の名城萩に於て突然一千の兵を遣はし、豊前守の居館を圍ましむ。此時佛僧一名騎士一名先づ内に入り、國主の命を傳へ、質を出さしめ、若し抗敵し或は脱走するの所爲あれば、其質を殺す可し、能く恭順すれば質を免さんと云ふ。是れ日本の定法なり。此に於て豊前守即ち幼子と姪とを質に供せり。然れども兵士は猶ほ其家の圍を解かず、豊前守は専ら死期の準備を爲せり。

其明日即ち八月十六日法吏二人入來り死を賜はる旨を傳へ、罪按を授く。豊前守從容として讀み終り、法吏に向ひ謂て曰く、余は基督教を奉ずるを以て誅せらるゝの外罪狀なし、其他の事は皆附言の言なりと、此の如く答へ、一條の繩を取り出し、願くば之れを以て余を緊縛し、引て國主の面前に至り、隨意に誅せられんと請へり。是の意は市中を一巡し、耻辱を受けて死せんとするなり。然かれども法吏は固く之れを拒み、辭を盡して諫めて曰く、君唯潔く割腹して死せよ、死後は某等厚く送葬の式を行はんと。而るに豊前守は肯んせすして曰く、余は卿等の禮を受るを好まず、又計窮して身を殺す日本人に倣ふを欲せず、天主の法に従て死するを願ふと、言終て一室に入り、衣服を改め美麗に扮装し、腕に聖髑匣を結び、再び出で來り、天主並に教主の像を拜し、靈魂を天主に託す。其時一人刀を執て其頭を刎ね、其袖を裂て之れに包み國主の許に致せり。國主は豊前守の死を以て足れりとせず、其夫人並子姪を殺し、其婿及び其一家に屬する諸臣百餘人を誅す。因て此事を日本教會長より羅馬へ報告せり。

殉教は貴賤を問はず天主の前に於て等しく貴重せらるれば、貴人の死を記せし後、**ダミエン**と稱する盲人の死を述ぶ可し。此人久しく聖教を奉じて傳教の事をも行ひ、終に生血を瀧で信心の證印とせり。此人は堺府に生れ、千五百八十五年山口に於て洗禮を受く。其以前は日本に於て盲人の業とする琵琶を弾じ、舊き史傳を演て生活せり。生來能辯にして才智ある者なれば

其演る所善く人を喜ばしむ。已に洗禮を受けし後は他に勝りて教法の奥義を明知し、教法を傳播せんとするの念恰も燃るが如く、彼の唱歌雜談に託して人家に出入し、聖教の大旨を演説し數多の異教人を教化せり。

初め山口の教會の未だ毀たれざる時、耶穌教社の師父一人之れを管轄し、彼の盲人**ダミエン**之れを輔けて奉教者を教導し、異教者を歸化せしめけるが、毛利氏師父を逐ひし後、之れに代て傳教師の職を攝し、猶ほ説教を行ひ、又已むを得ざる時は人に洗禮を授け、病者を慰問し、死者を葬り、終に天主より降魔の威力を授かり、人の體に憑る所の妖魔を叱斥して退散せしむる神異あるに因て、聖名を得るの光榮を荷へり。

然るに或る佛僧此神異を妖術なりとして國主に訴へ、且之れを誅して基督教の柱石を倒さんことを奨勸せしに由り、國主は居城萩より法吏二人を豊前守の所領沒收の事に託し山口に遣はし、**ダミエン**を殺さしむ。八月十九日山口に達し、先づ豊前守の舊邸に至り沒收の事を行ひ、直ちに捕卒を發して**ダミエン**を呼ばしめければ、**ダミエン**は其意を察し、天主の爲めに命を致すを喜び、其身を淨潔にして妻子に別を告げ、奉教者二名に伴はれ、欣然として法庭に赴きける。

法吏は**ダミエン**の來るを見て之れに向ひ、國主汝に基督教を棄絶す可きを命せらる、汝命に

従は、土地田宅を論せず汝の望む所を賜ふ可し、若し此命に背かば生命に關はらんと。ダミエン之れを聞き疑懼の色なく言辭を正して答へて曰く、今貴官余に授くるに幸福の生活と汚辱の死亡とを以てす、此中何れにても選むべしとなれば、余は死亡を請はんのみ、嘗て聞く一時の榮華は望むに足らずと。又基督教の他教に勝れて真正なるを演べ 法吏の難問を一々解答し、聽者をして感歎せしむ。

然るに法吏等は現世の快樂に心を奪はれ、來世の永福を思はざる者なれば、ダミエンの屈せざるを見て、速に之れを死刑に行はんと決せり。此事若し奉教者の耳に入れば騒擾を生せんか或は擧て他國に奔らんを恐れ、時日を移さず潜かに之れを害せんと、其夜の深更に至てダミエンを馬に乗せ、松炬を照して城下を出で、刑場の小川の側に引き行ければ、ダミエンは路次に於て尋問して曰く、君等は余を害する爲め刑場に率ゆる者と覺へたり、是れは余の奉教者たるを以ての故に非ずやと。警固の者答へて曰、汝の推察の如し、往きに國主嚴命を下して基督教を禁じ、傳教師此國に留る可らずとありしに、汝は大膽にして此地を去らす宣教を行ふに由て、死刑に處せらるゝなりと。

ダミエンは己れ奉教人たるに由て誅せらるゝと聞き、馬より下りて地上に跪き、口述して曰く、衆生濟度に因て生命を捨てし教主の爲めに身を殺すは、何の幸か之れに過ぎん、余の歡喜

譬ふるに物なし、願くは覺悟を定むる間暫く猶豫を請ふと、數遍經を誦し、默然潛心すること良久ふして頸を延ぶ。其時削手刀を頭上に擧げ、汝此場に於ても一言基督教を棄絶すと云は、命を助く可し如何と尋ねければ、ダミエン答へて曰く、余は奉教人なり、奉教の爲めに死するを分とす、汝は汝の職分を盡す可しと謂ひ放ち、頭を刎ねられしとぞ。是の件は此場に會せし正實の人後に日本教會長へ語りしなり。ダミエンの基督教を奉ずるや二十五年間にして、齡四十五歳を以て死す。嗚呼天主は百萬の異教者中より一人の琵琶を鼓する盲人を選み擧て、信徳を宣布し、天威を耀さしむ。余之を録するに當て伯多爾聖師の言に感ずるあり、曰く、天主は人の貴賤を選まず、只天命を畏れ慈善を行ふ者を以て其意に適すと爲すと。

削手は國主がダミエンの死を秘するの意あるを知り、故に五體を截斷し、且奉教人の收拾せんことを恐れ、其半を河中に投じ、餘は近傍の林中に投せり。而るに之れを知る者有て頭顱と右腕を搜出し、長崎に遣て耶穌教社の經堂に收めたり。

山口の奉教人此の如き虐に遇ふに當り、京師、伏見、大阪の者は頗る安穩なり。抑三府は日本國中に於て最も富盛の地にして、人口衆多なれば、教法を諸國へ弘むるに便宜の所とす。京師は古より皇居あり、伏見は其頃將軍の居城にして、日本の首府たり。大阪は伏見より廣大にして、且太閤の孤子秀頼の居城なれば、其勢伏見に下らず。此の三都に羈寓の貴人は教師の居

館、並に歐洲より齎せし算術器械を一覽せんと欲する者少なからず、諸師此機會に乘じ來觀の人々に説教を聽かせ、教法の大意を解く。之れに由て歸依する者夥多あり。此年洗禮を受けし者京師に於て三百十八人、伏見に於て二百十五人、大阪に於て二百六十人、幼稚の者は加算せず。

此三都中の著明の事迹を詳記せんとすれば枚擧に堪えず、茲に僅に一事を擧ぐ。或る二童子の聖教を奉じて痛く苦しめらるゝあり、共に齡十二歳に滿たず、一日大阪の教會に來り師父を見て洗禮を請ふ。師父は是れを童子の好奇心より生せしことと思ひ、已に教法の主旨を學びしやと尋ねけるに、屢教法の講義を聽聞しければ、既に洗禮を受くるに充分ならんと答ふ。然らば猶ほ念願を固くし、彌信心不變なるを見て後に請ふ所に任せん、今日は汝の家に歸り再び來る可しと諭せども、既に聖神其胸中に降りしや其志甚だ篤く、泣て洗禮を請ふにより、師父大に感歎し、重ねて童子に向ひ、汝等已に洗禮を受くるの質缺る所なしと雖も、父母の允可を受くるに非る可し、若し父母の許可する所ならば、父母より紹介人を添て來らしむ可きなりと云て、其志の堅否を試みしに、答て曰く、已に父母の許を受けたり、若し洗禮を授けざれば決して此所を去らすと。是に於て師父其志の堅固なるを認めて教法の主旨を問ひ試みしに、年に勝りて明悟なり、因て遂に兩人へ洗禮を授けらる。

此兩人の中尤も幼き者一日師父に見へ、基督の畫像を受け其家に安置せんと請ふ。師父は一家の者皆な異教を奉する中に靈像を掲ぐるは道に非ず、無益なりとして許さず。然るに師父の家に養はるゝ徒弟より一枚を乞ひ受け、其家へ持歸り之を掲げて人目に觸れしむ。其父童子の室に入て之れを一見し、汝何事ぞ基督教を奉するやと答むれば、答へて曰く、兒天主の愛護を受けて聖教に歸依せり、曩に爺々の許せる所に非ずやと。父は之れを聞き大に怒て曰く、汝頑愚何をか云ふ、吾れ豈汝の神佛を棄るを許さんや、若し速に神佛を拜せざれば、汝の頭腦を打碎かんと。此時童子從容として曰く、兒只爺々の意に任せんのみ、若し兒の頭を刎ねんとならば、茲に兒の短刀あり、之れを以て刎ねられよ、兒は死に至るまで聖教の信者なりと。

此時父は奮然として童子を捉へ衣服を裂き之れを裸にし、手足を縛して嚴しく打撃し、又時々鞭を止めて問て曰く、汝猶ほ神佛を拜せざるや、基督教を棄てざるやと。童子は怨色なく又苦態なく、只兒は奉教者なり、奉教者を以て死なんと答ふるのみ。父は益激怒し力を極めて打しに由り、童子の五體血を流せり。然るに猶ほ童子の志屈せざれば、嚴寒の時候なるに僅に褌衣を被せて之れを縛し、猶ほ深く惱まさんとし、一家の者奴婢に至るまで交々往て之れを罵らしむ。

されど童子は苦痛を忍び、默然として人の罵るに任せければ、父も別に之れを改心せしむる

に道なしとし、却て怒を隣家の奉教者に移し、我子を唆かせしは彼の者の所爲ならんと往て之れを責め、官府へ訴へ、此地を逐はしめんと罵れり。時に大阪在留の師父此事を聞き、市尹の家詣り彼の父を和解すべしと請ひければ、市尹之れを召して曰く、汝の子及び隣人の事は我に任す可しと、之れに由て父も其言に従ふ。因て異教の信者も此童子の勇剛なるを見て、昔時は年老て賢智に進みたれども、方今は基督教に因て、幼稚の者をして老成人と等しく賢智ならしむと歎稱せり。嗚呼天主自ら言はず、童子の口を藉りて其徳を稱せしめ、且之れをして暴君頑父の壓制に抗して遂に勝利を得せしむること此の如し。

曩に豊後の國主コンスタンチンの放逸、懦弱、悖教に由て心を亂し、遂に天主の責罰を蒙り不慮の厄難に逢ひしことは、既に前章に記せるが如し。茲に又此人の世に稀れなる悔悟、責身の行狀、竝に天主は悪人と雖も其父の慈善を追賞して、寛典を以て大利益を興ふることを説出す可し。コンスタンチンは已に放逸に由て失ふ可き生命をシモン・コデラの爲めに救はれ、徳川内府公之れを日本國內極めて邊鄙なる出羽國に放ち、身を終へしむるを以て、艱苦して歲月を送り、其後出羽の國主も領地を逐はれしより之れを扶助する者なく、益困窮して、耶蘇教の諸師並に其父フランソワの舊友臣僚より衣食を受け、餘命を繋ぐのみ。凡そ富貴の爲めに天主を疎みし者は窮厄の爲めに天主を親む者にして、此人の如きも亦然り。此天罰を受け初めて其

過惡の大なるを悟れり。其國を放れたる前にシモン・コデラ之れを教會の協濟社へ加入せしめたれども、未だ改心せず、此時に至り始めて全く悔悟し、今此窮厄に罹りしは天主の責罰なることを知り、毫も天命を怨まず、耻辱を忍び、只此懲戒を以て本心に復せる天主の大神を感じ、幾多の苦楚を受け、犯罪を贖んとして、天主の責罰に自己の責罰を加へ、斷食と責身杖を以て自ら我身を苦しめける。

諸師之れを見て少しく其責身の業を和げざれば自滅の所爲に陥らんと諫むれども、コンスタンチンは我罪惡重くして尋常の責身を以て之れを贖ひ難しと云ひ、四十八日祭中及び其他一歳の中屢極めて粗惡なる衣を着け、或は繩を以て自ら其身を細し、之れに加ふるに斷食と責身杖を以てせしに由り、富貴に生長せし身なれば堪ゆる能はず、遂に之れが爲めに衰弱して病に罹り、其死期近きに在るを覺悟し、聖體の授與を請ひ、天主に無限の恩恵を謝し、奉教者となりて死するの喜を述べ、千六百五年流竄せられてより五歳を経て、靈魂を天主に奉還せり。嗚呼天に悖る者は罰せられ、天に従ふ者は免さる。應報の著しきを見る可し。抑斯人の善く悔悟して終を全ふせしは、先考フランソワの信心と、耶蘇教社の諸師のフランソワの教會に大功あり且終身諸師を庇護せしを感じて、讀經、願請、刻苦を以て其子の悔悟を天主に祈りしとに因る者なり。是歲コンスタンチンの姪女マゼンスも亦亡す。父はコンゴと稱す、内裏の貴官な

り。太閤コンスタンチンの豊後の領地を没收せしとき、マゼンスは祖母に従ひ長崎に移る、時に年猶ほ七八歳なり。十二歳の時身を天主に供して生涯不犯の誓を立る念願を起し、之れを祖母と教師に請ひしに何れも猶早しとして許さず、されど屢請ふて止まず、遂に剃髮緇衣の所爲を禁じ、唯起誓の事を許せり。

マゼンスは念願の達せしことを喜び、祭壇の下に跪て誓約を定む。是よりして基督を其夫の如く見做し、他人よりも厚く給仕して崇敬の意を表せんと、益々讀經、責身、刻苦の業を修め、屢秘跡を受け、一日に三回の黙想を行ひ、靈魂に關する書を読むときは必歎美の聲を發し、隨喜の涙を流せり。

若し已むを得ず遊興の席に會するときは、只人と争はざるを以て樂となすのみ。其好む所は天主諸聖、殊に己が厚く信仰せる聖母の談を爲すに在り。聖母の像を拜するときは必感泣し、聖母並に聖子の祭日の前後は三日間飯と水とを斷て口に入れず、其他厚く信仰する諸聖の祭日も亦然り。將臨祭日並に四十八日祭中は非常の斷食を行ひ、耶穌聖誕祭日の前は夜々藁藎の上を臥し、基督が藁に臥せしに倣ふ。此の如く責身の業甚しきを以て、時々父母より教師に請ふて之れを節せしむるに至れり。

秘跡を受くる時は喜に堪えず、茫然として醉へるが如きと良久し。密撒を聴く後も亦然り。

又棄世女の衣裳を着ることを望めども許されざりに由り、一日竊に貧人の粗服を乞受け、聖母の像を拜し之れを頭に戴き、一日たりとも聖母の如く粗衣を着けし喜を述べたり。

此他記す可きこと數多なれども之れを略して、爰に死期の様を説かん。抑もマゼンスは斷食責身の業を以て身を衰弱せしめ、十八歳にして重病に罹り、四ヶ月間の苦惱を撓む色なく之れに耐ゆると雖も、傍人其頭痛の劇しきを見るに忍びず、其死する八日前に頭髮を斷ちければ、マゼンスは是れ方に天主妾が落飾の心願を成就せしめしなりと感喜禮拜し、且死期近きに在りとして聖爵を乞ひ受け水を飲み、猶ほ死期の大苦惱を授けんことを祈請す。

時に傍に侍せし人、貴嬢は必救主並聖母の前に至り、童貞の賞を受けんと云ひければ、喜色面に溢れ、今や毫も苦痛なく、福壽無量海中に遊ぶの心ありと云ひ、晝夜手に十字架を握り、時々呼で曰く、妾今神聖靈架の下に俯伏して白す、吁吾が救主已に靈血を以て妾の魂魄を洗滌せり、伏て願くば今此魂魄を救拔せよと。其終に臨むや、仰て天を望み、願くば天主吾魂魄を受けよと唱へ終て瞑目せり。此女子の如きは生死共に完全無缺と云ふ可し。抑夫の日本に於ては老弱、男女、貴賤、貧富、廢疾の者に至るまで刻苦して天に上るに當り、歐洲の奉教人は却て此幸福を斥けて地獄に陥る者幾許ぞや。吁嗟、此異教の冥暗界に生長する者にして能く刻苦責身、人間の快樂を棄絶するに、歐洲の文明世界に生長する奉教人は塵界の汚濁逸樂に耽て無窮

の幸福を忘れ、天上の光榮を捨て、浮世の富貴を取るは慨然大息に堪えざるなり。
 京師の人に聖教の王と稱する聖彌厄爾サン・ミケールの像に對し無禮を爲して天罰を蒙りし者あり、此事は必記載せざる可らず。此人要用ありて長崎に至り、或る所に聖彌厄爾サン・ミケール大神の像を安置せるを見て熟視すること良久しく、俄に狂氣の如く罵て曰く、天主果して靈あらば吾を罰せよと、其拳を揮ひ之れを打つこと無數にして去る。已にして長崎を發し京師に還り其家に至れば、忽ち奇病に罹り、其苦痛に堪え難し。是に於て前の無禮をなしたる責罰なるを悟り、耶蘇教社の師父を請ふて事由を告げ罪を謝しければ、師父即ち教法の主旨を教へ、洗禮を授け、罪障懺悔を行はしむ、因て其病頓に平癒せり。

千六百六年將軍の寵臣イシアン氏長崎奉行を命せらる。其時日本第二教會長ルイドセルケラ師は久しく將軍に謁する機會を待ちしに由り、同氏へ其意を通せしを以て、同氏は固より深く師父を敬する人なれば、異議なく之れを承諾し、或日將軍に見へ閑談の序を以て、教會長の爵位貴くして教法上に大威權あること、葡萄牙人に尊重せらるること、並に兩國の和親交易を保護する權あることを彌縫演説しければ、將軍大に喜び、教會長の便宜を以て何時にても入觀すべしと命せらる。

長崎奉行は此旨趣を教會長へ報じければ、教會長は直に旅装を整へ長崎を出帆し、大阪に至り

留ること二日、伏見の音信を待つに、將軍昵近の諸侯之れを聞て、使者を遣はし來着を祝する者多く、イシアン氏は船を備へて教會長を京師に迎ふ。此地の諸師奉教者も厚く之れを請待し京師より伏見まで僅に一里なれども、入觀の日は日本の俗に倣ひ轎子に乗て城に入り、將軍厚く之れを饗し、其懇懃なること例外に出で、恰も皇族待遇の禮に異ならず。將軍は最大儀式に用ゆる禮服を裝ひ、教會長に面接して遠路來訪の厚意を謝し、其れより重臣を以て誘導し、宮殿城廓其他京師の壯麗なる邸館を一覽せしめらる。

日本教會長は此の如く將軍の禮遇を得たれば、必ず奉教者をも寛優の處置あらんと希望せしに、不慮の二箇條に因りて人心を惱ませり。其の一は高貴の夫人の奉教者薨せしより起りし事なり。夫人の良人は佛教を奉するを以つて、釋徒をして佛家の禮に従ひ莊嚴鄭重に葬式を行はしめんと欲すれども、其姑は奉教者なれば、切に請ふて遺骸を耶蘇教社へ送り、基督教の禮式を以て埋葬せしむ、因て諸師父京師の新教會に於て葬式を行へり、之に會する者數を知らず。浮屠氏は忿怨に堪へず將軍に愁訴し、言を巧にして誣ひければ、將軍此の時を以て從來懐く所の不平を發し、教社の禍難に及ばんとす。然るに幸に將軍の寵臣上野介教會の爲めに周旋して曰く、基督教徒を優待するは互市に利あり、且今日の葛藤は浮屠氏の基督教師を妬むより起りしなり、抑教法を外國に傳へんとして遠境より來りし者、其志を達せん爲め力を盡すは至當の

所爲なり、固より怪むに足らず、基督教の盛なるは浮屠氏の淺學鄙才にして之れに敵すること能はざるなりと、是に因て將軍の心大に和らぎ無事を得たり。

其二は一層重大にして大に奉教者を憂慮せしめたり。此事の起因如何となれば、秀頼公の母公の侍女禁を犯して聖教に歸依せる者あり。釋徒は母公を陵かして、彼の侍女は其主を蔑にし神佛を輕んずるの罪を糺すべきを以てす。母公此事を將軍に訴へて裁決を請ひしに、將軍は其心を慰解し、且之を尊重するの意を表せん爲め、大阪奉行に命じて左の告示を公布して街頭に掲げしむ、

先般公布に及べる制禁に背き基督教を奉ずる者往々之れ有るよし、上聞に達しければ、將軍深く其違命を惡ませられ、今度改めて諸有司に命じ、篤く制禁の旨趣を遵奉施行せしむ、向後は此新教に歸依す可らざるは勿論の事にして、已に奉教せし者も速に棄絶す可きこと國家の爲めに肝要なり、此旨布達に及ぶ者なり、四月廿四日

奉教人は右の告示を見聞し、皆初めは恐怖せしと雖も、又其文體の常に異にして固く制禁せらる可き意に非ず、實は彼の母公の怒を慰解せん爲めに公布せられしことを察し、稍々安堵の思をなせり。されば異教を奉ずる者も之れを遵奉せず。因て是歲千六百六年に於て日本國中、幼稚の者を除き洗禮を受けし者八千人に至れり。

茲に又前將軍並に新將軍の通辯官ロドリゲス師歸朝するに由り、大に此憂慮を消するを得たり。師父入觀して風波の爲めに途中に阻せられしことを述べ、耶蘇教社主教官の名代として日月の運行を示す自鳴鐘を獻せり。將軍此珍器を得て悦喜當ならず、之れを伏見の城樓に掲げらる。諸人之を見て其奇巧を感歎せり。

是歲日本に在る耶蘇教社の師員百二十四名なり、其中に於て二人死去せり。一人はサカリ！カンピオンと稱す、以太利國アレザンスの人なり、久しく支那の首府に在て教法の講義を勤め日本に来る後僅に十七日にして卒す。一人はアレキサンドルウリニヤンと稱す、日本國の主教官兼巡察官となり、日本より羅馬に遣はせる使者を送り臥亞に至ること四度、實に大名の聖師にして、其功德支那日本に著はる。初め百事至難の時に當て其社の首長の命を受けて日本に来ると二回、盡力周旋して良師を此國へ迎へ、後に主教官の職に陞て印度を經營し、諸所に濟貧院、學校等を設け、基督の教界を弘むるを任とし、孜孜として倦まず。終に支那に至り、諸師の居所を巡視し、新に歸教せし者を勸奨し、官府より特別の允可を受け、支那國中何處に於ても適意の地方を周遊せしめらる。因て老年多病の身なるを厭はず、尙ほ深く此大國の中に入らんとせしとき、天主已に其志願を十分なりとして、往時フランソワ聖師が此の如き志願を起せしときの如く、其多年の功勳を賞するため天上へ迎へらる。凡そ宣教師中此師父の如く在世

の時に尊敬せられ、死後に哀惜せられし人は鮮し。

此の缺員を補はんと、同社の首長より是歲葡萄牙通商の大船に教師六人を載せて遣はしけるに、此船支那と日本の間に來りし時大難風に逢ふて、貨物食料を大半海に投するに至る。大小の帆は盡く風に破られ、船傾き其底を見はして走り、殆んど將に覆没せんとす。乗客水夫皆長崎の聖母堂を遙拜し、能く此厄難を免れ彼地に達するを得せしめば、隊を結で港より經堂まで敗帆を肩にして參詣し、之れを聖像の前に備へて、永く殊恩の辱きを記せんと祈請しければ、忽ち風和らぎ波靜まり、船は常に復し、其翌日即ち聖母升天祭日を以て恙なく長崎へ達しける。水夫乗客感喜雀躍して、祈誓せし如く帆を肩にし、皆徒跣して市街を過ぎ聖母堂へ詣れり。

日本國殉教者の事記す可き者甚だ多し、而るに余此書を大部にせざるを欲すれば、已むことを得ず他の奉教者の著明なる事業、及び天主の此國へ降せし神異を略す。且夫れ事績の人を感動するは言論に勝ること論を待たすと雖も、多く有徳の所爲を記せざるは、世人概ね徳を説くを好で、徳を見るを好まず、故に却て讀者を厭はしめんことを恐れてなり。

爰に又將軍は耶蘇教社の教會長諸師父并にロドリゲス師を優待せらるれども、猶ほ未だ前政府豊臣氏の曾て下せし宣教並に奉教の制禁を解かず、亦諸侯伯の聖教に歸依するをも喜ばず、是を以て今日に至るまで教會の主教官會て將軍に謁せし者なし。曩にアレキサンドルウリニヤ

ン大師の入觀して禮遇を受けしは、印度總督府の使節なるを以てなり。其後主教官より每歲教師一名を遣し、同社の總代として候問せしむと雖も、主教官たる人は未だ一度も謁見せず。

此歲將軍教會長を招かれしとき、主教官も來謁あらば満足に思はるゝ由を傳へられしに由り將軍昵近の士にして同社に親しき人々之れを聞き主教官に報導し、此機會を誤らず入觀すべしと勧めしを以て、主教官は其厚意を謝し、出發の準備を爲せり。然れども猶ほ將軍の寵臣教社の庇護人たる上野介に商議しければ、上野介乃ち將軍の意思實に入觀を許さるゝに相違なきことを見て、之れを主教官に報告せり。

是に於て主教官は天主に此旅行の幸福を祈り、屢々讀經、責身の業を行ひ、千六百七年五月五日長崎を發す。此時將軍駿府に在るを以て、先づ大阪、伏見、京師を過るに、途中の奉教者懇懃に之れを奉迎せり。既にして駿府に達し、將軍に謁して非常に禮遇を受く。凡そ將軍は縉紳の禮拜を受くるも一言の應答なきを例とすれども、此日は親しく遠路來觀の忝き旨を述べ、其他親睦を表するの語あり。已に退散せる後、將軍主教官の尊嚴なるを嘆稱し、諸重臣に語りて曰く、彼れは日本支那の諸師を統轄して之れが進退を掌る者なれば、彼をして長崎に居らしむるは我國の便宜なりと。又進貢せし諸品を宮中の婦女に示されしとぞ。此品は如何なる物たることを記さるれども、要するに歐洲の珍奇たりしこと疑なし。奉教人は皆天主の此入觀に福

せしを喜び、是より教法の運を開かんことを希望せり。

此時上野介師父に厚く親睦の情を表せり。初め師父入觀の日に當り、將軍の愛する某公(尾張中將忠吉)逝去の報知に接すと雖も、之が爲めに時機を失はんを恐れ、此日は使者を留め、事を秘して計音を上達せざりしとぞ。偕て此逝去せし公子は深く人心を得たる人にして、侍臣八人哀戚の情に堪へず、自ら屠腹して之れに殉じたり。

將軍は頻に主教官を稱譽し、上野介に命じて曰く、彼の師父此の地へ來りし序を以て江戸に往き、世子に面謁す可しと。上野介は主教官の意如何を知らざれども、彼れ已に長崎を發するとき此志願ありし由なれば、世子に謁することは固より望む所ならんと答へければ、將軍又命するに近頃發見せし伊豆の銀山を一覽せしむ可し、然るときは吾が旅行に用ひし船を借し與へ且著船す可き港を使命せんとの言あるを以て、上野介は此旨趣を師父へ傳へけるに、師父は恩命の忝きを喜べども、遠方周遊の勞に堪へ難く、且銀山一覽は職掌に係らざるに由り、恩免を蒙り、只志願の如く江戸入觀を命せられよと請ひければ、將軍之れを許容し、然らばロドリゲス師に代らしめて彼の地を一覽して、其景況を主教官に告ぐべしと命せらる。

江戸は初め唯關東の首府たりと雖も、今は日本全國の首府となり、京師を距ること二十二日程、駿府を距ること四日程、長崎よりは三百五十里にして、日本東方の國境に在り。豊臣太閤

の死後に前將軍全國を掌握して關東を新將軍に譲り、駿府より時々往來せらる。市街の長さ四里、其廣大なること推して知る可し。將軍未だ日本の統領たらざる前は格外廣大壯麗ならざりしに、千六百六年に當り巨壁を築て城を造らせ、之に用ゆる職工日に三千人なりしと云ふ。日本大小の侯伯此地に壯麗なる邸館を構ふ、然れども將軍の居城に比す可きに非ず。其居城は九重の層樓を飾るに黄金の薄板を以てし、其頂を尖形にす。園庭あり、回廊あり、臺閣あり、亭榭あり、砲臺あり、兵を列する地あり、其他の美觀人目を驚かせり。江戸に達するに一條の大道あり、幅員凡そ六十歩、路傍に數多の松樹を栽ゑ、炎暑の時に際し旅人其下に立て涼を納るに足る。又諸所に美館を設く、是れ毎歲新將軍駿府に候問するの便宜に備ふと云ふ。

又途中に火山あり、高峻絶景を以て名あり、其噴く所の煙は靄の如し。其地に達する前三日已に其頂を見る、其形圓くして尖れり、實に壯觀なり。上より下に至るまでを四層に區分す、第一層は常に雲に隠れ、第二層は雪に蔽はれ、第三層は樹木を帯び、第四層は山麓にして、其廣きこと三四國に跨る。其中に諸種の神佛を祠れる堂あり。日本人深く此山を崇尊し、八月には積雪全く消するを以て其頂上へ登らんと諸州の信者來り集り、夜中に登山す、白晝は目眩して轉落の恐れあればなり。

茲に主教官并にロドリゲス師は駿府を辭して江戸に發向す。途中相模國を過ぎれり。此地に

往時將軍の居館ありし鎌倉と稱する舊跡あり、昔日は居民二十萬戸ありしと云ふ、師父の過ぎりし時は僅かに五百戸を存せるのみ。二師遂に江戸に達す。

是より先き千六百五年に當り、耶蘇教社の師父某基督の教界を弘めん爲め新たに地方を發見せんと欲して、關東に遊び江戸に至りしことあり。其時師父の道中僅かに一人の奉教者に邂逅せしのみ。此人は醫を業とする者なり、一郷總て異教を奉ずる中に在りて獨り聖教を奉じ、淳平として信徳を失はず、常に和譯の訓戒書問答書を熟讀し、若し同志の者來訪すれば之れを勸獎し、又他宗徒と討論して之れを説破せり、二聯の念珠を藏し、金銀珠玉よりも珍重す。今回師父の其國に來るを聞き、念珠を頸に掛け過訪し、其家に招待して厚く饗應せり。

抑々此師父の江戸に往きし主意は、彼地に在る若干の奉教者生命を失ひ家財を沒收せられんとするを聞いて、是等の人を獎勵せんが爲めなり。此事の起原を尋ねれば、前將軍新將軍を訪ひしとき、江戸市中に數多の奉教者ありと上聞する者ありければ、將軍大に驚き、市尹に令して其數を糺し、之れに教法を棄絶せしむるか、或は追放すべしと命せり。是に於て直に其趣意を宣告しければ、其命全國に及ばんと思慮せし者多かりき。市尹は嚴しく詮鑿を遂げしに、市中を擧て僅かに十名の奉教者ありしのみ、因て追捕に及ばず、只基督教に歸依する者は死刑に處せんと命を下せるのみ。其十名の内一人は將軍父子命を下して聖教を棄絶せしむと聞て、自

ら市尹廳に至り、其身の奉教者たるを告げ、之れが爲めに嚴刑に行はれんを請ひ、且道理を盡くして聖教の眞正高尚なることを述べければ、市尹大に其道德と剛勇を歎賞せり。此制禁市中に行はれし時なれども、師父は無事に將軍の拜謁を許され、感勸の饗應を受け、請ふ所あれば許容せられ、且銀錠を下賜せり。此銀錠は當時専ら日本に通用せる貨幣なり。

主教官並に**ロドリゲ**師の新將軍に謁見せんとして江戸に入りしは、前の教師の來りしときより二年の後なり。此地の奉教者は兩師の來を喜で愛敬の意を表し、將軍の禮遇も亦厚くして入謁の日には將軍衣服を改め、前將軍の如く遠路來訪の芳志を謝する旨を述べられける。

當時執政職二人あり、一は本多公と稱し、一は相模公と稱す。兩公ともに教社に親しき人なれば、周旋して將軍の意に適することを謀り、且二師を寢殿まで誘引せらる。其後數日を経て主教官本多公に謁して教會を庇護せらるゝ鴻恩を謝し、且請ふて曰く、僕等天主を除くの外は將軍の爲めに心を盡さんと欲す、故に僕等の目的は只日本の民を教導して、善く將軍の命を奉せしめ、且世に眞神あるを知らしむるにあり、抑々日本には諸種の教法あり、其間或は相敵視する者も寡なからず、然れども政府は是等を忌惡せず、各人の好む所に任せり、因て願くは正理に適ひ、人を善に導き、他宗の者に至るまで嘆稱せらるゝ天主教なれば、諸宗と同く允可を受け、信仰を士民の自由に任せられんことを欲す、伏て乞ふ、閣下此事を將軍へ執達あらんこ

とをと。

時に本多公答へて曰く、師父の請ふ所誠に理あり、吾れ能く聖教の真正なるは日本の教法に勝ることを知る、時機を計て師父の意を達せしめん、且向後益々貴社の爲めに盡力して信誼を厚ふせん、宜く心を安んずべしと。是に於て諸師其好意を謝して暇を告げ、主教官は前日の路に就て長崎に歸り、**ロドリゲ**師は船路伊豆へ廻り、日本教師某は將軍の命を以て江戸に留り曾て長崎に於て製造したる自鳴鐘の監守人となり、外國教師某は江戸より北方に當り三日程を距る上野國に赴けり。此國は教師の曾てより入らざりし所なれども、其土人の中京師其他の都會に旅寓せしとき洗禮を受けし者若干名あり、皆來て懺悔を行ひ、其喜悅意外に出でたり。皆曰く、願くば師父我等の爲めに主教官に請ふて、毎歲一度教師を下して秘跡を授けられよと。

抑夫の教會長の日夜心を盡して此教法未開の地を教導せしは、譬へば深く耕し、易め耨り、穀熟の時に至り其分量過多にして刈穫の人足らざるが如きに至れり。長崎港内は是歲(千六百七年)盡く奉教者の居住地となりければ、教會長之れを區分して五となし、其中三區は日本人にして教導の師となる者あり。又二會を設け、一は基督會と稱し、一は聖母會と稱す、二會共に有徳の人に富めり。又惠施院あり、救濟院ありて、其名全國に遍し。是等の善事は未だ曾て日本に行はれざる所なり。

此前年主教官有馬に往て一萬七千餘人へ堅振秘跡を授け、又五島を巡回して三千人へ堅振秘跡を授け、奉教人の之れを受くる者信心益々堅く、且主教官の勞を厭はず教徒を慰問せる慈愛忍耐を見て、皆之れを摸倣せり。

同社の諸師は皆主教官の熱心勉勵するを見て感發興起し、奉教人を勸奨し、他宗の徒を歸化せんと諸國を巡回せり。或る教師彼の暴脚なる**カンジュエ**どの、領地薩摩國に入り、新教を修する一種人民の居住する所に至れり。土人此教宗を呼で天竺人と云ひ、本と印度より來る者とす。教師は其中に眞神を認る老人あるを見て之れに問ひしに、答て曰く、其父祖は曾て**フランソワ**聖師より教法の奧義を授かりし者なりと。抑聖師の此の地を過て教法の種子を下せしより、其地を易め耨らんとして諸師の往來せしこと二回あり、然るに當時は佛僧の妨害甚しく、已むことを得ず棄て去り、曩日聖師の所爲に倣ひ、其の盛衰を天意に任じて再び訪問せざりしものなりと。

彼の教師は此土人曾て聖教を學びたるを察し、來り請ふ者有れば之れを教へて洗禮を授くること五人、其内一人の老婦あり、教師は之れに教を授くる前に當り問て曰く、汝曾て他人より秘文の如き者或は其他の物品を受けしことありやと。老婦は懷より古き木念珠を出して曰く、之れを授けし者は何人なるやを知らずと。其時隣人告て曰く、此老婦は異教を學び、此木念珠

を以て病者を治せり、故に必魔術師ならんと。教師は再び老婦に問て曰く、汝此念珠を用ゆるの法如何。老婦曰く、只之れを病者の體に附して、若し是物神明の靈驗を示し病者を平癒せしむべければ、願くば其效を顯はせと祈るのみと。又舊き小紗囊を出すを以て、其内を見れば聖品の包あり、聖架木と題せり。又聖牌と紙製の神像あり。老婦曰く、是れ其何物たるを知らずと雖も、諸種の病を治する效ありと。是に於て教師は是必フランソワ一聖師より傳はりし念珠と聖品とにして、聖師在世の時に宣教せし地に於ては、死後に至るまで神異を顯はさるゝに疑なしと思察せり。

又彼のジフイヤック、ジャン、ミケール二人の繋がれし獄舎も此薩摩國八代の城にあり。其後二人は來訪の者有れば之れを教導して獄舎を以て教會とせり。カンジュエどのは之れを聞て直に死刑に處せんと思へども、死は二人の深く望む所なれば、却て恩賞を授くるに似たりとし之れを無人の荒地に置いて餓死せしめんとせらる。然るに教祖基督嘗て荒地に退て斷食を行ひしことを聞き、二人の喜一層深からんと云ふ者ありしに因り、然らば今居る所に置く可し、但奉教者を監卒に加ふ可らず、他の監卒に命じて嚴に稽責を行はしむ可しと命せり。

二人の辛苦を知らんと欲せば、宜く日本の獄舎の狀を見るべし。日本の獄舎は歐洲の比に非ず、室内狭く、屋低く、四面に柵を透らし、監卒之れを圍み、囚徒は行人の見る所に座し、寒

暑雨雪を避るに屏障なく、横臥すべき餘地もなし。此獄舎に繋がるゝ者は農民の貢納を怠る者或は大辟不赦の徒のみ。貴紳富民は沒收、流刑、斬首、割腹の刑に行はるゝを常とす。カンジュエどのは其性残忍なれば、寒中も筵を以て獄舎を覆はしめず、洒掃を禁じ、太陽に晒らし、雨雪に暴らし、塵芥垢汚の中に埋め、強て窮民をして負債を償はしめんと欲するなり。されば此二人を此獄に繋ぎしも、此慘狀を以て志を奪はんとせしに、天主之れに勇氣を授けて此苦に堪へしむるのみならず、更に幾層の苦を願ふ志を起さしめける。猶ほ此後に至り二人は其忍耐の功を以て、遂に殉教の光榮を受けることを説くべし。

肥後の國主カンジュエどこの領内の奉教者を虐ぐるに當て、山口國主も亦専ら之れを追放せんと盡力し、曩に山口教會の柱石たる盲人ダミアンと配下の貴士豊前守を誅せられ、又カノサチヲと稱する人豊前守並にダミアンの遺志を繼ぎ山口の聖教を保存すと聞き、之れをも害せんと欲し、遂に左の事件を生せり。

カノ氏の弟に名をジュステンと云ふ者あり、同く聖教を奉じて信仰甚だ厚し。而るに舊と異教者某と親交せしを以て、之れが爲めに死を招けり。某の父は豪商なり。或る時某其父の家より高價の絹布を竊み來り、ジュステンに託しければ、ジュステンは盜品を隠すこと甚だ不正なれども、朋友の依頼も拒み難し、如何す可きやと、初は苦慮すると雖も、後假令此事發露する

も、因より親の品なれば大事には至るまじと、少年の淺識に任かせ、卒然惡友の請ふ所に従ひける。

然るに此事露顯しければ、**ジュステン**は忽ち死を決し、直に山口より三日程を距る廣島に往き、耶蘇教社の師父某を見て罪障を懺悔し、死期の聖體を受け、家に歸るに、彼の友は己の所爲を掩隠し、罪を**ジュステン**に歸せるに因て、**ジュステン**は爲めに縛せられ、已に死刑に決せる者の如く家財を沒收せらる。此に於て**ジュステン**は獄中に在て大に己れの過失を悔ひ、教法を同囚の者へ演説して死する覺悟を爲せり。時に囚人其演説を聽き感服して宗旨を改め、洗禮を受けんと請ふ者三名あるに由り、**ジュステン**假りに師父の事を行へり。

彼の商人は法廷に出て頻に二人が黑白の判決を請へども、何れも犯せる覺なしと云ふにより山口の審官は眞偽を糾さん爲め烙鏡の審判を命じける。されど**ジュステン**は其身基督教の信者なれば、他の神佛を誓主に立るを欲せず、若し彼の友烙鏡を握て焦爛することなくば、己を以て犯人と定められよと云て、審官の命に従はず。

審官此事を國主に申して其命を請ふ。然るに國主は固より基督教の大讎敵にして、從來**カノサチヲ**を惡みしに由り、再議に及ばず、三日の間**ジュステン**を城下に拘へしめ、生ながら火刑に行ふ可し、又其妻は磔刑に行ふ可しと命せらる。已に其日に至り、**ジュステン**は基督教の外

に救拔を受く可き宗旨なしと高聲に呼はりながら、城下の市中残る所なく拘へらる。此の如きと三日にして、法場へ引かれたり。時に數萬の人之れを觀んとして群衆せしを以て、**ジュステン**は法吏に請ふて霎時演説するの許を受け、諸人に向ひ、余は即今諸君の見る如く火中に焼かれんとす、是れ余が犯せる罪の審判を天主に受け、死を以て此罪を消滅せんとするなり、何の喜か之れに過ぎんや、抑宇宙間に於て基督教の信する眞神の外に神と云ふ者決して有るなく、人間を造りし者も此神なり、人間を救ふ者も亦此神なり、余今將に天主の前に出て審判を受けんとするに當て、豈に虚言を吐んや、此言の偽り無きを證せん爲め、此柱を抱き焦熱の苦を受るも毫も身を動かすまじ、然るときは諸君余の信する眞神の外に神と稱す可き者無きことを了解せられよと演へ畢り、聖燭匣を取出し之れを頸に掛け、左手に念珠を携へ、右手に柱を抱き刑卒に云て曰く、吾が覺悟已に定まれり、便に隨ひ火を放たれよと。刑卒は火臺より一尋許を距て、薪を積み、之れに火を放てり。**ジュステン**は耶蘇瑪利亞を唱名して毫も苦む色なく、恰も其抱ける柱の如く直立して、炙肉の如く焼かると雖も聲を擧げず、手足身首を動かさず、其狀大理石の偶像の如し。此直立不動の形を見て諸人皆感歎し、誓言の詐ならざるを知り、人間に此の如く勇氣を授る神は他に在るまじと相語れり。

ジュステンの死に關し數多の神變あれども、茲に尤も世人を驚かせし一事を記せん。凡そ尋

常の火刑に逢ふ者は衣服身體燒爛すれども、**ジュステン**は然らず、其容貌を全くせり。只其剛氣なるのみならず、此の如き神異を顯せしに由り、人々歎稱して數日の間は市中到る處只此話あるのみ。國主は教敵の巨魁なれども甚だ驚き、是迄基督教を此の如き靈妙なる者と思はざりしが、**ジュステン**の死を見て其神異不可思議なるを知れりと左右の人に語られしと。又**ジュステン**の妻は倒懸の刑に處せられ、夫の勇氣に劣らず、呼吸の絶ゆるまで**耶蘇瑪利亞**の唱名を爲せしと聞て、國主は一層感歎せり。

茲に木村某と稱する奉教者あり、**ジュステン**夫妻の遺骸を竊まんとして其意を**カノ氏**に通せり。**カノ氏**は忽ち同意して、或る夜二人其屍を奪ひ去れり。翌日此事市中に傳聞す。人皆な**ジュステン**の親戚の所爲なりと云ふに、奉行**サソー氏**は**カノ氏**を犯人なりとして閉門謹慎を命ず。木村は之れを聞て奉行に謁し、此事の首犯人たることを自首せしに、**カノ氏**之れを否とし、彼は僅に力を添へしのみ、首犯に非すと各々死を以て争へり。

奉行は只二人の友誼厚く義氣の強きを感ずるのみにして、事の決せざると五十日に至る。國主**毛利公**思惟せらるゝに、同志の者ありては**カノ氏**の志屈す可らずとし、木村を他境に追ひ放ち、**カノ氏**を召して曰く、汝已に贖罪の連累あり、且刑屍を奪ふの罪誅死を免れずと雖も、若し基督教を棄絶せば、死罪を赦すのみならず恩賞を與へんと、此の如く迫るに由り、**カノ氏**答

て曰、恩命は忝しと雖も、教法の棄絶は縱使弟**ジュステン**の死にまさる萬倍の積責に逢ふも命を奉じ難しと。**毛利公**は其不服を怒り、然らば妻子に訣別し來れと命せらる。思ふに是れ妻子の悲歎を見ば、其志の挫けんことを計て此の如くせられしならん。然れども**カノ氏**は是等の事に心を亂さず、家事を整へて死を待てり。此時適く將軍の愛子逝去の報至り、**毛利公**は急に旅装を命じて出發し、**カノ氏**の事は問はれざりし。後其如何を知らず。

茲に併せ記するは、他教の蒙昧にして笑ふ可きことなり。**毛利公**の叔母死する者あり、其夫某其死の因縁を或る佛僧に尋ねければ、僧答て曰く、是れは夫人曾て其家に畜ふ所の猫を犬に噬ませしを以て、**ガト**と稱する猫魁其眷屬の讎を報ひんとして夫人に祟りしなり、されば彼の妖猫の爲めに一祠を建て其怒を鎮めよと。某は其言に従ひて妖猫を祭れり。因て領地に住する士民は妖猫の害を畏れ、之れを崇むること神の如く、又猫は鼠を以て常食とするに由り、其食に供せんと毎戸鼠を殺さすと云ふ。實に萬物の靈たる人間にして、此の如き狂愚の事を爲す者あるは、以て冥暗世界の國主に仕ふる者の不知盲昧なるを證すべし。

基督教に歸依して光明界に育せらるゝ人は知識明かにして尤も義氣あり、薩摩國の一士是歲教法守護の爲めに死を致し其驗を顯はせり。此士は薩摩國**ヨナイ**城の人にして、**レオン**と稱す、年は三十九歳、曩に洗禮を受けてより以來曾て餘事を説かず、口を開けば必天主を稱す。其僚

友之れに遊興を勤むる者あれば、答て曰く、人生は甚だ短くして來世は極めて永し、宜しく來世の幸福を謀るべし、吾は永久不滅の生命の外に關する暇なしと。

レオンの主人其私に基督教を奉せしを怒り、人をして謂はしめて曰く、汝死を欲せざれば教法を棄絶すべしと。答て曰く、臣の死生は君の手に在り、然れども靈魂は天主の手に在り、假令君能く臣の身を殺すも、靈魂を如何ともする能はず、奉仕する主人の爲めに身を致す者は亦崇信する教主の爲めにも死を致すべし、豈に死を畏れんやと。主人之れを聞て、死を畏れざる者は尋常の事を以て屈す可らずとし、屢々重臣を遣はして君臣の情義を以て諭さしめ、朋友親戚も亦皆之れに迫て暫く教法の遵奉を隱密にす可しと諫むれども、固く拒て肯はず。士たる者は卑怯の所爲ある可らず、奉教者は二心を抱き天に背く可らず、若し虚偽の友誼を以て彼は已に服従せりと主君を許る者あらば、某自ら主君に謁して其事の詐偽たるを告んのみと云て、終に之に服せず。

主人はレオンの志竟に屈し難きを見て斬罪を命じ、翌日兵士二人を遣り、國法の如く其家に就て刑に行はしむ。レオンは懇懃に之れを迎へて曰く、予は他人の如く抗敵を爲さず、跪て死を待ん、決して戒心ある勿れと。時に兵士レオンに割腹を勧めければ、此事他宗を奉する者は名譽の所爲なれども、基督教を奉する者は天主の訓戒に従て自他の生命を害すること能はず

と、言終て手足を淨め、式服を着け、其妻に別を告げて曰く、汝もし我を愛し死後我と伴はんと思はば基督教を奉せよ、然らざれば一は天堂に在り、一は地獄に在り、天上地下の懸隔ありて同居を欲するも得可らずと。

レオンに二子あり、長は十七歳にして他教を奉じ、次は七歳にして十日前に洗禮を受く。レオン先づ長子に謂て曰く、汝は才智膽略ある者なり、汝もし父を愛せば善く我所爲に倣ふ可し、死後必我が汝を待つ處に至るを得んと。又次子を抱て曰く、今や一世の訣別なり、汝も父に倣ひ、寧ろ生命を失ふとも信徳を失ふ勿れと。此の如く一家の者に訣を告げ、諸人をして己れの奉教者を以て死するを知らしめんと、自ら請ふて刑場に至り、兩刀を脱し聖像と念珠を携へ雲時經を誦し、自ら靡して首を斬らしむ。次子も死罪を命せられしが、レオンの僚友之れを救解せり。千六百八年九月十七日シラサの城下に於て殉教を遂げし勇士レオンジキエモンの概略は右の如し。

レオン誅死の後、彼ジファイヤック二人も亦誅せらる、茲に説出す所は日本より報じ來りし確實の記録に因て叙する者なり。曩にジャン、シモン兩士が法教の爲めに死を致せし時に當り、八代の奉行を勤めし者三人あり。其一はカクサエモンと稱し、深く其親友シモンの死を悲み、二年の後基督教に歸せり。其一はノイリハキエモンと稱し、其一は蟹江惣兵衛と稱す。ハキエモン

は其性残忍の者なりければ、急病を以て死せり。其子金藏と稱する者代て父の職を襲ふ。其性父に似ず温順正直にして、奉教人の難に逢ふを悲み、殊にジフイヤック二人が四年來囚獄汚穢の中に苦むを憐み、或る日國主カンジュエとのに請し事を奏し、其序を以て彼の二人の放免を請はんと、試に二囚徒の處置は如何決せらるゝやと問ひけるに、豊に計らんや、彼等は妻子と共に斬罪に行ふ可しとの嚴命にして、却て其死を促すの媒となれり。されど二人の妻は蟹江氏の救解を以て免るゝを得たり。ジャン、ミケール二人は罪案決定の事を聞き欣然として死を決し、其子にも知らせ覺悟を定めしむ。

千六百九年一月十一日法廷の長官は二囚を呼び出して死罪を命ず。時にミケール問て曰く、如何の刑に行はるゝやと。長官曰く、斷頭の刑なりと。ミケール重ねて曰く、余等今教主基督の爲めに死する者なれば、願くば教主の如く磔刑に行はるべしと。ジャンも亦曰く、余等に於ては磔刑の死は斷頭の死よりも貴き者とす、且願くは無比の苦痛を授け、死後に五體を截斷して魚脰の如くせられよと。長官曰く、五體截斷の事は所望の如くせんと。是れ會て國主より其死後に至りジュステン夫妻の屍の如く竊み去られざるため、寸斷して之れを棄つべきの命ありし故なり。

罪按定まりて後、ミケールは白き式服を其家より取り寄せ衣服を改めければ、四年來髪を斷

たず髭も剃らざれども平常の品格を失はず、儼然尊むべき状態に復せり。偕て法官は人心動搖の恐れありとして處刑の事を秘せんと思へども、此事忽ち諸人傳稱して、獄舎の周圍に會する者夥しく法官の心に任せず、已むを得ず繩を囚徒の頸に掛け、即時に刑場へ引かしむ。囚徒は獄舎を出て天を拜して宿願の達せし喜を述べ、又諸人に向て死期に會せし好意を謝し、ミケールは欣然疾歩し、警固の士卒動もすれば之れに後るゝに至る。されどジャンは病後なるに、且頸に掛りし繩の緊しきを以て行歩に艱めり。

法官は已に囚徒を送り出して後、直に人を遣はし二囚の子を捕へ來らしむ。ミケールの子は名をトマスと云ひ、年甫て十二歳、ジャンの子は名をピエルと云ひ、年僅に六歳なり。ミケール夫妻は常にトマスが殉教の志を涵養し、平日涕泣することある時は汝の如き弱質にては殉教の榮を取り難しと云へば、爲めに涙を歛むるに至れり。されば死刑の命を聞き欣然として衣服を改め、捕卒に向ひ速に父の居る所へ導かれよと、急ぎ進で城外に出で、父ミケールがジャンの後れ來るを待つ處に至り、一禮して曰く、兒幸に基督教を奉ずる爲めに爺々と共に死するを得んとす、若し共に天堂に上るを得ば、死は望む所にして懼るゝに足らずと。

幾ばくも無くジャンも此處に至れども、ピエルは未だ來らず。然るに法官は遅延して障礙を生せんを恐れ、同所に於て處刑を命ぜり。是は天主殉教者の血を兇徒の血と混せざる爲め、尋

常の法場に於てせず、他所に於てする者なるか。第一にミケールを引出して一刀の下に頭を刎ね、第二にトマスを引出し、父の死を見れば恐怖せんことを慮り他所に於て之れを斬らんとす。然れどもトマスは父の傍に於て死するを請ふに由り、父の死體の傍に坐せしむ。トマスは地に跪き笑を含で頸を伸べ、合掌せんとすれども、片腕を縛せられ自在を得ず、因て假に合掌の形を爲して耶蘇瑪利亞の名を唱へ、從容として刃を受けたり。

第三にジャンを引出して首を刎ぬ。其欣然として天を拜し死に就きし形状は實に人目を驚かせり。此時只ビエル一人を残せり。曩に捕卒其家に至りし時、近傍の祖父の家に往き其家に在らず、此兒數日前に父の獄舎の狀況を聞き、此の如き苦を受け食物を贈る者もなくば寧ろ死するに如かず、父死するときは己れも奉教者なれば共に殺さる可し、殉教は甚だ喜ぶ可きことなりと云ひしとぞ。されば捕卒祖父の家に至り其睡中に在るを呼び覺し、父と共に刑に就くなり云ひしに、些しも驚かず、家を出で捕卒に手を携へられて急ぎ行たり。斯の如く無罪の小兒は欣然として刑場に至り、莞爾として跪き、削手の刃を抜くを見て首を掻げ、襟を舒べ、兩手を合せて死を待つを以て、削手は憐情を起し、爲めに刀を下すに忍びず、刃を收めて退き別人に託せり。されど之れに代て出る者二人に至れども、皆な我身を斬らるるより苦しとて退き、終に互に辭して進む者なく、已むことを得ず高麗の俘虜に命ず。此者力もなく才もなき痴漢にし

て、第一刀を誤て肩に斬り中で、小兒の倒るゝ所を再び打て頸に中つれども猶ほ殊せず、遂に刃を推し鋸の如く切り落せり。觀る者其拙を罵り殘を怒り、此豺狼に均しき殘酷の者の手に死する小兒は實に哀む可きの至りなりと、皆涕泣して袂を沾さる者あらざりき。昔者アンフロワ聖師が十三歳にして殉教せしアゲー聖女を頌せる文あり、片言隻字を變へず此童子の殉教に符合す、其文に曰く、

其義氣は幼者に似ず、其志操も亦然り、年齒幾何ぞ、僅に十三歳、此者を殺すは何ぞ其れ慘酷なるや、未だ生の何者たるを知らずして死を決し、首を伸べて削手に授く、之れを縛せんとするに、其手小にして手扭の之れに適する者なし、其死に就くや宴會に赴くが如く、行歩軽くして顔色喜を呈す、己れ泣涕せずして他人を泣かしむ、未だ人世の苦樂を味はずして、己に生命を輕んじ、幼弱の身を以て天主の性に供す、人其志を動かさんと欲すれども、浮世の賞罰の爲めに變動せず、地に跪て天を拜し、合掌して頸を伸ぶ、削手却て躊躇して手を下す能はず、人皆戰慄して己れ獨り從容たり、人皆悚然として己れ獨り怡然たり

余今此文を以てビエル兒を稱す、此史を讀む者も亦余が日本教會の奏功の詞として聖師の筆を借り來るを怪まざること必せり。

處刑已に畢り、此の場に會する奉教者死體を收めて埋葬せんと請ひければ、法官は之れを拒

みしが、皆固く請ふて止まざりしを以て、終に之れを許す。因て奉教者は争て記念となす可き物及び血に染まりし土を取りければ、法官之れを見て、此事適く以て此輩が救拔の好便宜に資せるのみと云へり。彼の**カイフ**（猶太教僧長）が基督を殺すに當り、一人を殺して萬民を救ふ可しと云ひしを解する者に似たり。法官は四人の首級を槍鋒に貫き門に懸けしむ。此後**ヒエル**の遺體は小倉へ送られ、其他三人の遺體は有馬へ送らる。

ミケール氏に一人の女子あり、奉教者之れを救て有馬へ遣りけるに、女子甚だ困窮して人に寄食す。天主之れを憐み、一貴紳をして其子に妻はさしめ、其婚儀を談するに當り、耶蘇教社の師父貴紳に謂て曰く、女子粧奩なしと。貴紳曰く、吾は此女が殉教者の子たるを以て足れりとす、衣裳装奩は吾より給す可しと、遂に議を定めたり。嗚呼日本の奉教者信心の厚きこと此の如し、未だ歐洲に此の如き義氣ある人を見ず。

奉教者が基督の爲めに死を致し名を著すは肥後國のみならず、曾て**フランソワ**聖師教法を宣布してより、平戸の奉教者も亦屢く血を流して節に死する者多し。此國の豪族に奉教者あり名を**ニシゲンカ**と云ひ、**ガスバル**と號し、所領の山田と云ふ地に住す。其妻も亦信心厚き者にして、名を**ユルシュル**と稱す。數多の子あり、長子を又市と稱す、才徳兼備の士にして、國主に仕へて功あり。女子名を**マリ**と稱す、生月島の奉行**カドキ**某の子に嫁す。**カドキ**は無雙の姦

人なり、**マリ**を媳婦とせしより百方強迫して聖教を棄絶せしめんとすれども、**マリ**は之れを聽かず。因て其父**ガスバル**をして説得せしめんと書を贈て曰く、息女もし我子と同宗に歸せざれば生涯熟和し難し、故に此件を足下より厚諭するを希ふと。**ガスバル**氏は之れを聞き**マリ**に書を贈り、假令生命を失ふとも聖教に背く可らずと勸め遣はしたり。**マリ**は固より其志あれども夫家の強迫甚しければ、已むを得ず此の如き家に在て絶えず争はんよりは、速に出で去るに如かずと、潜に奔て其父の家に歸り隠れたり。**カドキ**は**マリ**が遁れ去りしは我子の耻辱なりと**ガスバル**に書を贈り、**マリ**を返さざれば公裁を仰がんと云へり。**ガスバル**之に答へて曰く、**マリ**の志は余の意に任せ難し、足下より直に談せられよと。因て**カドキ**は人をして**マリ**を詰らしむ。**マリ**答へて曰く、妾は謂ひ難き事故有て容易に舅家へ歸り難しと。**カドキ**は忽ち其意を察し、再び書を贈て曰く、**マリ**の謂ひ難き事故とは教法の事たること了然たり、知らずや國主彼の教法を國內に禁せしことを、若し基督教の爲めに離婚せりと聞達せば、國主は之れを何とか云はん、**マリ**も是れ等の事を解せざる者にあらず、速に志を改めて歸宅せよ、若し我言に従はざれば、已むを得ず足下父子の事を國主へ訴ふ可し、其時に至り後悔ある勿れと。

マリ此書翰を得て思惟するに、我身の利害は瑣細なれども、父母兄弟の身に關らば如何せん、憂愁に堪へず。殊に此時父は家に在らず、使者は頻りに返書を促すを以て、今は運を天に

任せんと返書を贈れり、其旨概ね左の如し。

妾の歸宅せざる事故は教法なりとは實に然り、妾は聖教に背かじと心を定むれば、唯尊意の如く計られよ、威嚇せられて志を變ゆる者に非ず、死は奉教人の喜ぶ所にして、固とより驚くに足らず、妾を畏服せしめんとならば、生を以て威さる可し、死を以て畏となさず、舅家もし妾を殺さば、妾之れが爲めに昇天の幸を得ん、されば其恩は生父に勝ること萬倍にして感謝に堪えざるなり

マリは此返書を舅家に遣り、其父の歸るを待て其文を示せしに、是れ甚だ我が意に適へり、我若し家に在らば猶些の諧謔を加ふ可しと謂へり。カドキは此返書を見て思考するに、是れ必其父の教へて此の如き大言を吐かせし者ならん、吾れ之れを國主に訴へ彼れを罪せんと、或る佛僧をして國主に謂はしむるに、生月島内に禁を犯し、公然集會して基督教を行ひ、猶ほ厭かず國民を教誘し其徒に入らしむる奉教者ありと。

國主は固より性行放蕩にして聖教の大敵なれば、異議に及ばず彼の僧に道士一人を副へ、共に封内の奉教者を驅らしむ。是に於て二人は審官と爲てガスパルの住する生月島へ渡りしに、其一家公然として聖教を奉じ、且近頃教師此地に在らざるに由り、自ら三子へ洗禮を授け、加之祭式を修め、斷食を行ひ、聖教の譯書を貯藏する等委細に偵知し、忽ち捕卒を遣はしガスパルを

迎へしむ。ガスバルは死刑に行はるゝを察し、救主の像を拜し、靈魂を寄託し、欣然として二人の寓居に至り、已に門内に入るとき、捕卒躍り出でガスバルを搦めんとす。ガスバル呼で曰く、主意を述べずして苟くも官祿ある者を縛するの理有んやと。其時二人は答て曰く、足下基督教を奉ずるを以て死刑に處せらるゝなりと。ガスバル之れを聞て曰く、吾は生來奉教者なり、之れが爲めに罪せらるゝなれば隨意に縛すべし、豈に生命を惜で汝等に抗せんやと、遂に縛に就き、其妻子も亦其家に禁錮せらる。

其夜ガスバルは經を誦して曉に達す。翌朝奉行某來り、頻に説て教法を棄絶し、生命を全ふせんことを奨勸す。ガスバルは大義を演べて曰く、凡そ人を救拔するを望まば基督教の外他道なし、故に今足下の吾が爲めに望む所は吾が榮とし喜ぶ所に非ずと。奉行其説に服し退きければ、ガスバルは之れに請ふて曰く、願くは吾信する所の天主の如く磔刑に行はれんと。奉行曰く、磔刑は此國に於て行はれず、故に國主も此命を下さざれば、吾が力及ばざる所なりと。ガスバル曰く、然らば聖教禁止の令未だ行はれざる前に當り、余が十字架を建て父母を葬りし所に於て刑せられよと。奉行曰く、此れは足下の望に任す可し、且吾權限に在る所の事は盡く請ふ所に従はんと。乃ちガスバルを彼の地へ送りければ、ガスバル地に跪て暫く經を誦し、削手を促すとき、奉行刀を執て進み親ら其首を刎ね、奉教者に許して遺骸を收めしむ。

此日法吏ガスパルの家に至り、禁錮せられたる妻子を迎へて曰く、ガスパル君は已に流罪に處せらる、因て母子も同罪は行はるゝ者なりと。母子笑て曰く、我れ等已に其死を知れり、共に昇天の同伴を欲するのみと、家を出で、法吏に引かれければ、一卒あり、途に於て突然刀を抜き後より母を斬るに、其痰淺くして即死に至らず、母は急に地に跪き、耶蘇瑪利亞を稱名し再度の刃を待て死せり。

其子は先に進みしが、斬殺の聲と母の聲とを聞き急に後を顧み、此状を見て同く地に跪き首を刎ねらる、實に千六百九年十一月十四日の事なり。ガスパル夫妻共に行年五十四歳、其子は二十五歳なり。マリは嫂と共に罪案に漏れ刑に行はれず、父母兄弟を失ひ、又殉教を得ざるを以て其愁傷殊に甚し。

以上既に陸地に於てする數多の横死を記し畢りたれば、斯に海上に在りし横死の事を記す可し。長崎に於て葡萄牙人日本人と争を發し、共に數多の死傷あり。其事終て後、日本の法官諸師に命じて首犯人を出さしむれども、之れを承諾せざるにより、此事を駿河に在る將軍へ訴へ理非を糾す可かりしを、然らずして葡萄牙人を一般に犯人と認めらる。抑々是等の葡萄牙人は曩にアンドレーと稱する剛氣なる船長の指揮せる商船に乗り來りし者なり。將軍は別に葡萄牙人を惡むの主意ありしか、急使を有馬國主の許に遣はし、直に長崎へ赴き、船長より乗組の者に

至るまで盡く殺戮すべしと命じたり。

アンドレーは之れを聞て遁逃の計を爲し、其身は船中に止り、乗組の者の船を出るを禁じ、急に人を馳せて葡萄牙人の諸商をして船に移らしむ。されど此事終に秘し難く、有馬國主の衛卒の爲めに捕へられし者多くして、脱して船に入りし者は僅に五十人のみ。既にして夜に入り船長アンドレーは纜を解き、長崎より二里許を距る某港に向けて帆を揚げしめ、數回號砲を發して去れり。

有馬國主は葡萄牙人の逃去りしを聞き、數多の快船を發して之れを追はしむ。葡萄牙船は之れを見るより巨砲を連發し、追船數艘を打沈めければ、残る船は辟易して長崎に退けり。アンドレーは此危急を逃れ、速に注目せし港に至らんと帆を張りしと雖も、適々風逆にして進むこと能はず、二日の間海口に止れり。

有馬國主は新たに一隊の水軍を備へ、長崎を發し葡萄牙船を追撃す、其兵凡そ千餘人、大小の兵船數十艘、其中一艘の大船は三重塔の如き攻具を積み、其製は巨柱を組立たれば厚くして砲彈火箭を以ても毀ち難く、銃手二百人之を楯とし進むを以て、船長は此大軍を望見し、急に帆を開き大洋に走り出んとすれども、海面適々一點の風なく、已を得ず敵船を八方に引受け巨砲を發して防戦す。然るに風軽く船重く運轉自在ならざれば、船の側面を敵兵に向けて舷砲

を齊發する能はず。敵兵我船尾は大砲一門のみにして備の薄きに乗じ、彼巨船を漕ぎ寄せ、我兵を亂射しけるに因り。我兵は運轉發砲は無益なりとして、同く小銃を放ち火箭を飛し防戦す。時に我船は事急にして船帆を撤するに暇なく、此所より不意に火の起りしを見て、大に驚き防戦を止め、急に之れを卸し海中に投ず可かりしを、誤て艦の方へ持ち行けり。適く火筒(火攻)を取り時機を計て敵船に投せんとして備へ置きし者あり、帆布の火其中に燃え移り、火勢益々烈しく、船長之れを見て専ら之れを消防し、死期の用意を爲さしむ。是に於て敵兵は船を圍で攻むれども絶て防戦する者なし、因て船中に入て貨財を掠んとす。船長は之れを見て號令して火藥庫へ火を投せしめしに由り、激發一聲恰も雷轟の如く、船板空中に飛散し、船は兩斷に破裂して水底に沈没せり。乗組の者半は焼死し、半は溺没し、水に浮む者は皆敵兵の爲めに殺され、船長アンドレーも亦狙撃せらる。

初めアンドレーは戰の起るに先ち、西班牙人オーギュステ師に懺悔を行ひたり。此船没の時師父の死骸は葡萄牙人の死骸と共に海岸に漂着せしを、支那首府在留耶穌教社の諸師收めて之れを葬れり。此船中幸に同社の師父は一人も居ず、其故は曩に彼の船長が諸師は日本に於て缺く可らざる人なれば皆留まるべしと、船へ乗せざりしに由るなり。此破船の損失は凡そ五百萬銀と云ふ。然るに日本人の手に入りしは甚だ寡く、教社の用度は船中に在りしを以て皆沈没し

之れが爲めに諸師窮乏し、已むを得ず學寮の生徒を去らしめ、各諸方に分散し、衆奉教人より施與を受けて衣食するに至れり。

曩に將軍は葡萄牙人の過半乗船せしを聞き、有馬國主の追聲も晝餅に屬せんことを恐れ、別紙を發して長崎及び其他の地方に居る葡萄牙人を斬り、教會長並諸教師は外國へ逐ふ可しと命せらる、因て長崎奉行已に其事を施行せんとす。適く有馬國主凱旋せしに由り、市人は此勢に乗じて盡く殘餘の葡萄牙人を殺さんと欲す。而るに有馬國主は奉教者なれば、爲めに周旋して猶ほ再度の命の下るまで諸師の此地に留るを許す。抑も諸師の日本に在るや、此の如く常に格責を受け、日に放逐死亡を待つのみなり。

徳川將軍は賢明にして日本國を掌握し天下の太平を致すこと既に十三年、其駿河に居館を構へしより三四年、西曆千六百十一年に當り駿河を發して京師に向ひしに、麾下の士七萬人、大小の侯伯も之に隨從せり。

諸國之れを聞き震恐して皆思惟するに、將軍の意秀頼を亡すに在りと。秀頼は猶ほ大阪に在りて年已に二十なり。將軍京師に至り人をして秀頼に謂はしめて曰く、吾年方に老ゆ、生前一たび卿を見んと欲す、請ふ幸に駕を京師に枉げよと。秀頼之れを聞て大に怖れ、其母氏は猜忌殊に甚しき性にして、自ら謂らく、彼れ我子をして此城を去らしめ、其虛に乗じて國家を奪はん

と欲するなりと、母子共に無根の託言を以て入京を辭す。此に於て使者の往復數回に至れども母氏は前日の如く、強て迫らば母子共に自盡せんのみと答へたり。されど將軍は固く入京を促し、將に大事に及ばんとす。

此時に當て會て太閤の恩を受し諸侯數名相議して曰く、今日は我が主君は徳川氏に抗するの力なし、因て其意に従はざれば却て國家を失はんと。乃ち入て母子に説て曰く、我等誓て嗣君の無事を保す可し、もし違ふことあらば我が所領と生命を獻せん、請ふ速に入京を許されよと。母氏は此保證を聞て秀頼に戒めて曰く、侍臣の進る所に非ざれば飲食すべからず、居所進退宜く心を用ゆべしと、此の如く種々訓誡して京師に往かしむ。

是に於て秀頼は車馬鎧仗美を極め、精を盡し、大阪城を出で京師に向ふ。將軍の二子之れを近郊に迎へ、父に代て祝詞を述べ、禮を厚くして席を譲り、待遇至らざる所なし。秀頼之れを見て大に心を安んじ、揚々として京師に入る。秀頼は其父薨去の後是時初めて外出しければ、士民争ひ出で路に立ち、觀る者堵の如し。將軍は其太閤の嫡子にして且孫女婿たるを以て、敬禮の意、親睦の情を盡して饗應せらるゝに由り、秀頼の喜顔色に顯はれ、燕饗の際、將軍會て太閤の特恩を受しことを語り、覺へず落涙するに至り、一座爲めに潸然たり。秀頼之れを見て全く胸中の宿怨を消し、大に猜忌の人に害あるを曉れり。抑も萬國の禍亂滅亡を致すは皆此猜

忌心に始るなり、嗚呼猜忌は實に國家の平安を害するものと云ふ可し。

兩家各々贈遺あり、而して秀頼の贈る所尤も厚くして、將軍父子並陪從の侯伯に至るまで遣す所なし。既にして事畢り大阪に還りければ、母氏の猜忌と雖も事の以外に出るを以て其喜も亦知る可きなり。數日を経て將軍二子を大阪に遣り秀頼の入京を謝し、金帛を贈り、秀頼も厚く二公子を饗し、又贈物あり。初め將軍の京師に至るや、人々不測の變あらんと憂慮せしが、二家親睦の厚誼を見て大に心を安んせり。

此の如く國內安穩なれども、耶蘇教社の諸師は曩に説ける如く窮困して諸州に離散し、教法を奉ずる侯伯より施物を受け僅に歲月を送れども、力を宣教に盡すを得て一萬千餘人を教化せり。其中に將軍の嫌忌を憚らず洗禮を受けし侯伯數多あり。天主も亦是歳は諸師の事業を助け教會の大讎敵たる肥後の國主カンジュエとの、妨害を除きて、再度の積責を行はんとするに當り暴卒せり。其他の諸侯伯は概ね異教を奉ずれども、諸師の國內に宣教する自由を得せしむ、唯幕府の公許なきを不足とするのみ。將軍は政事の利害を顧慮して、未だ前政府豊臣氏の施行せる告示を改めざれども、諸師の駿河に住し上野に入るを禁ずることなし。

是歳長崎日本教會に於て聖體會コンソレリオンを設立す。開場の式は社員盡く紅色の服を着け、手に白蠟燭を執て集會す。其後は毎日大彌撒經に集會し、皆な熱心を以て聖體を受領せり。之れが爲めに

奉教者が聖體を崇尊渴仰する心を盛にし、晝は室に入れて之れを拜し、夜は門外に立て經を誦するに至る。

其頃日本に耶蘇教社の教師百十七名有り、其中六十三人は主祭官にして、パンヲ師も其中なり。師は巡視の職を終て支那へ赴き、其外四人は昇天せり。其一をアントワヌ師と云ふ、葡萄牙人なり、日本に宣教せしこと二十一年。其二をベルナン師と云ふ、西班牙人なり、日本に在ること三十年。其三をヘルロドリゲ師と云ふ、葡萄牙人なり、日本に在ること二十五年。其四をグレゴワル師と云ふ、西班牙國カスチユ人なり、著名の師父にして、日本に在ること三十四年、力を宣教に盡せり。

右四師の死亡に由て人々愁傷するの時に當り、日本耶蘇教社の創立人イギヤス師が聖位の列に入るの報を得て、人々頗る憂を消し、大祭式を行ひ隊を成して街頭に歩し、行列には潤衫を著けたる主祭官四人あり、其他長崎に在るドミニク社、フランソワ社の諸師あり、次の日は教會長法王の服を著けて祭を行ひ、夜に入て祝燈を掲げ慶賀の意を表せり。有馬に於ても同様の祭式あり、是國主の夫人曾て篤疾に罹り、イギヤス聖師之れを祈て平癒せしに因る。余は此の大聖師の祈請に由て去歲天主日本に降せし數多の神變有れども今は之れを略す。如何となれば一は信心薄きものは神變の談を好まざるに因り、一は聖師が殊號を得たる證左の中に審かな

ればなり。

此外信心龜鑑とす可き者にして殉教に關する不可思議の事ありしを略して載せずと雖も、左に録する四歳の小兒が殉教の決心を見れば、其餘は推して知る可きなり。播磨の國に於て或る姦僧讒をなし、奉教者が國主の死を祈りしと謂ひけるに由り、國主より聖教禁止の令を下せり。此の時奉教者は或は他國に去り或ひは殉教を決する中に、新に歸教せる一人あり、舊來の奉教者某の家に往き、四歳許の小兒に向ひ問ふて曰く、若し人爾を殺さんと云は、聖教を棄絶するや否やと。小兒は此語を聞き答て曰く、吾家は父母も吾も共に殉教するなり。曰く、然らば爾は殉教の何事たるを知るや。曰く、教法の爲めに殺さるゝ事なり。又問て曰く、然れども殺さるゝ時に至らば必泣き叫ぶべし。答て曰く、否な笑て首を伸べ、耶蘇瑪利亞と唱へんのみと。此に於て新歸の人は感泣の涙を瀉ぎ、此の如き幼稚の者をして人の好む世界を賤む心を生せしむるは天主の靈徳なりと感歎せり。

此歲千六百十一年日向國伊東マンシオー師卒す。師は千五百八十四年法王グレゴワール十三世候間の爲め、日本の三王に代て羅馬に使せし一行の首長なり。歐洲諸國王の禮遇を受けて無異に日本へ還り、其後塵世の富貴を謝絶し、耶蘇教社に入り専ら天主に奉仕せり。師と共に歐洲へ渡りし三貴紳も師と共に教社へ入り、四人皆方正に世を送り、或は天壽を以て終り、或は

殉教す、其事は其時に至て説出す可し。マンシオー師は教社に入てより天主に奉仕し世人を教導すること二十一年、齡四十三にして卒す。

右の缺員あれども歐洲より七人の教師來て之れを補はんとす、然るに支那の海賊の手に落ちて殺されければ、日本に在る諸師は教法の禁令枯責に抗する爲め、専ら是等の人の來到を待しに、之れを聞て大に痛傷せり。

第十四章

基督教の仇敵と稱する者甚だ慘毒を流し、以て信者等を窘迫すれども、甘死の信者等依然聖教を奉守し、勇進して一步を譲らず、遂に全勝を得るに至れり。今斯に其戦闘の景狀を説示せんと欲す、因て先づ其慘毒の起る所以の源を説明せざる可らず。日本の大君たる公方は政府を駿河に遷置す、駿河は京師より六日程なり、此に堅固の城砦を建築し、以て威福を擅にし、財寶を蓄積せんと欲す。偕て公方の世子は年既に四十、今茲千六百十二年公方は故の信長の姪にして太閤の夫人の妹、即秀頼の叔母たる女を以て之れに妻し、而して之れをして關東の都府たる江戸城に居らしむ。然るに大君たるの正統を論すれば、秀頼を以て日本全國を領す可きの主となし、且其母は賢明にして謹慎なり。秀頼は其母に養育せられ、年の長するに隨て智勇あり、是を以て公方は其必爲す所あるを畏れ、己れの死後は世子の爲めに患ふべき強敵となし、故に或は宮室衣食の華美を盡さしめ、或は大佛像の營繕等に因り務めて秀頼の財を浪費せしめ、軍資の匱乏を醸成し、以て後日舉兵の方略を斷たんことを謀り、之れに反して公方は百般の策略

を設けて貨殖し、倍々己れの金庫に満たす。貿易は最も富を致すを以て、前に公方は葡人を慮遇し之れと交通を絶つと雖も、其時偶蘭人平戸港に来るあるに因り、更に交易を開かんと欲して之れに謀りければ、固より葡人に代り日本と交通するは蘭人の切望する所なるを以て、直ちに約を結び、歐洲及び支那の貨品を輸入するに至れり。然れども當時の和蘭國は今日の和蘭國にあらず、國威猶ほ振起せず、其齎す所は高價の貨品にあらずして、唯乾酪等の如き日本の食せざる所の物品のみなり。公方は之れを以て満足せず、更に葡人をして復來らしめんと決心し、支那京駐在の基督會友に使者を遣はし、之れに説かしめて葡人の再び通商せんことを求む。葡人は其事を容易に承諾し、遂に貿易前日の如くに復したり。然れども蘭人の貿易も亦依然として變せざりし。

公方は貿易を益々盛大ならしめんと欲し、故に基督信者等に對する所の禁令を發行せず、暫く之れを遅延せしめたりと雖も、千六百十一年の末よりして再び信者等を窘迫すること最も慘酷なり。此事は日本歴史家の説に就て其由て起る所の事理を見る可しと雖も、當時の記者にして其著書中に妄説を吐き眞理を破り、以て勳功ある士を讒害する者の如きは、實に嗤笑に堪へざるなり。我輩此れ等を指して歴史家と謂はず、此の如き著書は眞理良心を害する者にして唯野人の好む所、君子たる者の見る可きにあらずとす、故に此妄説者は措て問はず。我輩は特

に基督會友の日本に航海し、其重大の職務に勉勵し、以て殉教の榮譽を切望する者の説に就き其眞理の在る所を探り、以て事情を詳述せんと欲す。蓋此等の會友の説に因れば、基督信者等を窘迫するは全く政略の然らしむる所なりと謂はざるを得ず。

初め基督信者等の頭上に墜落し來る所の窘迫の起原は、日本君主が伊斯波尼亞國王の威力あるを恐れ、爲めに嫌忌を生じたるに因るなり。今茲に其事を説示せざる可らず。偕て伊斯波尼亞國王は數多の國土を領し、其威勢既に東洋に達し、盛に海陸の兵を擧げ、到る處戦ひ勝ち、其利を占め、或は埠頭を掠奪し、或は城砦を建築し、以て諸國王を威服し、是に至て遂にマラカ、モリユーク及びヒリピンを奪領すと傳聞し、此三國は日本の國境とも爲す可き地なるを以て、日本異教の諸侯等思察すらく、伊斯波尼亞王又我國に侵入し、同教の好義に託し密に基督信者等と謀り、必兵力を合して我國土を掠奪せんと欲するに非ずやと。

前章に謂ふ如く、伊斯波尼亞人の引水者會て太閤の侍臣に會せし時、己れの國王の威勢を誇言し、地圖を以て其封土の大なるを示し、語て曰く、我國王は常に宣教師を用ひ宗教を口實とし人民を敬服せしめ、以て國を開くと。此の如き無智無益の説話を爲したるに由り、諸侯等の基督信者を忌嫌すること甚しからしめ、遂に倍々戒心せしむるに至れり。

又一人の伊斯波尼亞引水者の無謀の所業の爲めに、諸侯等をして最も戒心せしめたる事あり

之れを左に説く可し。曾てヒリピンより發する所の船數艘日本海に於て沈没せり、故に彼の引水者海岸は何れの地を問はず日中を憚らず諸港内の深淺を測量せり。蓋固とより隱謀あるを以て然るにあらざれば、日本人は此所業を認むるも敢て意と爲さずと雖も、其頃蘭人にして難船に因て來る者其主管の英人と共に、從來伊斯波尼亞國王及び基督信者等に對し嫌忌を懷き、且印度貿易を占有せんと欲し、公方に謁せし時説て曰く、歐洲に於ては猥に港内の深淺を測量するは其國を敵視する者と認む、又伊斯波尼亞人は其性多欲にして、到る處の地を皆な己れに威服せしめんと欲し、日本に來る所の宣教師等は則彼等の間諜にして、陽に仁恤の言を説くも、陰に他國の良民を惑亂し、以て伊斯波尼亞の國威に従服せしめんと謀る者なり、故に日耳曼及和蘭の諸王侯は彼等を以て國安を妨害する者と爲し、領内より之を放逐するに至れりと。

前將軍は此等の説話を聞き、宣教師等の日本に在て此の如く其業擴張せし上は、必彼れ等謀る所あらんと信じ、又歐洲の王侯も之れを放逐せりと聽き、故に其例に従はんと決心せり。新將軍たる世子も其父の意を悟り、直に屬下の人民の基督信者たる者及び宣教師を探索し、之れを領内より放逐せんと欲せり。然るに賢明にして深謀ある執政あり、新將軍に説て曰く、公の此事を舉行するは決して父君に先だつ可らず、如何となれば、若し敢て先だつ時は從來父君の處置する所を以て非と爲し、其過を責むる如きの狀あればなりと。此忠言の爲めに新將軍の所

思も罷み、此以後一人として前將軍の目前に於て基督信者の事を談ずる者なく、又前將軍は陰に基督信者に對し忌嫌を懷くも、決して陽に之れを忌むの色を顯はさず。蓋前將軍は秀頼の所領を全く奪はんと欲するを以て今急に基督信者等を虐遇せば、或は彼等秀頼と謀るあるも知る可らず、然る時は己れの謀略總て水泡に屬せんことを恐るればなり。然れども前將軍は有馬國主の陰謀を懐くを知り、遂に躊躇せず左の事を行へり、今茲に其顛末を説示せんとす。

有馬國主ドムプロテは基督教篤信の諸侯なり、其領内の人民も亦悉く聖教を遵奉して、其盛に行はるゝこと既に年久し。國主從來上帝に敬順し宗教を遵奉するの日淺からずと雖も、近年に至り第一に奉行すべき勤を怠り、情欲に流れ、更に陰謀を懷き、爲めに國家の殞滅を醸したり。國主の世子はミツセルと稱し、又基督信者たり、而して已に他諸侯の女を娶り、其婚姻の儀式規法に循ひ、寺院に於て之を執行せり（此のミツセルは前に使節の命を奉じて羅馬に入りし人に非ず、其親族にして、當時は尙二歳の小兒なり）。然るに此世子は慾望に耽ること其父に劣らず、故に新に國土を領せんことを切望し、其妻を離婚し、更に公方の孫女を娶り、以て其特惠を受けんと欲したり。ドムプロテ（今は名を改めてジャンと呼ぶ、其故を知らず）も此離婚を許して、更に公方の家と結婚すれば、必舊領の肥前國を復するを得べしと思慮せり。又ドムプロテは曩に葡人に勝ちて其國の名譽を保つを得たりと雖も、此所業は苟も基督信者た

るものは大に誹謗する所なり。

ドムプロテは公方の爲めに此の如く勤勞を致し、之と結婚するの榮譽を得て、其舊領を復せんことを希望するに、公方の侍臣にしてポール・ダイハキと名くる基督信者あり、狡猾多智にして、公方の寵臣上野介コースケどのの愛惠を受く。ドムプロテ（以後ジャンと稱す）は此ポールと知己なるに依り、己の意中を明示し、而して之に約するに、若し公方に説得て己の所望を達するに至らば、報酬として必大金を贈らんことを以てす。ポールは直に之を承諾せしと雖も、東手して爲めに一事を謀らず、唯金を貪り、ジャンをして日々徒に事の成就せんことを希望せしめ、以て之を愚弄せしのみ。此の如くして荏苒一年を経過し、ポールは其間ジャンの贈金を貪り、爲めに大に富を致し、ジャンは詐欺者の甘言に陥り庫財を濫出して、稍々其の乏しきを覺り、頻にポールを促し事の結局を求めければ、ポールは己の欺計を蔽はんが爲めに言を設けて曰く、兄の希望は疾に成就し免許狀も亦既に官に於て作る所となり、唯之れに捺印せし後は兄の有とならんと。因てポールは自ら意の儘に偽作する所のものを以て免許狀の摸寫と爲し、ジャンに付す。ジャンは之れを信用して其偽作なるを悟らず。而してポールは頻に猶ほ贈金を求むるを以て、ジャンは始めて彼れの詐欺に陥るに非るかと思ひ疑心を抱けり。

ジャンは事の虚實を知らんと欲して、自ら公方の宮殿に到らんことを決心し、又世子及び其

妻をも同伴せり。蓋しジャンの意は世子の妻は則ち公方の孫女なり、故に之れを誘引せば、或は公方其女に對し我望む所を許可す可しと。又世子ドム・ミッセルは人の愛を求めんと欲して上帝の愛を棄て、陽に父の爲めに利益を謀るを口實とし、陰に父に反し、其君位を奪はんと謀れり。故に世子は伏見に駐り、父は獨り宮中に詣り、公方の意を得て事の成否を探り、以て速に世子に報せんことを約したり。其約する所は斯の如くなるも、世子は竊に先驅して駿河に至り公方に謁し、世子の妻は其舅たるジャンの非を擧げて公方に訴ふ。其言に曰く、舅の女を遇する甚だ疎にして、恰も平民の婦女を遇するに異ならず、一も貴族の女たる榮譽を興ふることなし、又我が夫は舅の既に老年なるを以て、日本の習慣に従ひ、國政を己れに譲らんことを促すと雖も、決して之を許さず、却て慾望に耽り、新に國土を領せんと欲す、加之前妻の生む所の子のみを愛して他を顧る事なし、此の如くなれば遂に賤女の幸福を害するに至らんを恐ると。

公方は平素ジャンを忌嫌せり、蓋し其領内に基督教を公布し、以て公方の意に背きたるか、將た長崎の市尹たる者宛と不寛とを問はず、數々ジャンの犯罪を以て公方に訴へたるに由るかなり。公方は今又孫女の哀訴するを聴き大に感動し、女に答て曰く、我れ熟考して更に爲す所あらんと。此時に際し世子ミッセルはコースケどのに謁し語て曰く、我父ジャンはポールの周旋に依り舊領肥前國を領せんと欲し、巨額の金を彼れに贈り、彼れ亦之れを收めたり、而して彼

れの言に因れば、事既に成就したるもの、如しと。コーズケとの答へて曰く、此の如き事は未曾て我が聞知せざる所なりと。是に於てコーズケどのは己れ亦其巨額の金を收めたりと訴る者あらんことを恐れ、此事を公方に上申す。公方は之れを聞き大に怒り、直に彼のポールを捕縛せしめ、而して急にジャンを召し寄せたり。

是に於てジャンの意中に、公方の己を召すは必新に領地を賜ふ爲めならんとし、唯欲望の一端に迷へり。然るにジャンの宮中に詣るや、却て數件の罪を被り、其中他人の領地を奪はんと欲して種々の奸計を運らすは、國法に觸るゝの甚しき者と爲して糾問せられたり。又ポールの詐欺は判然分明なれば、其妻と共に火殺の刑に處せらる可き所なれども、特典を以て妻は免罪せられ、唯良人に從て刑場に臨みたるのみ。ポールは己れの罪惡を悔悟し、上帝に謝し、遂に死を以て其罪を償ひ、妻は側に在て己れの痛歎を忘れ、良人を勵ますに、眞の基督信者たることを忘れず深く上帝に信愛を呈し、無量の惠憐を得て死を遂げんことを以てせり。

ジャンは其所領を沒收せられて、終身追放の刑に處せられたり。懲罰者をして能く其過ちを悔悟せしめんと欲せば、沒財を以てするに如くものなし。ジャンは上帝を忘れ、遂に所領を沒收せらるゝの嚴罰を被り、是に至て始て其過を悔悟し、涕泣して上帝に謝罪し、以て罪を償ひたり。此の後ジャンの終生の尋常ならざることは、後章に至て更に説示せん。

公方は貴族の基督教を奉するを嚴禁したりと雖、數々禁令に背く者あるを以て、宮中の諸臣を始め其他の諸侯等を探索せしむるに、大諸侯にして基督教を奉する者十四人あり、猶ほ數多の奉教者ありと雖も之れに關せず、蓋公方の意は此十四人を以て他の基督信者等を戒心せしむるに足る可しと信すればなり。公方は此れ等の奉教者を召し、詰問して曰く、汝等何を以て我が禁令に違背するやと。衆答て曰く、上帝は天國に在て、凡そ天下に在る君主の主宰たれば、其命令を犯すは赦さる所なり、或は魔鬼を拜し、或は無心の人造物を信するも共に禁する所にして、公に奉事するに恭順を主とするは、則聖法の専ら教諭する所とす、故に臣等基督教を奉せしより勞を厭はず、危を恐れず、生命を抛て公事に従ひ、決して忠勤を怠る可らざることを以て互に相誓へり、然れども凡そ天下に在る君主の主宰たる上帝の命令に背くは、臣等の決して爲す能はざる所なり、公若し臣等の基督教を奉するを許さば、臣等亦誓て公に忠勤を盡し、一も缺くる所ある可らすと。

斯の如く謙遜にして且眞理を含むの應答を爲せども、公方は決して之れを許さず、猶ほ己れの威嚴を全國に耀さん爲め衆に謂て曰く、汝等悉く我が從臣たり、故に我が法を遵奉するは臣たる者の本分なるに、法を犯し我れに背くは死刑を免れざる所なりと雖も、昔日の功績を顧て之れを免し、財産を沒收し、終身追放の刑に處すと。而して公方は此等の人を救護するの途を

斷つ爲めに全國の諸侯に令して曰く、追放の刑に處せられたる者等をして各自の家に寄寓せしめ、或は之れを救恤するを禁ず、若し此令に背く者あらば則ち嚴罰に處すべしと。是に於て放逐せられたる勇膽の基督信者等は妻子を率ひ、甘心して退去し、更に患ふるの色あらず、却て耶蘇の信愛を受けんには艱難の猶未だ足らざるを歎げきしのみ。

諸州の奉行等は公方の遂に基督信者諸侯十四人を放逐したるを見て、其管轄地内に在る信者等をして基督教を廢し、佛教に歸向せしめんことを命せり。蓋是れ公方の意を收めん爲めか、將た基督信者等を忌憎する故なるか。此令を發したるより或は之れに従ふ者ありと雖も、命に従はんより寧ろ死せんことを希望して多く放逐せられ、其意に任せ諸國に退く者四百人、富豪者も一時に赤貧の艱苦に陥り、妻子を率て諸州郡に流寓し、恰も乞丐の狀に異ならず。此時に當りては基督信者にして公方の慘虐を忌み、此等の赤貧者を救恤する者に非れば、誰か之れ等を救護する者あらんや。

彼の十四人の基督信者は兵卒之れを護送するに由り、救恤を得るの道なし。茲に有名なる日本基督寺院の榮譽と其會友の名譽を布かんが爲めに、此放逐者の戦闘及び其勝利の景狀を左に説示せんとす。

此放逐せられし者の中第一を**デイダク・ゴンノヤ**と名くる諸侯にして、齡甫て二十四、品行極

めて端正にして、其德行は貴族たる者の龜鑑とするに足れり。故に品行端正なる者あれば世人之れを呼で**デイダク**なりと謂ふに至る。**デイダク**は僅に六歳にして洗禮を受け、常に上帝を尊敬し、且其榮譽を布くの情甚だ切なり。佛徒も其温順なるを感じ、凡そ天下の人誰か之れに勝る者あらんやと謂へり。**デイダク**の聖教に入りし時、從者の基督信者たる者は僅に三人に過ぎず、然れども其徳を慕ひ漸々基督教を奉ずる者三百人に達したり。**デイダク**は弱年なれども、公方の宮中に在て惡習醜體を見るも、獨り斷乎として端正潔白を固守せしは、實に多く得可らざるの人傑なりと驚贊せざる者なし。其領地内に盛大の基督寺院を建築し、此に於て法會を開設し、法友等は務めて佛徒を集め、師父の講ずる所の基督教法を以て之れに聽聞せしめたり。又公方の領する駿河の市に於て、法友等の爲めに自費を以て一區の地を求め、此に一人の師父を養ひ之れをして佛徒を改宗せしむるに従事せしめ、而して自ら力めて其兄弟、姉妹、妻子、加之佛教に熱心する所の母をも遂に改宗せしめたり。

基督信者放逐の令の發する時に當り、**デイダク**は宮中に在らざれども、此風説を聞き、直に師父の家に到り懺悔を爲し、聖身の禮を行ひ、殉教を遂げんことを談じ、以て其夜を過したり。然れども此時彼の**ボール**の犯罪の審判猶ほ未だ局を結ばざるを以て、判官は専ら之れに従事し他事を顧みるに遑あらず。是に於て**デイダク**は已むを得ざるの事情ありて、駿河より三日にして

到達す可き參河に歸れり。其不在の時に於て基督信者たる諸侯の名簿を作り、之れを公方に呈したり。此中の最たる者は**デイダク**なれば、遂に他の諸侯と共に終身放逐の刑に處せらる。デイダクの此報を得るや更に患ふる所なく、吾人を救済して清貧を樂む耶蘇の信愛を受けんが爲めには、現世の財寶を剝奪せらるゝも實に甘心する所なりと言へり。

是に至て**デイダク**は財産、朋友、親族を棄て、其妻及び二歳の女兒を携へ一村中に退去せり。其の身に有する所は唯十字形と忍耐力とのみ。此の村に於て數通の文書を作り、以て所々に贈れり。其の書の愛憐すべき辭句は之れを讀む者必感泣せざるなし、然れども其の長文なるを以て茲に載せず。

爰に放逐者中二人の兄弟あり、兄は**ジョアシヤム**と稱し、二十四歳、弟は**バルテルミー**と稱し、十七歳なり。其熱心不動なること實に基督信者たるもの、龜鑑と爲すに足るを以て、特に之れを此に説示す。此兄弟は共に公方の侍臣にして、基督教を奉ずると既に二年なり。前に官吏基督信者の名簿を作るの時に當て、兄弟共に不在なり。官吏は之れを救助せんと欲して其名を簿中に漏したり。然れども兄弟は官の基督信者を探索するの報を聞き、急に駿河に至り、身を法教の戰場に投じて勝利を分得せんと欲し、意中臆度するに、師父は必窮迫に遇ふの魁にして、第一の犠牲たる可し、然れば直に師父の家に到り聖身の禮を受け、以て共に殉教を遂ぐる

の用意を爲す可しと。

兄弟は師父の家に到るに、師父之れに宮中の事變を語り、又曰く、官吏は基督信者の名簿を作り之れを公方に呈したれども、其簿中に公等兄弟の名を漏したりと。兄弟は之れを聞き大に悲み、涕泣して殆ど之れを感むるの術あらず。因て兄弟歎じて曰く、嗚呼遺憾と謂ふ可し、我等兄弟此に駐り殉教の榮譽を受る能はざるか、官より我等を以て猶基督信者と認むるに足らざる者と爲すかと。此の如く兄弟は大に其不幸を歎き、終夜眠に就かず、之れを聞く者も亦感泣せざるはなかりし。

明朝に至り兄弟は公方の宮中に詣り、執政に謁し訴て曰く、官より前日宮中の基督信者を探索するの時に當り、不幸にして我等兄弟不在なるを以て名簿に漏れたり、今我等此に復歸す、切に願くば速に我等の名を記し、以て基督信者たることを公方に證せよと。執政は此言を聞き愕然として曰く、汝等語るを休めて速に去る可し、汝等若し強て此言を語らば、所領は勿論、生命をも失ふの危険に遇はん、吾は汝等の爲めに誓て此事を蔽ひ、決して他言せざる可し、因て疾く去る可しと。兄弟又曰く、我等の此に來りしは生命の救助を願ふ爲めにあらず、生命に勝る一寶を得んが爲めなり、然るに何ぞ我等基督信者たるの名を簿中に掲げ、以て宿願を遂げしめざるや。公若し此恩惠を與ふるを拒まば、我等直に公方に謁し、今公の我等の爲めに拒む

所を以て詳に訴ふ可しと。

執政は此言を聞き猶懇々と説諭し、其熱心を解かんとするに、之れを肯んせす。是に於て兄弟の直に公方に訴ふるあらんを恐れ、遂に此事を以て判官に謀る。判官も亦深く兄弟を憐れみ彼れ等猶少年にして良質なり、法に依て之れを審問せば或は變心せしむるを得可しとなし、特に第一人を召したり。蓋弟は兄に比すれば猶ほ柔弱にして、法庭の譴責に堪ゆる能はざるを臆測するに由るなり。然るに弟バルテルミーは己れ一人召さるゝを以て甚だ悦び、偏に上帝の救護を祈り法庭に赴きければ、公方の命を奉ずる所の判官上座に在り、其他補官として此に列席する諸侯八十人、其尊大威嚴にして糾問の苛酷なるは十七歳の少年をして實に恐怖せしむるに足るなり。況や犯人たる者の助言人或は保護人を得る能はざるの時なれば、安危存亡の際と謂ふ可し。抑夫の在昔教主耶蘇恰も此の如きに際し、其徒弟に誓ふ所を以て倍々固守し、虐人等も遂に之に抗敵する能はざりしを想像するに足るなり。

判官はバルテルミーの坐を進め、詰問して曰く、汝は基督信者なりやと。此時法庭に於ては衆人沈黙して寂然たり、蓋其應答如何を聞かんが爲めなり。バルテルミー揚言して曰く、然り我は則ち基督篤信者なりと。判官曰く汝基督信者たること既に幾年なるや。答て曰く、既に二年なり。判官曰く、汝知らずや、基督教を奉ずるは公方の嚴禁する所なることを。答て曰く、

公方の基督教を禁ずること我能く之れを知ると雖も、天地の主宰たる上帝は我に命じて之れを奉せしむ、然らば則我は孰れの命に従ふ可きや。判官は此問題の爲めに壓せられ、言を設け答て曰く、凡そ日本に於ては釋迦阿彌陀を以て歸依佛と爲す、然れば之れを奉ずるを以て當然なりとす。又付言して曰く、汝若し異教を廢せば、公方汝に賜ふに榮譽財寶を以てせん、汝若し之れを廢せざれば、加ふるに慘刑を以てせん。

此の如く甘言と脅嚇とを以てすれども、此剛勇信者を動かすに足らず、バルテルミーは判官に答て曰く、我基督教を廢せば公方我に賜ふに滅す可きの財寶を以てし、廢せざれば賜ふに朽つ可きの刑を以てすと謂ひ、上帝は我に約するに、聖教を奉守せば不滅の生を賜ひ、奉守せざれば不朽の死を賜ふと謂へり、此に由て之れを觀れば、一は以て恃む可く、一は以て恃む可らず、何ぞ擇ぶに難からん、我若し上帝に反せば公方も必我に榮譽を賜ふ可らず、如何となれば凡そ世に貴重す可きものは德行に若く者ある可からず、聖教を廢し以て上帝に反する最惡の事を以て何ぞ德行と謂ふ可けんやと。是に於てバルテルミーは耶蘇宗教の聖道にして尊重なるを稱し、衆をして驚愕沈黙せしめたり。此時上帝の神靈心裡に満ちたるや、衆に對し揚言して曰く、天我の聲を聞け、地も亦我の聲を聞け、今此席に在る者は耳を傾けて我が言を聞き、以て其虚ならざるを證せよ、我は假令火殺の戮を被るも、又寸斷の刑に遇ふも、又何等慘酷なる責

罰を受くるも決して聖法に背く者ならずと、悠然として此の如き斷言を爲しければ、衆皆愕然たり。齡僅に十七の少年にして此勇威なる答言を爲すは、實に稀有の事と謂ふ可し。

判官はバルテルミーの氣力不動なるを見て、更に其兄ジョアシヤムを法廷に召すに、ジョアシヤムは弟バルテルミーの法廷の中央に在り、判官及び數多の補官之れに向ひ、威儀儼然たるを見て甚だ驚き、前の判官の審問及び弟の應答如何は得て知る所にあらずと雖も、バルテルミーの顔色爽快なるを見て、其判官を壓し得たるを悟れり。此時ジョアシヤムはバルテルミーの側に進み、之れを補助せんとす。然れども判官は衆の目前に於て又二少壯の爲めに壓せられんことを恐れ衆を退け、更らにジョアシヤムを審問せず、直に此事情を以て公方に上申しければ、公方は此兄弟の終に改心せしむ可らざるを知り、他の十二人と共に之れを追放す可しと命じたり。兄弟は判文の宣告を受け、欣然として直に師父の家に到り、此嘉報を告て曰く、今や上帝我等兄弟の教友と共に艱苦を受くるの榮譽を賜ひ、始て其從者たることを許せり、上帝の信愛の爲めに現世の財産、娛樂、職任、希望、生命を抛つは何ぞ之れに優るの幸福あらんやと。

茲に十四人の追放者中にカファイアと名くる武士あり、一城の主にして公方の寵臣たり。此人始めは己れ奉ずる所の基督教の爲めに死せんと決心し、己れ及び長子共に洗禮を受るより僅に二年にして追放の刑に處せられ、其時親族の悲歎の爲に志を墜し、又財産を失はんと恐れ、

遂に勇氣を撓まし思慮するに、公方の命に従はば其賞として逐者等の財を以て己れに賜ふならんとし、故に自ら基督教を廢したることを執政に證す。公方は之れを聞き更に其所業を稱贊せず、却て其一旦信する所の宗教を廢し財産を保護せんとするは卑陋の甚しきものと爲せり。曾て英國人其王家に仕官せる者も此の如きの所業を爲し、後ち歎じて謂へることあり、曰く、上帝の信愛を受けんより寧ろ我が國王の愛を受けんと欲せしに、嘗に上帝の恩恵を失ひたるのみならず、國王の恩恵をも得る能はざりしと。此の日本武士も之れと一般にして、此款を發するなる可し。

公方は基督信者たる諸侯を追放するのみならず、宮中の貴女にして基督を信する者を探索せしめしに、位階貴く職任重きと他に超ゆる者にして三人の信者あり。此三人を譴責せば、他の婦女を戒心せしむるに足らんと信せり。此三貴女の一人はジュリー、一人はクレール、一人はリユースと名く。公方は殘虐に之れを一室に幽閉し、而して己れの侍女其他宮中の貴女等をして之れを監護せしむ。監護の婦人等は三貴女をして改心せしめ佛教に歸向せしめんと欲し、百般の方略を施し、或は其青年を惜ましめ、或は其財産を失はんことを願慮せしめ、或は其希望する所を遂げしめんことを約し、或は追放、死刑、火殺、磔罪、其他日本に於て行はるゝ所の慘刑を擧て威嚇し、以て熱心を解き動かさんことを勉め、甘言阿諛交々至ると雖も、一も其功を

奏する能はず。

監護の婦人等は遂に此事を公方に上申す。公方は三女の勇氣不動なるを感するなく、却て婦人の爲めに己れの歴せられたるを怒り、特に此怒に觸れたる者はジュリーなり。此婦人は高麗の貴族にして、曾て太閤朝鮮を征伐せし時、其大將たるドム・オーギユスタンの爲めに虜となり、幼にして日本に來り、容貌才氣共に人に勝る一婦人となる可き質あり、ドム・オーギユスタンは此史中の著名なる基督信者なれば、此女をして聖教道德の人と爲らしむ。而してドム・オーギユスタンの死後に至て内府ダイフさまの此女を愛すると亦オーギユスタンに劣らず、故に之を以て第一等の宮女と爲し、其榮光は旭日の如くにして、他の宮女は爲めに其光を蔽はれたり。

公方は三女の熱心の解き動かす可らざるを知り、リユース、クレールの二女を退くると雖も、猶ほジュリーを留め改心せしめんと欲し、再び數多の婦人を遣し、百般の方略を設け、之れに説かして曰く、公方は君をして宮中に事へしめしより以來、君に賜ふに榮譽、財産及び高貴の位階を以てす、君は從來外國の人にして、曾て兵亂の際俘虜となり、日本に來り、嘗に自由を得るの身となるのみならず、公方より非常の愛憐を受く、然れども此鴻恩に報ゆるに僅に左の事を以てすれば足れりとす、則君の奉守する基督教を廢し公方の命に従ふのみ、又公方より一旦命を布き、一婦人の服従せざる爲めに何如ぞ其命を行はれざる者となして不問に付す可けんや、況

や君は公方の厚恵に由り以て自由を得る者なるに於てをや、君若し基督教を全廢するを得ざれば、強て陽に之れを廢して公方に恭順を表證し、陰に聖教を奉守するも妨ぐる所なく、公方も亦満足し、其外に望む所なかる可し、君今之れに従へば榮譽富貴は前に優り、若し従はざれば公方の怒を添へ、必慘酷の刑に處せられんと。婦人等は此の如く事理を述べ心を盡し信愛を表し、涕泣してジュリーを抱き、又懇に諭して曰く、切に願くは陰に基督教を奉じ、陽に之れを廢し、以て慘酷の刑に處せらるゝを免れよと。

ジュリーは端然として此等の事理を聞き、婦人等の親愛懇諭に抵抗するは亦忍びざる所あるが如し。然れども上帝の恩恵を思ひ、百折不撓の勇氣を發し、先づ婦人等の親愛を謝し、次で謂て曰く、我れ公方の鴻恩を被りながら其命に従はざるは、凡そ此世の中に在て報恩の義を知らざる最も大なる者なり、又我が自由を得、生命を保ち、加之非常の幸福を享くるは固より公方の厚恩なること論を俟たず、故に我現世に生存するの限りは力の及ぶ所務めて以て報恩の義を盡さんと欲す、然れども請ふ幸に今我が謂ふ所を聽け、抑も天に上帝あり、我に生を與へ之れを保たしむるも、又魔鬼の苦難を免れしむるも皆此力なり、故に天の君主に事ふるは地の君主に事ふるよりも更に心を盡さる可らず、今我上帝を忘却する所業を爲し、公方の命に従ひ陰に聖教を奉ずる時は、上帝に對し報恩の義を忘るゝの罪最大なり、上帝の誓言に曰く、現世に

在て上帝を忘るゝ者は來世に在て上帝亦之れを忘るゝなりと、我は良心を枉げ、可滅の利益の爲めに上帝を忘るゝ所業を爲す者にあらず、假令如何なる艱苦を被るも、天地の主宰たる上帝に背く能はず、今我が斷言する所決して虚言に非ず、口舌は本心を欺かざるなりと。

婦人等は此斷言を聞き、ジュリーを以て己れ等の親愛懇諭を濫聽する者となし大に怒り、乍ち之れを敵視し、種々の暴言を發せり。然れどもジュリーは泰然として動かさず。婦人等は怒に乗じジュリーを讒害せんと謀り、公方に訴ふるに、ジュリーは時々密に宮中を脱出することあるを以てし、之を死に處せんと欲す。公方は法に遵ひ此事を嚴密に糺問せしむるに、ジュリーは寺院に詣るの外決して宮中を出ることなきの證據判然たり。其寺院に詣る時に於ても、必其行狀の證據人たる者を誘ふに非れば出でず。此に於て佛徒たる婦人等の詐計は其功を奏する能はず、却てジュリーの無罪を證するの具となれり。公方はジュリーが公方に従はんより寧ろ死せんと決心したるを知り、遂に之れを追放の刑に處し、而して大島を以て其追放所と定め、駿河の市尹に命じて之れを處置せしめ、駿河より十五里距のアジロ港に到るの途中、ジュリーをして肩輿に乗らしむ。ジュリーは耶穌の爲めに追放の刑に處せられ甚だ欣然たりと雖も、其肩輿中に在るは大に苦む所なり、故に護兵に切願して輿を下り、沙磧の路程を厭はず徒歩せり。蓋曾て耶穌のカルウエール山に於て車に乗らず、勞を厭はずして徒歩せしに倣はんが爲めなり。然れどもジュリー

ーは深窓に養育せられたるを以て長く徒步するに堪ゆる能はずして、終に已むを得ず再び乗輿するに至れり。護兵等の意中に、ジュリーは必宮中に召還せらる可しとなし、故に後日の責を恐れ、敢て之れを虐遇せず。然るにジュリーのアジロ港に到るや、護兵の臆度する所の如くならず渡海の船既に整備せり、因て直に之れに乗り大島に赴かんとす。其以前にジュリーは日本基督教會長たる師父フランソワ・パシーに一書を贈れり、其文に曰く、

我が師父尊位に呈す、我れ前に公方の宮中に在て苦責に遇ふも、泰然として之れに服せず、遂に上帝の恩恵を被り宮中を退けられ、大島に追放せらる、我の從來上帝の爲めに盡す所は猶ほ足らざるに、此の如くの愛恵を被り、追放の刑に處せらるゝは、上帝正裁の爲す所にして、實に謝恩の辭なく、感激に堪へず、凡そ天下の財寶を聚め娛樂を得るも決して此恩恵に勝ることなし、我又假令如何なる大艱難に遇ふも管に之れを患へざるのみならず、却て欣然として之を甘心す、我師父尊位、切に願くは決して我が衰替を以て痛心するなく、懇に上帝に祈り、我をして聖神の身とならしめ、而して數々書を寄せ以て我れを慰めよ、今護兵等頻りに乗船を促すを以て、書中に言を盡す能はず、聊か永久尊位の爲めに恭順の侍女たるを證す

第三月二十六日

ジュリー謹白

ジュリーは其乗船するに際し、アジロ港に在る基督信者等に對し涕泣して告別せり。蓋此悲嘆す

る所以は、其身島中に在れば生涯聖祭の盛會に與る能はざる可しと思察し、又一は己れ耶蘇の爲めに殉教せんと希望せしも、死刑に處せられざるを以て失望せしなり。茲に一人の基督信者あり、**ジュリー**に謂て曰く、我曾て師父に聞く、耶蘇の爲めに追放せられ遂に死する者は、假令鮮血を流さるも殉教の榮譽を賜ふと。**ジュリー**は之れが爲めに大いに慰められ、直ちに其師父に書を贈り、以て此の如き教導は師父の説示に出づるや、我は始めて之れを知り得たることを感謝せり。

既にして**ジュリー**の船は大島に向ひ開帆せり。**ジュリー**は大島に在ると僅に三十日にして、他の一小島に移送せられたり。前に宮中より追放せられたる婦人等も亦此に在るを以て、寂寞たる孤島に於て教友相會するの欣喜は亦限量す可らず。然れども**ジュリー**は又僅に十五日にして此地より退けられ、**ユーズジマ**と名くる巖島に放たれたり。此に住する者は僅に七八人の漁夫に過ぎず、一小藁屋に住み、捕魚を以て織に其生活を得る者なり。公方は毫も**ジュリー**に供給する所なく、之れに非常の艱苦を嘗め、爲めに基督教を廢するに至らしめ、遂に宮中に復歸せんことを欲したり。

然れども**ジュリー**は決して其志を變せず、故に公方の謀る所も功を奏するを得ず。其島中に在るや、曾て師父**モールゾン**に書を贈れり。此**モールゾン**は京師の基督寺院の管長にして、**ジュリ**

ーに洗禮を授けたる人なり、此書に由て**ジュリー**の豪氣勇膽を見るに足る。其文に曰く、我れ此巖島に來りしより大に快樂に富み、宮中に在て曾て爲し得可らざる所の樂を得て生を送れり、如何となれば天賜の慰問を受くるを以て百般の困苦を償へばなり、此島中に在ては諸祭典に與る能はざるは固とより大に患ふる所なりと雖も、自ら慰むるに日々聖經を朗誦し、拜禮を勤め或は沈黙して聖理を思考するを以てす、我は此巖島を以て**カルウェール山**と見做し、十字架の下に在て罪惡を謝し、耶蘇と共に死を遂げんと決す、又諸祭典の盛會に列することを想像し、或は耶蘇の艱苦を顧慮すれば、心意自ら快然として恰も現世に於て樂土に到るが如しと。

偕て**ジュリー**は巖島中に在て生を終んと決心せしを以て、師父に請ふて聖徒の畢生默記思用す可き經典、其他祭壇裝飾の要具たる寺燭、小鐘並に祭壇の形と、**メス**祭の時誦者たる僧の像を刻畫したる物を請ひけり。又**ジュリー**が上帝を信愛して宮中を放たれ、寂寞たる巖島中に居て上帝の給糧を受くるは、則ち**エチプト**の肉麥を顧みずして砂漠の地に退き、上帝の賜食を受くる所の聖徒と一般なりと謂ふ可し。往昔の聖女**マドレーン**に擬したる**ジュリー**は此巖島に在りて上帝の撫愛と神使の慰言を受けしむ可し。**ジュリー**の事此に畢る。因て今又有馬の國主**ジャン**の事跡を説き、其終生の尋常ならざることを示さんとす。

既に説示せし如く、有馬國主は漸く改心して迷惑の中を出で、流竄の地に在るも常に罪惡を

悔ひ謹慎を致し、其最も快樂となす所は唯聖書を讀誦し、且耶蘇の心志を熟思玩味するのみ。此に於て親ら耶蘇の艱苦を嘗むるに非れば、其志を深く味ふを得可らずとなす。ジャンは性活潑にして忍耐の力に乏しく、常に容易に忿怒するを以て、佛徒等の推察するに、ジャンは非常の難に遇ひ、或は堪ゆる能はずして屠腹するならんと。然れどもジャンは曾て基督寺院を興起するに盡力すること鮮少ならざるを以て、上帝は爲めに非常の惠愛を垂れ、其狼の如き心を變じ羊の如き心に化せしめ、慾望非道の心を廢して恭順戒慎の心を生せしめ、以て徳行の龜鑑と爲せり。

ジャンの後妻たるジュユストは有馬に於てアレキサンドルウリニヤン大師に頼り洗禮を受けたる聖女なり、ジャンと共に配所に在りて其心勞を感むるに、或は懇篤親和の説話を以てし、或は聖書を讀誦するを以てせり。ジャンの行狀はジュユストの能く知る所なるを以て、ジャンは之れに請ふて其從來非と爲す所の行狀を録せしめ、常に之れを閲して己の過を悔悟し、臣僕に對し之れを謝せり。ジャンの決心切望する所は死を以て其犯せる罪惡を償はんとするに在れば、上帝も亦其望を遂げしめたり。如何となれば世子ミッセルの野心を懐きたるより父の所領を奪ひ、猶飽かずして終に生命をも斷つに至ればなり。

ジャンは性能辯の人にして數々書を贈り、以て政廳に在る諸侯と謀る所あり、故に野心を抱

く世子ミッセルは父の或は事を起し所領を復せんとするに非ずやと之れを恐れ、方略を設けて此患を絶たんと欲し、直に長崎奉行ジフオウに謀る。是に於て兩人は計を以て證據人たる者を誘ひ、共に宮中に詣り、公方にジャンの罪を訴ふ。公方は固よりジャンを忌憎しければ容易に之れを信じ、總て律に違ひ處置せず、又犯人及び證據人を審問することなく、直にジャンを斬罪に處したり。

京師の市尹の世子は判文の宣告及び其施行の命を奉じ、士卒百五十人と共にジャンの住所に到るは千六百十二年第六月五日なり。士卒は早天より其家を圍みジャンに謂て曰く、汝は自盡するや、將た斬に伏するや、共に汝の望む所に任す可しと。ジャンは豫め死を決するを以て、此事を聞き天より賜ふの惠となし、答て曰く、我れ猶自盡するの勇氣を失せずと雖も、我れは是れ基督信者なり、故に教法の禁する所を犯し自ら割腹するは決して爲す能はざる所なり、又假令我れを以て怯夫と爲すも上帝に背くに忍びず、今日に至り決して抗敵することなし、汝等恐れずして進み速に斬首す可し、須く意を留めて佛徒と基督信者と死に際して差異あるを見るべしと。

日本の習慣は、若し貴族の死刑に行はるゝや、其臣僕たる者刀を手にして急に刑法官吏を襲撃することあり。蓋主人を救はんとし、或は主人の死を見て復讐せんとし、或は之れに殉せん

とするなり。ジャンの臣下も亦此例に倣はんと欲す。然れどもジャンは其臣僕を召して曰く、我今死刑に處せらるゝは公方の所爲に非ず、則上帝の望む所なり、故に決して之に反する勿れ又此期に至て我汝等に切願す可き一事あり、汝等刀を脱し以て護衛兵に付す可しと。臣僕等は容易に此言に服せずと雖も、其主ジャンの切望なれば、已むを得ず遂に其命に従ひたり。

ジャンは臣下等の其命に従ふを見て大に喜ぶと雖も、己れの死後に至ては必ず屠腹して以て己れに殉ずる者あらんことを發見し、更に誓書を作り、死後決して暴暴の事ある可らずとの語を載て之れに署名印記せしめたり。是に於てジャンは護兵隊長の許に使者を遣し、臨終の要事整備するまで暫時の猶豫を請はしむ。隊長は意中必血戦の事起る可しと期せしに、今此言を聞き、基督信者の柔順なるを見て大に驚感し、其請ふ所を許可せり。此時間にジャンは遺書を作り諸人に贈り、就中己の仇敵たる長崎奉行ジフ井オワー及び反人たる世子ミッセルに書を寄せ、其奸計を責めずして、却て己れ其怒に觸れたるを謝せり。

其後ジャンは耶蘇の聖書を讀誦せしめ、己れの罪惡を悔悟し、又懺悔を受く可きの教師なきを以て耶蘇の像前に跪き、己れの從臣を其席に列し、從來犯す所の罪惡を懺悔し、從臣に對し己の過惡暴行を謝せり。衆之れを聞き涕泣して殆ど慟するに至る。此事畢り、ジャンは二枚の疊を重ね、其端に釘十字架を置き、寺燭に火を點じ、尋で跪き衣襟を開き以て刀を受けんとす。

日本に於ては刑官の手を假りて死を遂ぐるを耻辱とし、又之れに任ずるの臣は主人の榮譽を保護する者として敬せらるゝを以て、ジャンは從臣の一人を選びて斬首せしめたり。

ジャンの妻ジュストも此席に在り、絶て悲歎の色を見はさず、基督信者たるの勇膽を張り、ジャンを勸勵して上帝に信を呈せしむ。是に於てジャンは暫時默然たり。既にして上帝を祈念し首を低れ執刀者に命じ之れを一撃せしめたり。ジュストは首級を懐き親吻して後遺骸と共に之れを包み、一室に退き、此に於て己れ遁世の徴として髪を剪り、之れを上帝に奉じたり。從臣及び其妻も亦此例に倣ひ、良主の死を悲むの證を表せり。

偕て二人の護兵長ジャンの家に入り、其遺骸の疊の上に在るを見て悲哀に堪ゆる能はず、之れを納め基督教法を以て夜中埋葬することを許し、自ら士卒を率て埋葬地まで護送せり。而して葬式を執行するに當て怪しむ可きは、基督信者等皆教徒の拜禮する聲を聞けり。彼の執刀者も此聲を聞き、其何等の聲なるをジュストに問ふに、ジュスト曰く、余も亦其聲を聞けり、然れども之れを聽き得たる者は我の外又有る可らずと信ず、故に敢て此事を語らざりしと。

有馬國主ジャン即ち元とのドムプロテーは初め基督教を奉じて之れを領内に宣布したれども、後之れを廢し、却て基督信者を窘迫したる人なり、其終焉は前に説示する所の如し。此人從來犯す所の罪惡に因て死を致すは固とより當れりと謂ふ可く、又其從前盡す所の善行有れば

聖尊の爲めに殉教を遂ぐるを得るも亦當れりと謂ふ可し。其妻ジュストは公方の命に由り猶ほ嚴に幽閉せられ、世子ミツセルは父の所領を奪ひ、其不徳は父の惡に劣らずして絶て善徳を行ふを知らず、故に基督教に敵し悪虐倍甚しく、曾て日本に於て見る能はざるの極に至れり。然れども上帝の正裁何ぞ此の如き悪虐を不問に付せんや、必廢教弒逆の罪科を得るに至らん。

茲に國主ミツセルの基督教者に對し施す所の窘迫虐待の顛末を説示せんとす。ミツセルは公方の許可を以て父の全封を領するを得て、公方に約するに、嘗に自ら基督教を廢するのみならず其領國の人民の之れを奉ずるを嚴禁せんことを以てせり。是に於てミツセルは島原港に到り、監吏三人を有馬の城下に遣り、人民をして公方の禁令を遵奉せしめんとす。此三人の監吏も原と基督教者なれども、利慾に惑ひ遂に聖教の仇敵と變じたり。國主ミツセルは此三人の發程するや直に亦島原を發し、途中見る所の十字架は悉く之れを破却せしめ、有馬に歸るや直ちに禁令を公布して曰く、凡そ我封内の人民決して基督教を奉ず可らず、若し此令に背く者あらば之れを放逐し、或は死刑に處せんと。

基督教の仇敵此禁令を布くや、信者は直に之れに對答せんと欲し、拜祈、懺悔、受禮に従事したり。茲に五百人の基督教者あり、聖教を廢せんより寧ろ死せんことを決心し、誓文を作りて各自之れに署名捺印せり。其文に曰く、我等教友今耶蘇聖母使徒及び樂土の聖徒に誓言す、

假令幾多の艱苦に遇ふも銳進して撓まず、我等教友遵奉する所の基督教を固守して上帝の榮譽を布かんことを、又我等教友相誓て此約言に背く可らずと。

此時に際し師父等は信者等の死を決し聖禮を受け殉教の榮譽を享けんと欲する者の懺悔を聞き、甚だ繁劇なるを以て、已むを得ず補教師を信者等の家に遣り之れを慰め、其信心を固守せしめたり。基督教者たるの婦女も亦同族相謀りて事を爲すこと男子に劣らざりし。

數多の基督教者は判官の前に呼招せられ威嚇至らざる所なしと雖も、鉄心石腸にして敢て志を變せず。千六百十二年第六月十二日に當て有馬の市街を去り、近隣の林中に退く者二十家、又別に放逐せられたる者五家あり。此放逐者の慘酷に遇ふは死も猶ほ比するに足らず。第一は基督教者たる者の父母子女は共に逐れ、第二は所有の物品は身に被る所の衣服の外は一も運搬するを許さず、第三は凡そ日本中に於ては市街村落を問はず何れの處に至るも他人と言語を接するを禁ず、加之此の放逐者の困苦零落を見て之れを救恤するを嚴禁し、若し之れに背くものは重刑に處し、又た關門は堅く鎖して衛兵を置き、放逐者他國に遁れんとするも能はざるに至らしめたり。

國主ミツセルは其國民の基督教を奉守して爲めに死せんと決心したるを見て大に怒り、斯の如く熱心を起生せしめたる者は則師父等の爲す所なりとし、千六百十二年第六月十三日を以て

使者二人を師父等の許に遣し謂はしめて曰く、向後我國に於て基督教を宣布し且之れを奉ずるは公方の嚴禁する所なり、汝等之を宣布するの職なれば、我が領内に駐在せしむるは公方の許さざる所なるを以て、速に我が領地を去り、其意の適する所に退く可しと。有馬の學校長たるマチュール・コレ師は此令を奉じ、直に長崎に在る師父總監及び師父長に報じて相商議し、遂に議定したる旨意は、國主の威令に一步を譲る可し、然れども猶二三人の師父をして潜匿せしめ、以て寺院の衰頹を護らしむ可しと。而して此事は遂に行はれたり。

日本に在る基督教會友の員を算ふれば百十八人なり。此中六十三人は教官にして、如何なる窘迫に遇ふも撓まず銳進勉勵して異教者を改宗せしめ、千六百十三年に至り此等の師父に頼り洗禮を受けし者四千三百五十人なり。有馬に潜匿したる師父等は厚く屬下の信者等を保護し、遂に佛徒に勝つを得たり。茲に一人の佛教者師父等の既に放逐せられたるを以て、基督教者等を誘ひ佛教を奉せしむるは容易ならんと信じ、國主に説て曰く、閣下基督教者等を召し、日本の習慣に倣ひ神佛を以て忠勤を誓はしむ可し、彼等若し其命に背かば、之れを犯罪として刑に處す可しと、國主此事を承諾したり。

國主の此命を公布するや、基督教者等は耶蘇の爲めに鮮血を流すの時至ることを希望し、相誓て曰く、國主我等を召さば衆の目前に於て揚言せん、我等生命を抛て國主に忠勤を盡すは固

より其分なれば、誓て之れを行ふ可し、然れども神佛を以て誓言を爲すは我等の決して爲す能はざる所なり、寧ろ斬に處せられんことを希望すと。國主は信者等の斯の如く決心したるを聞き、却て己れの耻辱とならんことを恐れ、遂に信者等を召さず。然れども前に公布したる所の令を廢せずして、他日を期して復信者等を召し、己れの意の如く誓言を爲さしめんと欲せり。此の如く猶豫する中に、國主の爲めに却て他に一變事を醸したり、如何となれば管に勇進の信者をして改心せしむる能はざるのみならず、前に刑罰を恐れて反心したる者をして再び信心を生せしめたり。此復信者は良心の責に堪ゆる能はず、過を改むるに機會を失ふ可らずと爲し、執政の所に至り其變心を告て曰く、我等は復基督教者となりて死を遂げんことを望む、佛書を戴て誓言を爲さんより、却て之れを足下に踏まんことを欲すと。

執政は此事を聞き大に驚愕し、直に國主に上告す。國主之れを聞き憤懣に堪えず、盡く復信者等を死に處せんとす。執政之れを諫て曰く、今悉く彼れ等を殺さば國の良民を失はん、故に之れを刑に處せんより、寧ろ恩恵を以て之れを待ち、其二三を殺し、他は悉く放逐するに如くなしと。此に於て死刑に處せられたる者は欣然たりと雖も、然からざる者は甚だ悲歎し、殉教の幸福を羨み、己れ等は基督教者たるに足らざる者なるやと焦慮し、自ら之れを感むる能はざりし。

此等の基督信者中に於て勇膽を顯せし者は國主ミツセルの先妻マルトなり。前にミツセルは公方の孫女を娶らんとしてマルトを離婚せし時、マルトは年甫て二十一、新妻の遇待甚酷虐なれども能く之れに堪ゆるを以て、新妻はマルトの國中に在るの間は其身の結婚猶固からずとし、或は遂に破れんことを恐れ、百般方略を施しマルトをして再び他に嫁せしめんことを謀れり。然るに端正有徳のマルトなれば、基督信者たる婦女にして其良人の猶生存するをも願みず再嫁するは教法の許さざる所たるを以て、決して之れを領諾せず。マルトの決心此の如くなるに由り遂に放逐せられ、山間に退居し、小藁屋に住し、以て宮殿に優るものと爲し、此に其餘生を送れり。

此の如き勇膽なる者は獨り青年の人に限らず、兒童にして亦之れに匹す可き者あり、其一二を擧げ、以て聖教の盛徳を驚感せしめ、怯夫の戒と爲さんとす。爰に十四歳の童二人あり、共に艱苦を厭はず死を遂げ、以て上帝の命に遵はんと決心せり。此二人聖教に背かざる者なれば父母に事ふるも亦決して怠らざるなり。二童は共に死を誓ひ約書を作り、而して聖經を以て自ら體を傷し、其鮮血を以て之れに署名せり。

有馬市尹の屬卒一日小童に邂逅し、其頸に懸る所の念珠を見て之れを捕へ、念珠を強奪せんとす。小童曰く、苟も基督信者にして聖物を以て佛徒に與ふるは決して許さざる所なり。卒曰

く、汝我が需に應せざれば、我汝を殺す可し。小童曰く、死は我が甘心する所なりと。此言畢り、小童は跪き首を低れ合掌して唯死を待つのみ。卒は其勇膽を驚感稱讚し、之れを愛し之れを撫で、別れ去れり。

爰に又八歳の少女あり、其勇膽決心前の小童に劣らず。少女の父は十字架の破却せられたるを見て之れを家に持歸り、聖壇の前に進み、誓て曰く、人若し我が此貴寶たる十字架を奪はんとせば、必先づ我が生命と妻の生命とを斷つに非れば決して許さずと。此時父は少女を顧み嘆息して曰く、爺の心を痛ましむる者は獨り此女なるのみ、我等の死後に至り其成果如何ぞや、噫と。少女は此言を聞き父に謂て曰く、父君決して我が成果を以て心に掛ること勿れ、我能く父君の焦慮を消除するの術を知れり、一人をして先づ我を斬らしめよ、而して後父君死を致さば其心必安かる可しと。父は此答に感激し、涕泣して止む能はず。

日本の習慣は死刑に行ふ可き罪人あれば、其妻子も共に殺すを以て法とす。有馬の變動の際基督信者等は其子弟を他國に遁れしめ以て之れを助命せんと欲するも其熱心を解き難く、子弟は決して離散するを欲せずして、誓て共に死せんと欲す。強て之れに離散せよと勸むる時は涕泣慟哭するを以て、遂に此事を罷めたり。

昔日豊後に於て基督教の盛に行はるゝに當て、佛徒たる國主は基督信者をして悉く佛教に歸

向せしめんことを令したり。此時衆信者は殉教を遂げんと決心したること恰も今の有馬に於るが如し。茲に豊後に於て六歳の少女あり、其母の死期に臨で被る可き美服を縫裁するを見て母に請て曰く、願くは我が爲にも此の如き美服を製せよと。母曰く、既に之れを成せり、一は汝の爲にし、一は汝が弟の爲にすと。少女は大に喜び、其兄に謂て曰く、我等の死期に臨で被る可き美服は母君既に之れを製したり、獨り兄の爲に之れを製せず、兄若し生存するも決して基督教を廢すること勿れと。兒童にして猶此の如き信心あり、是以て其父母の勤勉且其信心の厚きを知るに足れり(此下原本脱落あり目録に比照する數項の事を缺く)。

今茲に千六百十三年亂を醸せし佛徒長崎奉行ジフ井オワーは、基督宗困難の後も有馬に於て尙基督信者等の平和に生活するを得るを以て憂鬱し、ミツセルを甚だしき悪行に誘導せんと欲し、爲めに一計を設け、政廳に在る數多の人より書簡を受くと偽りミツセルを欺けり。其文意は、ミツセルは基督信者を優待し、國內に數多の教師を駐在せしめ、且己れも亦再び基督教に歸依するの疑あるによりて、公方は其行狀を快しとせざるの報ありと。

ミツセルは此報を聞き、其偽言を信じ虚實を正さず、直ちに心を決して未曾有の酷刑を基督信者に施さんと欲し、國中に於て勇武最も著名なる門閥の者八人を召し、告て曰く、若し卿等を國教に誘導すること能はざれば、予は公方の嚴罰を受くべし、此を以て已むを得ず公方の意を

遵奉せざるべからず、予は卿等の勤功勤勞あるは平生知る所なれば、卿等の予の爲めに利し、且予の身命に關する時に及ぶときは、卿等身命を棄つるの忠義あるを信す、而して卿等予の爲め此一事を行ふに非れば、予將に身命の危難に至らんとす、然れども卿等の身命を要するに非ず、家財を欲するに非ず、又卿等をして基督宗教を棄絶せしむるに非ず、只此困難の鎮靜に至るまで暫く信者たるを隱蔽せんことを希望す、予も心中は卿等と同く基督信者なり、故に幾くもなく亦公然と基督信者たるを發顯すべし、只時勢を體認して自ら戒むるのみ、試みに思へ、船舶の巖石に衝突せんとするに方れば帆を下さざるべからず、予若し此理に反して公方に抵抗せば、宗教及び所領を失ふべし、是れに因り陽に恭順を示し、其兩ながら全たからんことを欲す、天主は人の本心を洞見し、且人の其君主たる者に敬順ならんことを望めり、卿等予の爲め忠懇を盡さざる時は、予は卿等を家臣と看做す能はず、若し能く予の幸福及び身命に關する事件に忠勤を致さば、爾來兄弟朋友を以て待遇すべし、之れに反して予の説諭を容れざるものは叛人となして苛酷に處置すべし、其時に臨み臍を噬むとも及ぶこと無しと。

ミツセルは涙を流し説諭を加ふるを以て、諸大臣の心を感動し、終に八人の内五人は君の身上に災害の至るを憂ひ、宗教を隱蔽することを心に決せしに、餘の三人は心を動かさず答て曰く、地上の君主よりも上帝の洪恩を負載すること厚く、又信仰心を隱蔽することは上帝の禁制する

所なれば、臣等は己れの真心に反して永久の罪人となり、身を危厄に陥るゝこと能はず、臣等の身體に毀傷を受け、上帝に報恩を證する爲め流血に至るは平素より臣等の願ふ所なり、抑臣等の願ふ所は身命を受けたる天主の反賊たらず、又基督信者は論を俟たず、總て人たる者の賤しむべき行をなさざることなり。

ミツセルは五人の重臣を説き得たるを以て、餘の三人を激怒するの心を緩ふし、卿等知識あらば其身且家族に至るまで非命の死を遂げざる爲め如何して可ならんや、尙ほ熟慮するの時日を猶豫すべしと云ひ、諸大臣を退出せしめて後ち、奉行ジフ井オワーに書を贈て實況を報知せり。然るにジフ井オワーは之れに答へて、人君たる者は言を食むべからず、且基督信者を恐怖せしむる爲め、三人の宗徒は勿論、其妻子に至るまで焚殺の刑に處せざるべからずと云へり。

有馬國主は此報書を得ると雖も、門閥の良臣を害するに忍びずして、暫く決心すると能はざりしが、其夫人の語に、良人若し奉行ジフ井オワーの説諭に従はざるに於ては、災害其身並に國家に及ぶ可しと述べしに由り、斷然心を決して、千六百十三年十月五日焚殺の令を下し、速かに處刑を遂ぐべしと執政に命じたり。斯くて三人の門閥は市中の獄舎に赴くべきの命を受け、喜び勇んで其所に至れり。其第一の殉教者はアドリアン高橋主水と稱し、第二はレラン藤田利右衛門、第三はレラン武富勘右衛門と稱す。執政は一時にアドリアンの妻ジャンヌ、レラン利

右衛門の妻マルチを同獄に拘繋せり。レラン勘右衛門の妻モニックは小萬どのと稱し、國主の貴重する叔父の女なるを以て、獄舎に拘引せずして護衛の士を置きたり。レラン勘右衛門はポールと稱する二十七歳の一子あり、父と共に獄舎に拘繋せられ、アドリアンは一男一女あり、男はジャックと稱し十二歳、女はマデレーンと稱して二十歳なり、此女は處女たるの節を確守し、恰も天女の地上に存在するが如し、然るに此等は各其父と同獄に於て火刑に處せらる。

勘右衛門の妻モニックは我が夫と居を異にし、且殉教の冠を得ると能はざるを苦慮し、其禁錮せられたる室中を脱出せんとして心を盡すこと至らざる所なく、之れを護衛することも亦從て嚴なりと雖も、終に脱して其夫の獄舎に投ず。然れども幾くもなく監守の者之れを擁出して遂に助命しければ、モニックは其命を存せしを火殺の刑に處せらるゝよりも却て痛苦と爲せり。

有馬に於て最も門閥にして貴顯なる八人の者、此般宗教を棄るか或は生ながら焚燒せらるゝかの事長崎に聞ゆるや、基督教會の長官は從來有馬に隱匿したる教師と共に、基督信者の神氣を勵まし、且安慰せしめんが爲め一人の宗徒を送り、其到着するや好機を得て宗教半信半疑の者は之れを奮起せしめ、或は其志堅固ならざる者は之れを奨勵し、因て以て天主厚德の結果を見るを得たり。

三人の門閥は其妻子と共に火刑の命を受るより、有馬一國のみにして其觀者貴となく賤とな

く老若男女の群衆すること二萬人に登ると雖も、國主の疑懼を生せざる爲め、各日本の風習に反して一小刀をも帶る者なく、且求めて同刑に處せられんことを欲するを表證し、領に十字形を裝置したる念珠を懸けたり。此の羣衆の基督信者等は有馬に於て忽ち寸斷せられんことを想像し、故に一品も食物を具備すること無く、只死を希望せり。然るに有馬の基督信者の長たる者等は心志を盡し、此衆人をして諸事缺乏なからしむと雖も、衆人は三日三夜城下の曠原に露宿し、日中は市街の基督信者等の過訪慰問を受け、夜間は篝火を燃しければ、暴厲なる君主も之れが爲め甚だ恐怖せり。

國主は群衆の基督信者の許に人を遣し、若し速かに退散せざれば銃隊を發し擊殺すべしと云はしむ。此語を聞かば、衆人熱心して死を欲するを以て、斯の如き好戰場に於て一銃丸と雖も虚發せしめざらんことを欲し、死を求めて一處に結合せり。此時有馬の市街に住する佛僧は基督信者の群衆する者兵器を携へざれども其衆多なるに驚き、大に怖れて城中に遁れ入り、或は城中も尙ほ安からざるを慮り終に長崎に通れ、人に語て曰く、基督信者の軍隊有馬に到り、城は陥り、君は害を受けたりと。奉行ジフ井オウーは之を聞き大に驚駭し、己れは有馬の門閥人を罪する首謀たるに由り、公方或は其暴行を憤り、終に災害の己れに歸せんことを恐怖す。然れども基督信者の有馬に群衆する所以は、獄に就たる門地の人等を救助する爲めに非らず、却

て此等と同じく死せんことを欲せし者なりと傳聞し、其恐怖は幾くもなく安意せり。

八人の門閥の内五人は外見のみ基督宗教を棄て佛氏の宗教を奉すべきを前に記載せしが、此五人の内四人は有馬の城外に數萬の基督信者群聚し熱心して死を決するを觀て、痛く己れ等の宗教に反戻するを憂苦し、其過を改め公然と懺悔を行はんことを決せり。偕て四人は是より以前、此回の事件に因り基督信者の心志を確定せしむる爲め長崎より一人の教師の到ることを傳聞し、市街各所を搜索すると雖も教師の所在を得ず、故に終に郊外に出で基督信者の群衆の内へ、且各自に死刑に處せらるゝ準備の爲め、教師の所在を告示せんことを懇願せり。

四人は群衆の内に於て教師の所在を得ざるを以て再び市街に歸り、奉行に謁して曰く、吾儕鄙怯にして基督宗教を隠蔽するを承諾し、今に至りて後悔し、死すとも止むべからず、故に吾儕は決して神佛宗教を奉する者に非ず、基督信者なりと。而して四人は所有物を沒收せられんが爲め其記簿を附與し、他三人の拘繫せられたる獄舎に同く繋がれんことを乞ひしを以て、奉行は其意象翻然と變易せしを驚駭して、只余は卿等を處分し、財貨を沒し、身命を害するの權利を有せずと返答せり。

此答を聞き門閥四人は之れを快しとせず、獄舎に赴き三人に謝罪し、獄吏に迫りて同獄に繋

がれんことを欲す。然るに國主の命令あるまでは獄舎近隣の家屋に閉居するを得るのみにして其他志を遂ること能はず。此に於て佛僧に書を贈り、基督宗教に反して爲す所の言行は都て本心に非るを告げ、且教師より國主に上申し、他の罪人と共に處刑するの命令あらんことを請願せり。

此れに因り獄舎に繋がれたる三人の門閥は甚欣喜し、群聚の基督信者等も亦大に安慰せり。然るに國主の命令有りて、暫く罪科を問はず、身命を害し及び財貨を沒收すること無く、命令有る時は速かに出頭すべしと告ぐ。故に四人は深く憂歎し、却て此恩惠を死するよりも痛苦となし、皆な不信仰の性者とならんこと、及び殉教の冠を得ざらんことを憂ひ、且死刑に處せらるゝの志を遂ぐるに能はず、人たるの權利を失却せしを以て、自ら髪を剃り、天主報恩の爲め、國主の賜ふ所の祿及び所有の財貨を廢棄し、地上の富貴を抛ち貧困を取り、妻子を伴ひ遠く平戸島に移住せり。

此時に當りて郊外に群聚したる二萬の基督信者は門閥三人の處刑を待つを以て、國主ミツセルは此處刑を猶豫すると能はず、殊に信者等此罪人等を刑場に送る有らば或は途中に於て之を掠奪せんかと大に憂慮し、又假令ひ群聚の信者等兵器を携へすと雖も、石或は杖を以てするも尙ほ獄舎に於て掠奪するより容易なるに由り、方今警衛を附したる獄舎中に於て竊かに罪囚を

刑せんと決す。信者等は此風説を聞き、直ちに殉教人の衣服の片端、或は血、或は骨、或は毛髮と雖も遺惠を得んと、群聚して獄舎を圍繞せり。然るに此雜沓は囚獄人を掠奪するか、或は司刑官を毀害せんかと、ミツセルの恐怖は前日に倍せり。

基督信者の同志中に長たる者等は國主の疑懼するを覺知し、奉行の家に趨き謁し、基督信者等の群聚して獄舎を圍繞せしは敢て毀害を行ふに非らず、只同宗者の死を遂ぐるの地に列し、且死後に及んで法務を施さんと欲する爲めなりと云ひ、信者等の混雜喧囂せざるを保證し、各人をして此刑場に臨ましめんことを懇願す。此に於て奉行は國主に此事を聞達し、其疑懼を散せしめ、且忠告して曰く、囚獄人は公然刑場に拘引して之れを處刑すべし、然るときは處刑の苛酷は假令ひ羣聚の基督信者等を懲戒すること能はずと雖も、之れが爲め公方の意を安するを得べしと。

前議已に決し、直ちに城外の曠原を擇び、八本の柱を立てたる小屋を設け、其柱に蘆葦及び葛葉を纏ふて焚燒を便にし、觀者の近づかざる爲め小屋の周圍に柵を設け、又柵と小屋の間に藁或は樹枝を撒布し、之れに火を放ち、火勢次第に盛にして柱より屋に及び、終に囚獄人の遺體のみを存するの設をなせり。

千六百十三年十月七日を以て處刑し之を焚殺す可しと囚獄人に告げ、れば、囚獄人は此報を

聞き、各跪きて天主に身命を捧げ犠牲に供するを受納あらんことを祈願し、其後互に相抱いて焚殺の刑に處せらるゝの幸福を祝賀せり。偕て基督教師は囚獄人を刑場に拘引することを知り直に獄舎に至り之れを安慰奨励して懺悔せしめ、末期の供養を施行して刑場に誘導せんことを欲す。然れども囚獄人及び他の基督信者等は、教師等の放逐せらるゝ時に當り幸にして隠匿せしを、今公然と衆人の中に出で再び囚虜となり、或は放逐せられ、基督宗教の柱礎たる者に禍し、更に宗教の大害を招くに至るべしとして、教師の刑場に至るを可とせず。是れに由り教師は已むを得ず此名譽歡喜となすべき勤業を宗教同志の長者等に譲れり。其内に於て貴顯の勤を爲す者を**ガスバル**と稱す。

基督信者の長たる者等は奉行より許可を得て群聚の信者に告げ、囚獄人を刑場に誘導する爲め市街に招致せり。蓋宗教開基以來最も榮譽の事なれば、嚴格の行列を備へ、歡喜の形狀をなしたるは、茲に記載する者を以て未曾有の壯觀とす。宗教同志の長者等は誠忠なる信者を數隊に分ち、其半は殉教者の前列に供し、餘は後列に配し、各六人を整列して進行し、神聖の**ウ井エルジ**及び他の神聖の頌歌を唱へ、市街の信者等は手に火を點したる蠟燭を携へ、此榮譽を祝せんが爲め嘗て用意したる花冠を戴き、他より群聚したる信者等は手に十字形を裝飾したる念珠を捧げたり。

各地より群聚したる基督信者二萬人、及び市街に住する信者亦二萬人、各整然たる行列の中央に、宗教に因り犠牲に供する八人の者進行す。男子は白衣を著し、手を背後に縛せられ、婦人は華美を極めたる衣裳を裝ひ、同じく手を背後に縛せられたり。就中前に記載する如く十一二歳の童子**ジャツク**と稱する者は、人の己れを縛せざるを視て憤を發し、其所以を詰問せしに司刑官は繩索を有せざるを以て答ふるに由り、**ジャツク**は漸く安んじたり。

進行の際殉教人の傍に接近するを得る信者等は其刑に處せらるゝの榮譽を賀し、其衣の一片を得んことを切願すと雖も、謙遜して之れを附與せず。就中少年**ジャツク**が人の己れを指して殉教人と稱するを聞きて返答せる辭は卓識ありと謂つべし。其語に曰く、
請ふ暫く吾儕を指して殉教人と稱するを止めよ、汝等速かなるに過るなり、余は既に殉教の冠を認め得ると雖も、未だ之れを有せず

刑場の路次甚だ遠きを以て、**ジャツク**を背に負はんと欲する一二の信者あれども、之れを肯んせずして曰く、

余をして徒行せしめよ、昔者基督の刑場**カルウエール**に赴く時馬に騎らず、乘輿を用ひず、重き十字架を負ひ徒歩したり、余は之れを學ぶべし、況んや今肩上に一の重物を負ふに非ず必強て歩せざるべからず、天主は吾儕に永久不變の安全を附與せんとす

少年にして卓識なる此言は聴者をして感嘆流涕に堪へざらしむ。

途中に川あり、既に渡口に至れば、一人の基督信者少年ジャツクを負ふて之れを涉り、其他或は自ら渉る者あり、或は船を以て渡る者あり、此地に至り始めて刑場を望むべし。ジャツクは直ちに刑場を認め、地上に下らんことを求め、従ひたる衆人の落涙するを視て曰く、

汝等何故に泣涕するや、余汝等の泣涕すべき事を爲せしや、抑々汝等は余の幸福を欽慕するや、汝等余の歩を進むるを見て余に従ひ、快く進行すべし

衆人は此言語と形状を見て愛憐悲嘆せざる者なし。然るにジャツクは此事に感覺せざる者の如きも、哀樂を判せざる少年にして刑場に就くを遊戯の地に赴くと一般に想像する者に非ず。其言行に於て悲哀に感じ、又痛苦に耐忍するの氣象あること、及び天主既に此の如き大智識を賦與することは、後に於て見るべきなり。

殉教人等は犠牲として身命を供すべき地に到り、其呵責の装置恐怖すべく、且柵を以て圍繞したる焚場は、何等の勇剛者も驚駭落膽す可きが如しと雖も、毫も之れを恐れず、樂園に入るが如く直進す。加之ならず數多の人を驚かせしは、此人等柵門に入るや、歡喜を表し、柱を抱き、吻を接せり。司刑官が殉教人を柱に緊縛するの際、レラン勅右衛門は司刑官の手を拂ひ、直ちに屋上に登り、説教の高坐に擬し居を占め、衆人を麾いて鎮靜せしめ、左の如く演述せり、

我が信者兄弟よ、今日基督宗教を一心に信奉する所以を知れ、吾儕は焚焼すべき火を視、且吾儕の爲めに具備したる刑場を視ると雖も、此支體灰燼となるに及んでは、直に萬世不朽の生活を得ることを知る、故に更らに恐るゝ所なし、我が信者兄弟よ、余は死に臨んで此一言を遺すなり、夫人人間の救助を得るは基督法教を除きて他に有ること無し、若し汝等此法教を奉せざれば、死後地獄に墮落し、永久消滅せざる焔火に焚焼せらるべし、耶穌基督に報恩の爲め間斷なく宗教に凝固すべし、今吾儕苦痛の形態を観ることあるも、必恐怖すること勿れ、今受くる所の苦痛は其は少時にして且軽く、之れが爲め天主より受くるの恩賞は大にして且永し、諸人、吾儕は一途に基督宗教の爲め死を遂ぐることを了知すべし

レラン勅右衛門は尙ほ此の論言を連續せんと欲すれども、信者等の號泣、慟哭及び喝采の聲之を妨げ、鎮靜せしむること能はざるを覺知し、屋上より下り、他の殉教人と共に柱に緊縛せらる。

各人既に緊縛せらるゝに當りて、有馬の基督信者の長ガスバルは基督教師より受くる命に従ひ、基督の柱に緊縛せられ呵責を受くる像を書きたる旗を建て、其後十字架を建て喚んで曰く、余の兄弟信者よ、基督の萬民を濟度する爲め汝等の如く柱に緊縛せらるゝを見るべし、今汝等は基督の痛苦を慕ひ、報恩の爲め之れに擬せり、基督は天に在りて汝等を洞見す、故に上

天を拜すべし、基督は汝等の頭上に戴くべき八箇の冠を手捧げり、汝等宜しく信仰し、疑固し、且基督が萬民の救助を主として死したる爲めに、従容と死に就くべし

ガスバル此語を終るに當り、司刑官は殉教人の緊縛せられたる小屋より少しく隔りたる樹枝に火を放ちしかば、羣聚の基督信者火焰の起るを見て各跪つき、殉教人の爲め天主に祈願し、或は神文を唱へ、或はサント・ウ井エルジの濟度を禱り、或は火焰の逐次殉教者に迫るを認め、感動して悲嘆の聲を發し、數回ゼーシウ、マリヤ、モン、ジュー、ミゼリコルド(天主の仁惠を垂れ濟度せんことを請ふの意)を唱へ、號泣の聲天地を震動す。殉教人等は火焰の身體を烙るに及び、只天主を賞賛し、互に従容死に就かんことを勵ませり。此時屋上に於て遺言を爲したるレラン勘右衛門は瞬時も下視すること無く天を仰ぎ死に就き、レラン利右衛門は火焰の繞るを視て教萬人に達する如き勇剛なる大聲を發し、間斷なく、ゼーシウ、マリヤを唱へ、終に死するに至れり。

少年ジャツクは緊縛したる索繩焼絶するに由り、焰煙を侵して走り母の許に到り之れを抱きしが、勇氣拔群なる母はジャツクを勵まして曰く、ジャツク、天を拜せよ、ジャツク、ゼーシウ、マリヤを唱へよと。憫憐すべき少年は乃ち三回之を唱へて後ち母の足下に斃れ、母も亦其上に俯して死せり。然るに其女マデレーンの死に就く形狀は更に不朽の名譽と云ふべし。日本の風習として人の尊崇敬禮する者は頭上に戴くを常とす。此年少愛憐すべき女は火の我が身を

緊括したる索繩を焼き、皮膚悉く焦するに至ると雖も頭を垂れ、兩手に熾火を盛り花冠に擬し之れを頭上に戴き、終に従容として命を天主に奉還したり。

此事件に於て、一は耶穌基督の恩惠功德と此殉教人等無限の勇剛を驚嘆すべく、一は歐洲の基督信者は衆生の爲め身を粉齏するの痛苦を受くる基督の恩惠を報ゆる爲め、此八人の殉教者の現世に於て水火劍刃の難に値ふも尙ほ足らすとするを知るべし。嗚呼、惡魔と共に地獄に墮落し、永久焚燒せらるゝを知らざる怯者は眞に憐むべきなり。歐洲人等來世に於て日本の貴族の男女及び少年と處女の宗教を保護し、天主に報恩の爲め生ながら焚燒せられたる者に會せば何の辭ありて之れに面せんや。救世主の各人を視るは同一ならずや。天堂は各人の渴望し、地獄は各人の恐怖する所ならずや。此を得て彼を避くる爲め、齊しく恩惠を受くるにあらずや。此日本人等は行跡の善良なるを以て、來世に於て歐洲人の審判を爲し、其怯臆、柔惰、不信を罰すべし。

殉教人等の氣息を絶つや、群聚の基督信者は司刑官等の禁を聞かず、直に焰煙を侵し柵門を破毀して火中に突入し、此神聖の遺物を得んと欲し、其身及び衣服を焼くと雖も毫も之れを厭はず、火中より遺骸を擁出せり。此犠牲の遺骸は長崎に運搬し、基督教會の寺院に藏し、他の基督信者をして此功勳に倣ひ奮起せしめん爲め、榮譽を表彰したる塔を建て、日本司教は宗徒

の法則に従ひ勳功を判じ、卓越の行狀を簿冊に登録せり。今此史中に此説話を撮録するは其簿冊に據れり。又此他數多の殉教人等或は寸斷せらるゝの刑に値ひ、或は三晝夜拘懸せらるゝ後ち刎首の刑に處せらるゝ者ありと雖も、之れを記載するに遑あらず、更に基督宗教の爲め榮譽の勤業を爲したる者を逐次に撮録すべし。

此時に至る迄公方の激怒に因り基督宗教を混亂せしめしは、有馬並に其所領駿河江戸の兩府のみなりしが、此年千六百十四年に於ては激怒日本全國に及び、基督信者等は種々に割せられ或は放逐せられ、或は呵責せられたり、爰に其原由を述べん。抑長崎に基督教法を奉する一商人あり、極印無き銀貨を使用せしに由り、賈金を融通する者なりとして直に京都に於て之れを磔刑に處す。此時他の基督信者等は命に安んじ死に就かしむる爲め刑場に追従し、獄卒の槍を以て將さに胸肋を突かんとするに方り、其臨終の祈禱を爲し、跪づき天主を拜せり。然るに同場に在る神佛信者は之れを見て罪人を禮拜する者と思慮せり。長崎奉行ジフ#オワーは此事を公方に訴へ、且有馬に於て基督信者等火刑に處せられたる者の遺體及び其緊縛せられたる柱に至るまで悉く掠奪して、之れを尊崇するの例を擧げて、罪人を禮拜するの確證とせり。是よりして公方は基督信者の罪人を禮拜し、從來宗教禁制の命を蔑視するを以て、國安に損害を來たすの人民と爲せり。

公方は長崎奉行ジフ#オワーに此事を議し、歐洲の教師及び日本人の基督教徒其他寺院の執事を日本内地より驅逐せんと決し、且寺院を滅却し、何等の方法を用ゆるも、基督信者をして悉く改宗せしめんと欲す。其方法は先づ信者の簿冊を検し、其姓名を除去せしめ、之れに従はざる者は最も慘酷を以て死刑に處す可し、然れども従前の信者等は同宗人の死刑に處せらるゝ時之れを尊崇禮拜せるを以て、其の又此の如くするの恐れあるに因り、信者に死體を附與すべからずと決したり。其布達の書式整ふ後、ジフ#オワーは己れ長崎の奉行たるを以て、基督教師の信用を受くれば必己れに利する所あらんを度り、直に京都寺院の長官に書を贈り此事件を報じたり。茲に其書簡を見るべし、

急傳を以て報知す、這般基督信者賈金を使用せしを以て死刑に處せられしに、同宗を奉する者等之れを禮拜し、且有馬に於て基督信者を焚殺の刑に處せられしに、之れを尊崇禮拜すと傳聞し、公方大に憤激せられ、基督宗教を奉する者は死刑に處せし者を尊崇し國法を犯す者となす、故に卿等の宗教は日本の善良なる習慣に背戻し、世の安全を妨げ、國の障害となる者とせり、此事たるや卿等の失望する所なるを以て、余に於ても亦甚憂ふる所なり、然れども君主の命に従はざるを得ず

ハセカワジフ#オワー
長谷川

京都の基督寺院の長官マト―師は此書簡を披見し、直に之れを解辯せんと欲し、日本人の基督教師を政廳に遣れり。然るにジフ井オワーは教師の政廳に至るを快とせず、之れに答て、公方の激怒を鎮靜すべき良法なく、基督信者の命脈は既に絶へたりと稱し、之れを遣り歸せり。マト―師は後來を先見し、刑罰の時に際し基督信者を補助勸奨せん爲め、教師數多を隠匿せしめたり。

基督教師及び信者の人別を調査し其姓名を簿冊に登録するの命令を受けたる官吏等は、一族の内只戸主のみを記載せんことを欲すと雖も、其妻子婢僕に至るまで基督信者たるを公證せん爲め、群聚して官吏の前に至り、猶懷中に在る孩兒等も其母は併て書載を乞ふ。此に於て基督宗教を奉じ未だ灌水の式を受けざる者と雖も、他の信者と困苦を共にせんが爲め、洗禮を懇願するもの勝て數ふべからず、第一簿冊に登録する者既に四千人の數に上り、大に官吏等を驚駭せしむ。故に再び姓名を調査すれば、又千七百人を得たり。

此時京師の市街に十五人の基督教師あり、其内八名はプレートルにして、其他は未だ官を得ざる者なり。官吏は三人のプレートル、三人の教師及び六人の教會學徒の名を登録し、其餘は隠匿すべき地に避けしめたり。偕て教師等發程する前に當りて、信者は公然最後の修齋を施行せんが爲め基督寺院に集會し、其齋事終り、教師等は寺院を裝飾したる諸物を除去するに及んで、

信者等此形状を見て流涕號泣せざる者無く、教師等は六十年來法務を勉勵したる寺院を棄てざるを得ず、且豺狼の群中に羔羊を放つが如く、從來教育したる信者を暴厲の君に託するを苦慮し、加ふるに信者の號哭するを見聞し、腸を斷つと思を爲せり。

二月十四日京都の奉行は基督教師等に京都を發し海路を経て長崎に赴くべきを命じ、其發程の時に當りて、基督信者並に神佛信者群聚せり。神佛信者は或は教師の不幸を快とする者あれども、過半は教師の善良にして規範とすべき行狀あるを了知せしを以て、心中之れを憂苦せざる者なし。教師等は伏見に到り、此に於て同じく放逐せられし教師の至るを待ち、サンフランソワー社の教師に會し、又大阪に至り一人のプレートル及二人の教會學徒に面晤し、共に七艘の船に乗り大阪を發し、十八日を経て長崎に達し、護送の官吏之を長崎の官吏に付託せり。

公方は京都の基督信者名簿を閲し、此の如く信者の増加せしは全く京都奉行の處置宜しからざるより此に及ぶを以て大に憤り、之れをして基督信者の刑事に與からしめば寛宥に過ぎんことを恐れ、其事を命せず、又奉行の職を剝奪し、秀頼の政廳に於て有名にして日本中英俊の一人と稱する相摸殿を以て京都の奉行となし、貴重の事務を管せしめんとす。公方は此人を採用するに於ては二件の利有るを心算せり、一は尊敬すべき名義に託し、平生己れの畏敬する武勇の良將を秀頼の政廳より奪ひ、一は從來公方の有せんと欲する大阪の城を相摸殿の不在に當り

て攻撃すれば、勝を得ること容易なりとし、又思慮するは、斯くの如き高名勇武の奉行を以て基督信者を處置せしむれば、其の心の欲する所に従ひ裁決を遂げ、信者等も之れに抵抗せざるべしと。

公方は京都のみならず悉く畿内の基督信者を刑戮せしめん爲め、精兵を附して相摸殿を京都に遣り、二月二十六日を以て達せり。其猛烈は眞に恐怖すべし。蓋相摸殿は京都に在る一字の寺院、二字の禮拜堂及び基督教師の住所等を破壊し、且四達の街衢に於て人をして罵然大呼せしめて曰く、基督信者等若し其法教を棄るを欲せざる者は焚殺の刑に處すべしと、而して此刑人を縛すべき木柱を製造すと傳言せしめたり。然るに相摸殿は信者等の法教を棄んよりは寧ろ火罪に就くの勝るに如かずと表章して、夜間彼の夥多の木柱を運輸したる家の門前に聚れるを見て大に驚駭せり。是れは法教の祕訣によりて近頃誘導したる信者の決心此の如きに至りしなり。又其死を競ふの甚しきことは、一貧者衣を賣り、一窮婦帯を賣り、以て木柱を購求するに至る。相摸殿は初め脅嚇を以て基督信者を恐怖せしむべき心算なりしも、上文の如く死を希望する者あり、故に方法を變じ、恩恵を以て屈服せしめんと欲し、或る地に於て公然木柱を焼失せしめしと雖も、信者等は木柱に緊縛せられて焚死するを希望し、却て安堵する者なし。

此暴人相摸殿は最初の目途を失するを以て、又必功を奏すべき他の方法を設け、各街衢の總

代人を召集し之れに命するに、既に姓名を登録したる基督信者等に或は懇諭し、或は脅嚇することを以てし、曰く、信者等自から其姓名を消却せざれば、汝等及び朋友の手を以て消却するを肯んすべく、若し他人の手を以て消却するも尙ほ之れを肯んせざる時は、宜く暫く姓名消却の事を止むるを以て、別に罵々すること勿れと告ぐべしと。此方法を用ひ十日の間教徒に説諭を加へ之れを困却せしめければ、或は此偽計に陥り、基督宗教を棄てざるも其姓名を消却する者あり、或は其欲する所に反し人其名を消却する者あるを知ると雖も、己れの意象を隠蔽し、更に喧罵せざる者あり、或は人已れの姓名を消却するを覺知し、高聲を發して其非理を訴へ、奉行に欺詐の所行あるを鳴らす者あり。

京都の一街巷に神佛信者は唯一戸にして、其他は悉く基督信者なるあり、故に人呼んで切支丹町と稱す。苛酷の殘害あるも亦此街衢を以て最も甚しとす。相摸殿は基督信者の男子を悉く驅逐し、後ち其妻子を捕へ、先づ二十七人を苞中に入れ、其人を認め易からしめんため唯其首を苞外に出し、緊縛して手足を蠢動する能はざらしめ、之れを累積せり。然れども其下層に置れたる婦人等は氣絶するの恐れあるに由り、再び之れを駢列せり。此日大雪嚴寒なるに之れを曝露すること一晝夜、此時に當りて最も驚嘆すべきは、數多の少年涕を流し官吏に愁訴し、其母と共に同刑に處せられんことを懇願す、官吏は已むを得ず又之れを苞中に緊縛せり。

翌日官吏は婦人に種々の耻辱を與へ、後之れを其夫に付し、其苞を負擔し街衢を徘徊すべきことを以て脅嚇せり。官吏等は此の如く力を盡すと雖も、基督信者を屈服せしむるに能はず、却て是等をして宗教に凝固せしめたり。

爰に婦人及び永久貞節を遂げたる處女の社會有り、世を遁れたる一貴婦ジュリーと稱する者の保護に因り生活せり。宗教を危害するの暴虐其社中に及ばんことを豫知し、第一に着手せしは、夫卒の亂暴を遁れんが爲め處女をして悉く安全の地に移し、老婦等は皆殉教人たるを期待す。官吏は基督宗教を棄てしむる爲め婦人等を五日の間種々脅嚇し、若し基督信者名簿に登記したる婦人等姓名を消却するを承諾せざれば、全く裸體と爲し市街を拘引せんことを以てすれども、婦人等は之れに答へて曰く、若し基督信者の簿冊より我が姓名を消却する者あらば、吾が儕は基督信者なり、奉行は基督信者を神佛宗教に再歸する者となして公方を欺く者なりと、街衢に於て大聲に呼はり徘徊すべしと。

官吏等は婦人の宗教を固守するを視て、直に之れを捕へ苞中に入れ緊縛し、蠢動すること能はざらしめ、夫卒を附して市街各所に拘引せしめたり。此處刑一は人をして恐怖せしめ、一は人民繁殖の地なるに由り罵詈訛呼して追ひ従ふ者をして娛樂せしむる爲めなり。偕て各街衢を拘引して後、夫卒は洛外の刑場に至り、其日一晝夜を過ぎ翌日の暮夜に至るまで、宗教の爲め

堪忍して犠牲とならんとする此殉教人を見んと群聚する市人に示し、寒風雨雪に曝露したり。

爰に宗教に凝固して困苦を受くるの期望ある一婦の驚嘆すべきあり。其父婦人の苞中に在るを請ひ、強て之れを籃輿の中に入れ其家に伴ひ歸りしに、婦人は苞中を出づるを欲せず、大聲呼で曰く、余は基督信者なり、強て父の爲めに携へ歸られたりと。暫くして父母の看護を怠るを窺ひ、竊かに苞を出で家を脱し、社中に合せんが爲め十餘町を走せ至り、其望を遂げたり。其翌日官吏は刑場に至り、枉げて基督宗教を棄る者として婦人等を放免せしに、婦人等は之れを疑ひ大聲を發して曰く、吾儕は基督信者なり、若し吾儕進行の前途に大呼する者ありて、吾儕基督信者なることを公告せざれば寸歩も此地を退かずと。此れに由て婦人等は強壯人の背に負はれ洛中を巡回せしめらるゝに當りて、前行の人前言の如く公告するを怠り、或は其低聲にして衆人の耳に洞達せざるときは、婦人自ら大呼して基督信者たるを確言し、然る後其家に歸り、公方の再命有るを待ち看護せられたり。

此の如く暴戾を施して後ち、相摸殿は大阪に到れども、此地に於ては其志を達すること甚だ少なし。其大阪に至るや直ちに基督教師の寺院を破毀し、其木材は悉く市街の近傍を流通する川の小島に於て焼失し、又基督法教を棄るを欲せざる者は明日死刑に處すべしと、大聲を以て街衢に公告せしめしに、翌日三百人の信者等其期限の時に先ち刑場に到り死を待ちしに由り、

官吏は信者の男女各五十八人を苞中に緊縛し、橋上及び官道に曝し、往來者の罵言を受けしめて辱めたり。貴族を刑することの顯然たるは頗る忌諱する所あるに由り、相摸殿は門地有る大臣の姓名を基督信者の名簿に登録するを拒むと雖も、數多の門閥家刑場に至り、有馬侯の少男も其夫人と共に此所に在り。斯くて日暮に至り、司刑官は耻辱を興へたる基督信者等を苞中より出し、各其家に護送せしに、信者等は却て大に殉教を遂ぐる能はざるを悲嘆せり。又公方の命を待ち獄舎に拘繋せられたる門地の者二十四人あり。其他少年信者等を處置するは其居家に於て劇しく鞭撻し、之に飲食せしむること無く、數日一室に閉居せしむと雖も、到底此等をして宗教を棄てしむること能はず。是天主の功德を以て少年をして、名譽を傷ふ所の柔弱鄙怯たるを免れしむるを得たるなり。

相摸殿は公方の意を達せんが爲め苛酷に基督信者を處置するに方り、天主の冥罰を蒙り、却て公方の嫌疑を受く。其事由を詳知する能はずと雖も、最も確然たるは、相摸殿の暴虐を以て基督信者を困苦せしめし時に及んで、其叛逆を謀るを告ぐる者有り。公方は大に怒り、之れを罰して近江國に追放せり。

堺の地も亦京都及び大阪に於てする如く基督信者の人別を調査し、且種々の方法を以て信者の宗教に凝固せるを發覺せしに、其著明なる事故多しと雖も、大抵類似するを以て、此事を記に問て曰く、

トーマよ、基督宗教の爲め吾儕は幾もなく死に就くべし、吾儕死せば、汝は如何すべきや

小兒對て曰く、

兒は父母の如く死し殉教人となる可し

父又曰く、

殉教人となるは甚だ難く、汝の思慮する所と異なる可し、其故は人汝を十字架に繋ぎ、槍を以て汝の胸肋を貫く、若し此刑に處せられざれば、火を以て焚死せらるゝなり、汝は燒熱の火箸を掌握することも尙ほ能はず、何を以て此の如き嚴刑に堪ゆ可けんや

小兒は此語を聞き自ら火箸を烙き、全く赤色となるに及んで之れを握らんとす。此に於て小兒を脅嚇する父母は急に之れを擁護せり、若し然らざれば殆んど掌握するに至るべし。此時小兒は火箸を握らしめざるを以て號哭して止まざりしに由り、父母は必死を共にせんことを約し、且小兒の勇武は殉教者たるに餘あるを賞賛するを以て、漸く之を慰むることを得たり。

千六百十四年四月上旬に當り公方の布告京都に達せり。其布告の旨趣は、法教を棄るを欲せ

ざる基督信者等をして人家無き地を開拓せしむる爲め、日本の北陸津輕に追放するなり。同月二十三日公方の令を發するに及んで、京都の基督信者四十七名、大阪の信者二十四名は各其歡喜を表し、美麗の衣服を着し、京都奉行の門前に來集し、放逐の地に送致せらるゝため、各自其身を官吏に付託せり。

十人の貴顯なる婦人も辱かしめらるゝを壓はず卑陋の地に拘引せられ、嫌忌すべき家屋を基督の禮拜堂と見做し祈念を爲し、此世を捨るを表して其髪を截斷せり。其中二三の婦人は猶ほ人の戀慕せんことを恐れ、其容顏を變せんと指爪を以て自ら其面を搔裂したり。然るに基督信者等官に乞ひ、此婦人を得て極めて有徳なる信者に委託し、天命の至るを待たしめたり。

公方の布令加賀の國金澤に達す。此地にジュード、右近どのあり、其勇武と宗教凝固は甚だ著明にして、此史中屢々記載したり。右近どの其妻子及び舊の丹後侯ドム、ジャンと共に長崎に護送せらる。此等の人は數回各地に移轉放逐せられたれども、這回は嚴寒中にして遠路艱難の旅を爲すに、其裝を整ふるは只一日の猶豫あるのみ。此時旅中の辛苦は筆頭の盡すべきに非ず。右近どの其妻子の外同時に放逐せられたる基督教會教師二名、及び艱苦を共にせんとし好んで追放せられたる勇武なる數多の家臣を伴ひ長崎に達す。其時基督信者等は有名の信教人と爲し、心を盡して尊崇し之れを接待せり。

安藝の國都廣島の基督寺院は國主タユーどの(福島左衛門大夫)の恩恵及び保護に因り、日本中に於て最も盛大なり。公方の布令の發するに當り、タユーどのの政廳にありて世子に書を贈り、教師を出國せしむるは極めて懇親を以て長崎まで送致すべし、且基督法教を奉ずる卑賤の者等に對しては外見のみ嚴格を示し、門地の人に至りては決して粗忽の待遇を爲すべからずと告げたり。又公方の布令と共に教師に贈致したる親昵を表するの書簡は、其國中に基督教師を駐在せしむること能はざる嘆惜の情を見せり。世子は父の書旨に従ひ之れを處置し、封内に教師を駐在せしむる能はざるは本意にあらざるを以て、基督信者神佛信者を問はず門閥の臣を遣し、三回其不幸を陳謝したり。

タユーどのの又基督信者の四大臣に書簡を遣り曰く、汝等公方の命令を領承すべし、能く其命を奉ずるに於て余は尙ほ汝等に望む所あり、汝等余が爲めに任を盡すべしと。此時四大臣は將に江戸に赴かんとし、其旅行の途中に於て此使に逢ひ、書簡を領收して曰く、到着の後直に拜謁して貴答すべしと。四大臣は既に江戸に達するに及んで候に面謁し、答て曰く、公の臣等に命する所は曾て法制に於ても禁せられ、軍律に於ても禁ずる所の卑怯の事を以てす、故に其命に従ひ難し、君命に従はざるは固とより臣等の快からざる所なれども、此卑怯の事を爲すに於ては、臣等は主公に仕ふること能はず、又臣等の江戸滞在の間は主公の非難を受けざる爲め

竊かに法務を行ふべし、此願望は主公の意に適せざるや如何ん、假令主公の咎を蒙り、宗教の爲め所有物を沒收せられ、終身流刑或は死刑に處せらるゝも毫も憾むる所なかる可しと。タユーどのは此言を聞き、默然として自ら是非を判せん爲め居室に退けり。其後四大臣を召し之れを賞し、且他の諸家臣等に命じて、四大臣の法務を障碍するを禁じ、又四大臣の家僕に至るまで其宗教信奉の事を口に出すことなからしむ。

近侍の一士も亦奉教者なり、其君の切に神佛宗教に歸依するを奨勸せしに因り、下文の如く返答せり、

主公の知る如く臣は從來基督信者なり、何等の言を以てするも、決して臣に宗教を棄てしむること能はざる可し、臣は敬拜する所の眞神に反背せざる事件なれば、何等の事も命に従はざるなし、此の如くして猶ほ尊意に適せざれば、臣を斬首せんことを請ふ

其言未だ終らずして、衣襟を開き首領を伸べたり。此に於て諸人は主公の怒を發して手刃す可しと思はざる者無し。然るにタユーどのは賢才にして沉静の人なれば、此侍臣を賞賛し、寵遇以前に倍せり。

日本に於て第一にサン・フランソワ・サウキエー師に薰陶せられたる豊後の基督信者は、宗教に誠忠凝固なるを以て苛酷の刑に處せられしこと甚だ著明なれども、枚擧に勝えず、因つて

尤も卓越したる二三の箇條を爰に記載す。

第一は日本の佛僧にして基督教に改宗しベノワトと稱したる豊後國基督宗教の開祖なり。此人宗教保護の爲め心を盡し、榮譽なる殉教の冠を得たり。基督教師等豊後を驅逐せられ、其寺院悉く破壊せられて後、神佛信者は牧人の羔羊を捕獲するが如く、踊躍して基督信者を襲ひ、初め二人の男(二人はベノ)、二人の妻及び三人の子女を捕ふ。官吏等は到底基督信者の宗教凝固を破る能はざるに因り、悉く此人々を裸體となし、野蠻の處置に倣ひ諸方に徇へたり。然るにベノワトは此刑に處せらるゝを以て尙ほ足らずとし、一層嚴酷の痛苦を受けんことを欲し、故に途中常にジツシーブランの行を爲し、自ら其體へ傷け、流血に及ぶを望めり。偕て殉教人の刑場に到るや、嚴く圍繞したる柵中に入れ、苞内に緊縛し、恰も米麥の苞を積むが如く重疊せしこと一晝夜間、其下層にありたるベノワトは痛苦に堪へず既に氣絶せしを以て、官吏之れを出し近隣の家に伴ひ養を加へ、既に蘇生するに及び、迫りて基督教を棄ることを説諭せり。然れども尙ほ論破すること能はず、故に再び苞内に入れ、前の如く其下層に置き、一日間之れを曝せしに、又氣絶せんとす。因て之れを脱し、前の家に伴ひ加養せしかば、ベノワトは末期に至る迄耶蘇及びマリヤの聖名を唱へて、終に生命を天に捧げたり。又餘人は悉く苞中より出して長崎に追放せらる。此に於て天主の功德と、餓狼の羔羊を噬むが如き暴君の處置を驚嘆せざ

るもの無し。

此時に際し門閥家の基督信者一人は宗教の爲め著明なる勇剛を顯したり。豊後國主は其朋友を其家に遣し、公方の命に従ふ可きを忠告せしむと雖も、無益に屬せしを以て、自ら懇諭せば必承服すべしと思慮し、國主自ら其家に赴かんとせしに、門閥家は國主の到んとして途に在るを聞き、日本の風習に反し刀を帯びず走りて、其家を出で國主の前に至りて曰く、

主公、臣の弊虜に枉駕するの榮譽を辱ふす、臣歡喜に堪へず、然りと雖も若し臣をして宗教を廢棄せしめん爲めなれば、臣は生死共に基督信者たらんことを決心す、故に主公は是より歸館あらんことを冀願す、又臣君命に従はざるを以て罪ありとせば、此所に於て刎首せられんことを請ふ

と云ひ、肩に至るまで衣襟を開きたり。

門閥家は主君の手刃を待つ時に當り、其子年甫て九歳なる者力を極めて走り、父の傍に坐し共に死せんと衣襟を開きたり。之れに次で其老父及び其妻も亦至り、同じく衣襟を開き、手刃を受んと其首を主君に捧げければ、國主は此形状を目撃し涙を禁する能はず、已むを得ずして其宮に歸れり。然れども暫くありて國主は公方の號令に觸れんことを恐れ、其本心に反し之れを追放して長崎に送れり。

爰に驚嘆す可き事を爲したる基督信者の首長チートなる者あり。其妻をマリンと稱し、二男一女あり、長男は十六歳にしてシモンと稱し、次子は九歳にしてマツチウと稱す、女のマルチンと稱するものは十四歳なり。豊後侯はチートを召し、基督宗教を棄てしむる爲め、或は權威を以て壓せんとし、或は懇諭し、或は脅嚇し、種々の方法を用ゆると雖も、終に其信心を動かす能はず、空くこれを家に歸らしむ。是に於て侯は偽計を設け、翌日に及んで宗教を廢するか或は生命を棄るか之二件を以て要し、末子を交付すべきを命じたり。

チートは此憐む可き幼兒を國主の暴虐に供するは、己れの手を以て、其子を犠牲に供するに同じきを以て、其愁傷は筆紙の盡す可きに非ず。又呵責の嚴酷に因りて幼兒をして宗教を棄てしむるに至らんことを憂苦し、其兒を抱き、基督の爲め従容として死に就くべしと、緊要の語を以て之れを奨励し、而して後ち使者に付託して曰く、幼兒は父母の手を離るゝに當りて流涕號泣せしと雖も、父母の奨励に因りて使者に従ひ國主の邸第に誘導せらるゝなりと。

二日を経て國主は使を以て、幼兒の宗教を棄るを肯んせざるを以て殺戮せしことを傳へ、チート尙ほ宗教を固守するに於ては、又女子を交付すべきを命じたり。此時の殘暴は前時に倍し、父母の一時に子女二人を失ひ、少女の父母に離るゝの情狀は、言語文辭の盡すべきに非ず。只父母の心情を慰むべきは子女と共に死するに在りと雖も、最暴虐の痛苦に堪へ難きは未だ死地

に就かしめざるに在り。此時少女は父母に永訣し、殺戮せられんと邸第に誘引せられたり。斯くて一二日の後國主又使を遣し、チートに傳ふるに、女子も説諭に服せざるを以て少子と同刑に處せりと、汝尙ほ其意を遂げんと欲せば、長男を交付すべし、幼兒少女の如く處置せんと。此最後の暴虐は父をして斷腸の思を爲さしめ、一家族滅するを見て其妻と共に慟哭せり。然れども往昔アブラハムが天主に其一子を犠牲に供せしことを想像し、奮發して心志を勵まし、長男を呼び之れに謂て曰く、

汝既に危禍の弟と妹とに至るを知る可し、彼等は基督宗教の爲めに死して今天堂に在り、汝の至るを待てり、汝は弟妹の跡を慕ふか、汝能く信教の心に厚ければ今之れを顯はすの機會なり、我が主君は汝をして殉教者たらしむるか、或は不信者たらしむるかを以て、汝を邸第に徵召せり、此二件の内何れを取らんと欲するや、汝若し基督宗教を棄るに於ては、余は我子と爲さず、天主は汝を現世に存在せしむと雖も、來世に於て恩恵を加ふると無かるべし、汝若し弟妹の如く宗教の爲めに死せば、必亦同く永久天堂に昇るべく、汝の父母も亦幾くもなく汝等の跡を追ひ來會すべし、故に汝は父母の爲め坐位を設けよ、往け、汝長男シモン、天主の名譽の男子と爲り、祖先の勇剛を襲ぎ、現世瞬時の死を以て來生永久の生を得べし、弟妹は刎首の事を輕視せり、然るに汝は之れを恐るゝか、汝は主君の邸第に至り弟妹の血痕

を認めば、是れは汝を榮譽に導くの道路と知る可し、速かに往き死に就くべし

父は悲嘆膺に填し此語を連續すること能はず、シモンは父の愛情、母の涕泣に感じて悲嘆に堪へずと雖も、暫くして自ら氣を勵まし、父母に答るに、殉教の冠を得たる弟妹の幸福を欽慕し宗教の爲め血を流すは素より願ふ所なり、只基督法教に誠忠なるを證し、父母の膝下に於て死を遂げざることを恨むのみ、又我が心を安慰せしむるは父母に先だちて兄弟共に死し、國主の怒りを宥め、父母の生命を長ふすることを得ることなり、天堂に至らば必ず父母を忘却することなく、一家同く天堂に集合することを天主に請願すべしと云ひ、跪きて父母に祝詞を乞ひしに、父母は涙を垂れ祝詞を與へ、互ひに相抱きて後ち之れを使者に付し、國主の邸第に伴はしめたり。

チートは悉く其子女を國主に奪はれ、功德拔羣なる妻マリんと共に心情を慰めたり。何となればマリンは他の母たる者と異にして、悲嘆愁傷に代るに、我子の犠牲を受納せられんことを天主に祈願し、又自ら其死の設けを爲すを以てなり。チートは其妻と共に心を慰め、只地上に於ては其妻を失はんことを恐れしが、暴國主はチートの宗教に凝固なるを撃破せんと、二三日を隔て人を遣し、長男シモンは既に現世に在らざるを告げ、汝尙ほ公命に屈服せざるに於ては子女と同刑を受けしむる爲め、其妻を交付すべきを命じ、且此命を傳ふる使者チートに向ひ種

を難詰し、其暗愚にして頑固の意を達せんとするに由り、自ら此の如き不幸を招くを以て忠告せり。然れどもチートは磐石の如く其心を動かさず、答て曰く、余の不幸とするは只國主余を妻子と共に死せざらしむるにありと。

夫妻の永訣を爲すに當りて、其愁傷の情緒は只天主の知るあるのみ。夫妻は平常に異なることなく、幾ばくもなく必再會す可きを期し、以て其心を固ふし、互に訣を告げ、僕婢等亦悲痛慟哭せり。既にして妻は國主の邸に至る、路上に於て之れを觀る者皆悲泣せざるは無し。然るにマリンは歡喜の色を見し、天主の爲めに死を遂ぐるを以て満足し、諸人を慰宥せり。此の如き者は世只マリン一人あるのみ。

國主は此處刑を遂んとしてチートに其妻の既に刎首せられたるを傳へ、且其身も亦國主の意に従はざれば首級を授くべしと、重臣の一人を使者として遣したり。チート之れに答て曰く、此報を領承するの欣喜は比す可き者なし、妻子四人擧げて四次に死に就けり、故に余は五次の死を遂ぐべしと、歡喜して直に國主の邸第に赴き、其目前に平身低頭し、妻子の如く死を賜はんことを懇願せり。

此暴國主はチートの決心を驚駭し、或は懇諭を加へ、或は脅嚇し、力を盡して之れを試むると雖も、到底其決心を動す能はず、故に頗かに趣向を變じ、チートに其妻及び三人の子女悉な

く生存せしを出して面會せしめ、而して後其確乎不拔を以て固守したる基督宗教を奉ずるの自由を與へ之れを其居家に放還せり。蓋チートは其妻子を奪はれし時に當りて、愁傷の餘死に至らざるは固より驚駭すべく、今又卒然として其妻子の生存に逢ひ、歡喜して死に至らざるも亦驚駭すべきなり。

此名譽ある熱心者は各其身を致して終に暴厲の君を屈せしめ其家に歸り、喜色を顯はし、國主の邸第に於て宗教を棄てしむる爲め各呵責を受けしを談話せり。其の呵責は嚴寒に際し頭上に冷水を灌ぎ、或は三日の間一物を與ふること無く飢餓せしめ、或は殆んど骨節を錯轉せしむる如く緊縛し、或は少年の幼弱に乗じ最も畏服し易き計略を用ひ、種々困苦せしむと雖も、之れに屈せず、其の本心を固守せし等のことなり。又た宗教の爲め勇武なるチートはダウキード(西洋紀元前七百八十年代の猶太國王)の言の如く、災害悲歎身に迫るの多きに隨ひ、心志を安慰するも亦多きを覺ふと云へり。

前條は歡喜の談話を以て終る、爰に甚だ異なる結果の一話を記載すべし。此説話を一讀せば、天主の高大なると人の微力なるを了解するに足るべし。偕て豊後にクレマンと稱する著明なる人、二人の男子あり、長をミケールと稱し、次をランと稱す。ミケールはマゼンスと稱する門閥の女を娶り、十四歳を長として數人の子女を生めり。クレマンは初め二子と共に國主の暴虐

に抵抗し、宗教固守の勇氣を顯はし、終に國主の赦免を得て其家に歸りたり。然るに公方の布令至るに及んで再び呵責を起し、クレマン及び二子を神佛宗教に復歸せしめんと徴召せられたり。二子はその義務を盡し、假令ひ現世の痛苦は何等の苛酷を施すと雖も、我が宗教を變易せしむること能はずと答へたり。然れども父クレマンは厳しく脅嚇せられ、呵責を受け、老年衰弱なれば其痛苦に堪へず、遂に手自ら捺印して、親子三人共に基督宗教の反人となり、之れを棄つ可しと云へり。

二子は父クレマンの宗教を棄るの證を見したるを聞き、痛く感嘆し、直に奉行所に到り陳述するに、吾儕は基督信者なり、決して宗教を棄るの捺印を肯せず、吾儕をして罪業人たらしむる父の言は決して承諾せず、全く父の意と反す、故に吾儕の基督信者なる證を明白に發顯せんと欲すと。奉行は此言を聞き大に驚き、二人をして歸宅せしめ、此事件は同僚と議すべきを以て告げたり。然る後二子は其父に面晤し、假令ひ父と雖も子の爲めに捺印するは道理に非るを告げ、且父の不善を劇論忠告し、再び奉行所に到り、既に答ふる所の言語を更め、基督信者たるを言明せしめ、裁判官吏の目前に於て消印せしむるに至れり。此日奉行はクレマン及び二子ミケール、ラン、ミケールの妻マゼンス、幼子女に至る迄悉く捕縛し、宗教を棄てしめ容易に屈服せしめんが爲め各居所を異にし、種々説諭を加ふと雖も、各人皆従ふ色なきを以て、悉く之れを同獄

に繋ぎたり。

國主は奉行より前條の事件を傳聞し、一旦發したる語を慮ふするを欲せず、奉行に命じて二子をして手自らクレマンを刑せしむるを以てし、且種々苛責して屈服せしめんとす。是れクレマンは一旦宗教を棄てしこと有るを以て、再び棄てしむるを得べしとするより起るの不幸なり。司刑官はラン、マゼンス及び其長子を裸體となし、苞内に入れんとし、ミケールは最も残酷に處せんとするに、到底ミケールを恐怖せしむべき苛責の方法を得ざるに因り、之れを死に就かしめざる前に當り、其目前に於て妻子をして嚴しく痛苦を受けしめんとす。

司刑官等は苞内に麥穂を残し、此人等の皮膚を刺し痛困せしめんとせしに、マゼンスの柔順なるよりして爲めに憐情を發し、其苞を振ひ拂はんとす。マゼンスは之れを支へて曰く、余は痛苦を受くるに只一體なるを憂となす、苦し十體を有するを得ば、悉く之を以て天主の犠牲に供せんと。其子ビエールは苞内に結束せらるゝ時に當り更に膽を落すの色なく、却て勇剛を顯はし、其伯父及母等に、共に痛苦を耐忍すべきを奨勵し、且司刑官に謂て曰く、

卿等能く余の宗教を固守するや否やを注意すべし、若し宗教を棄る者として余の姓名を簿冊に登録する時は、直に候家に到り、卿等の詐偽なるを公訴すべし

之れを見て、誰れか此少年の勇剛を驚嘆せざる者あらんや。

ランは高聲を發して祈願を爲すに因り、司刑官之れを憤り、緊しく其口を掩ひければ、ランは已むことを得ず心中に於て祈願を爲せり。偕て一人の司刑官ランを救はんと欲し、苞内より出し之れを其家に伴ひ、三日の内に宗教を棄てば必力を盡し罪科赦免あらんとを保證するを以て説諭すと雖も、ランは現世に於て何等の幸福を得るも、決して宗教に反戻せずと答ふるに因り再び苞内に緊縛せられたり。マゼンスは三日の間苞内に在り、毫も身を轉ずると能はざる痛苦を受くれども、間斷なく祈念を爲し、且死に至るまで宗教を固守すべしと其子を獎勵せり。司刑官は此等の心志を動さざるを視て苞内より出し、復之れを獄舎に繋ぎ、斷刑を商議せり。茲にランの獄中に於て筆記し、友人に贈る所の書簡を記載せり、以て宗教固守の勇氣有るを見る可きなり、

余は天主の洪恩を受け、獄中に在ると雖も此書を作ることを得たり、余は大罪業人なり、只心身を天主の慈悲に任ず、唯卿等の余の爲め祈願せんことを懇願す、余は末期に至るまでサントウキエル子及び諸神聖の祐助を以て、天主の仁恵を得んことを祈念す、固より賤劣にして天主の厚恩を報するに足らずと雖も、宗教を棄てず、故に一晝一夜苞内に緊縛せられ、又獄舎に繋がれたり、余は心中に勇剛を失はず、基督に報恩の爲め唯一死を覺悟せり、卿等厚情を垂れ、余の刑場に到り祈念せんことを深く希望す、何となれば余は大罪業人なるを以て

基督の救助を請求するより他に望みあること無ければなり

六月六日

斯くて七日を経て千六百十四年七月(恐くは六月の誤ならん)十三日ミケール及びランは生きながら焚燒せらるべき裁決あり、此の二人は欣拵雀躍して處決を領承し、ミケールは獄舎を出るに當り其の弟に謂て曰く、

基督へ報恩の爲め家族に先んじて死を遂ること、吾輩兄弟何等の幸福ぞ

此兄弟二人は刑場に拘引せらるゝに當り、己の後に續き、先に苞内に緊縛せられたるマゼンスの拘引せらるゝを目撃して、其同刑に處せらるゝを察し大に歡び、二人は司刑官の授けたる草鞋を用ひず、徒跣して一里餘を歩行せり。マゼンスは性質柔和にして、且四日間嚴責を受くと雖も夫と共に焚燒せらるべきを察し、思慮を一にし行歩亂れず、最人の驚嘆する所となれり。

既に刑場に到るに三本の柱あり、ミケール及びランは走りて其柱を抱き、跪づきて半時間末期の祈願を爲し、罷り立て外套を脱し、其身を柱上に緊縛せしむ。此際人ありてミケールを説諭し、基督宗教を棄るに於ては火殺の刑を免れしむるを保證しけるに、ミケールは其意に反して司刑官等に乞ひ、速かに柱に繋れんとを促せり。マゼンスも速かに刑に就くを望むと雖も、司刑官は之れを許容せず。何となれば、人間は必其愛慕する者の痛苦を見て之れを救ふこと能

はざるを最大愁傷と爲す、故にマゼンスをして夫の焚燒せらるゝを見せしめ、其痛苦より最も緊しく愁傷を受けしめんことを欲すればなり。

此時司刑官は罪人を圍繞したる柴薪に火を放ちければ、ミケールは火焰中に在りてアポートルの教戒を唱へ、ランは間斷なく耶蘇及びマリヤの聖名を唱へ、マゼンスは二人の焚燒せらるゝを見て、往昔アポリン(紀元二百四十
八年代の婦人)の如く自ら火中に投せんとし、司刑官の手を脱せんが爲め三回奮激狂噪すると雖も、司刑官は尙ほマゼンスをして愁傷悲嘆せしむる爲め、之れを支へたり。

斯くてマゼンスは卒然氣絶するを以て、司刑官之を助命せんと欲し、其近傍の家に伴ひ看護せしめ、蘇生するに及びて、マゼンスは尙死刑を欲しければ、再び刑場に導き脅迫して三次其咽喉に劔を當ると雖も、其脅嚇を恐れず司刑官に謂て曰く、

基督信者を壓服せしめんとするは、今の爲す所其方に非らず、基督信者は他人の脅嚇せんと欲する事に於ては更に恐るゝこと無し、卿等若し余を恐怖せしめんと欲せば、余をして助命せしめんことを以てす可し

斯く云ひ終りてマゼンスは蓬髮肩に垂るゝを整へ、跪ぎて首を捧ぐるに、司刑官は己の職務を盡すを告げ之れを刎首せり。

善美を盡くせし此有徳なるマゼンスは其欽慕する所の死に就くべき數多の困苦耻辱を受け、終に死を致すの志を達したり。偕てマゼンスの死骸は火中に投じ、此榮譽なる殉教人等の遺骸灰燼及び塵土に至るまで盡く河流に投棄せり。是れ基督信者等をして其一遺物を得せしめざる爲めなり。然るに夜に及んで河中に許多の星光出現し、因て信者等其灰燼を收採することを得て、之れを長崎に送りたり、此事は決して虚誕に非らずと證する者多し。又殉教人等の父クレマンは同刑に處せられ一旦法教を棄てたる過を贖はんとし、ミケールの子女も亦同刑を欲すと雖も、司刑官等既に三人を刑に處するを以て足れりとし、悉く其家に放還したり。

以上略ぼ豊後國基督信者殉教の遺芳を纂輯せしを以て、博多及び近隣の殉教人の事を記載せざる可からず。基督信者の法教を固守し流血に至る無數の事業を此書に詳悉記載するは編者の本心にして、然る能はざれば遺憾極めて多し。然りと も一々之れを採録すれば其形狀は盡く類似し、前に述ぶる所と異ならず、讀者をして倦怠せしめ、書冊も亦甚だ重大ならんことを恐る、故に今功業の最も大なる者と類の希れなる者とを記載し、且其事由を略記すべし。

博多の基督信者は其數甚だ多く、殊に信者を嫌忌せざる筑前殿の管轄なるを以て、此時に至るまで平和を保つことを得たり。然るに筑前殿は公方の布令を受け、已むことを得ず之れに従はざる信者を探索し罰を施さんとし、三月十二日公布すらく、市街の一部福岡に住する基督信

者等は裁判及び刑罰を受くる爲め、翌十三日を以て廣き場所に出づべしと。此に於て戸主の會集する者百人に及べり。官吏は基督宗教廢止人名簿と題したる簿冊を出し、各人の姓名を登録するを命じたり。此市街の人民は從來富有の者多し。富者は天主の扶助を受くること難く、殊に殉教人となる者甚だ希なり、故に此信者百人の内法教を固守し簿冊に姓名を記するを拒む者は僅に二名のみ、其餘は官吏の脅嚇苛責を恐れ、直に宗教を棄却し、或は人をして己の姓名を記せしめ、或は自ら記することを拒むと雖も人其手を執り書載せしむるときは之を拒まず、後に至り人に語るに自ら書載するを欲せずと雖も、他人力を以て強て登録せしめたりと傲言する者あり。只宗教を固守したる二人は一を**ジョアシム**と稱し、一を**トーマ**と稱す。

ジョアシムは醫師にして平生懇に病者を治療し、就中貧民に心を盡し恵みを施し、諸人の敬愛を得たり、故に朋友知己之れを忠告すると雖も拒んで聽かず、終に樹上に倒懸せられ、**トーマ**は其下に連鈎せられ、三日の間更に飲食せしめず。此際二人は基督の磔刑及び**サン・ビエール**の倒懸せられて磔刑に處せられたるを話し、互に痛苦を慰めたり。其後**ジョアシム**は何等の痛苦に値ふと雖も之れを困難とせず、只助命せられんことを憂ふと言ひしが、遂に二人共に斬首せらるゝことを得たり。此時に當り佛僧あり、二人の基督宗教に凝固するを驚嘆し、羣衆の人を憚らず大聲を發して曰く、

此基督信者二人は其奉ずる所の宗教を固守せんが爲め、勇を顯はし血を流せり、誰か其天堂再生を疑はんや

筑前の國に老年の佛僧あり、公方の命令に託し悉く基督信者に日本の法教に再歸すべしと告諭せしに、一人も之れに服従する者なし。是に由て佛僧は數多の信者の内より**マツチャース**と稱する一人を撰び、之れに種々の耻辱を與へ、然る後斬首の刑に處せしめしに、其刑場に會聚したる諸人の言に由れば、**マツチャース**の首は地に落ちて後三回**ゼーシユ**、**マリヤ**の名號を唱へ、最後の聲は甚だ高しと云ふ。

従前**ドム・オーギュスタン**の所轄たりし砥岐島の基督宗徒は、**シマン**どのの所轄となりても尙ほ平和を保ちしに、公方の布令の到るや、**シマン**どのの天主の冥罰より公方の咎を恐れ、基督教師等に其翌日直に砥岐島を去るを命じたり。因て此地の法務に關したる**グレカース**師及び其同社は去らざるを得ざるを以て最後の修齋を施行するに、其席に詣る信者悲嘆號泣甚しきに由りて幾たびか中絶し、漸く修齋を終り、教師は數年來教導し且寄食せしめたる六十歳の老人**アダム**と稱する者を己れの代人として留め、之れに灌水の法、埋葬の式、或は信者に祭式を教ゆるの法、宗教斷食の法を授け、愛顧すべき信者を委託せり。

官吏は**アダム**を捕へ之れを奉行の目前に拘引するに、奉行は陽はりて柔和を示し、基督信者

に苛責を施すは奉行の本意に非ず、又シマンどの、欲する所にあらずと雖も、公方の命令にして之を遵奉せざる可からざるを以てなり、必命令に服従すべしと心力を極めて説諭せしに、**アダム**は其心正しく義務を盡し、之れに答へて曰く、

余は公等の脅嚇する所の死と天主の余に約したる永世不朽の生とを權衡を以て比較するに、現世に於て何等の痛苦を受くると雖も之れを幸とせり、公等意に従て處刑すべし、余は不朽の生命を渴望す、故に天主に非ざれば服従すること無し、吾主シマンどの、侯位を有たんと欲して善人を罰するは甚だ不正なり、余は王に王たる天主の恩恵を受け、不朽の侯位を得べき正理を固有せざるべからず、余天主に勤務を盡さざるに於ては、公等は勿論、公方或は其他地上に於て何等の權威を有する者と雖も、余の地獄に墮落するを救助する能はざる可し、若し地上の君主之れを救助することを得ば、余は洪恩を負戴する天主の意に従はんより、大なる不信心者となり、死朽すべき人意に従ふことを躊躇する無かる可し

奉行は此答辭を聞き大に怒り、直に之れを捕へ、衣裳を褫奪し裸體となし、市街を拘引し、一人前行し高聲を發し徇て曰く、此者頑固にして公方の命令に違背す、汝等此態を視る可しと。其後高さ七八バルムの二杭を五バルムの距離に建設し、杭の上部に一の横木を架し、之れに憫憐す可き老人の兩腕を緊縛し、杭柱の下部に兩足を束ぬ。然れども**アダム**は九日の間杭柱にあ

りて、人の近づく者あれば之れに説法し、天堂再生を以て自ら心を慰め、歡喜の顔色を見はせり。**アダム**は高年にして從來の勤勞に疲勞し、且近頃大病を患へ漸く平癒したる者なれば、夜寒と痛苦の久しきに堪へず死亡せんことを恐れ、司刑官は日没より日出に至るまで杭柱を解き、近傍の家屋に伴ひ之れに警護を附せり。

アダムは九日の間此の如く處せらるれども常に祈願を怠らず、其後朋友の情願に因て之れに付託せられ、其家に寓すること三月、日夜祈願を爲し、基督信者等は法教を受けん爲め之れを過訪し、神佛信者は來りて**アダム**の改宗せんことを説諭せり。又奉行は到底之れを屈服せしむること能はざるに由り、再び久しく痛苦せしめんと、**アダム**の手足の指を切るに、一指を斷ち癒ゆるに及んで又一指を截り、此の如くし速かに生命を絶たず、其嫌忌する生命を保存せしめ、又他の事を以て痛苦せしめ、然る後死に就かしむるを以て脅嚇せり。

アダムは此脅嚇の語を聞き之れに答ふるに、苛責は更に恐るゝ所に非ず、尙ほ最大の痛苦を受けんことを希望す、唯願ふ所は天主の恩恵に依りて嚴刑に堪ゆるの力を得んことを、又奉行に願ふ所は既に處刑を決せば、余は老年虛弱なるに因り、或は病死して生命及び嚴刑を受くるの歡喜を共に失はんことを恐るゝを以て、一日も遲滞せず速に刑に處せられんことを欲すと云ふ。奉行は此語を聞き大に憤り、即時に殘虐の刑に着手すべしと命じたり。然れども司刑官は

憐情を發して此刑を行ふを欲せず、處刑を遲滞し、又奉行を諫め、殊に國主シマンどの基督信者に嚴刑を施すは本意ならず、唯其外見のみを作為するを覺知し、只管奉行の激怒を鎮靜せんと種々理解して曰く、足下の言の如く嚴酷なる刑を此憫憐すべき老人に施すは野蠻の風なり、且不正の刑は足下の平素の名譽を汚し、又公室に於て足下を以て過激の發狂人とせられんと。此れに由り奉行は稍其意想を變じたり。

數日の後奉行は人を遣し**アダム**に告げ、竊かに市街を脱し長崎に通る可しと云はしむるに、**アダム**は基督宗教を奉ずるに因り之れが爲め罰を蒙り放逐せらるゝに非ざれば、余は自ら遁逃せずと答へ、遂に望を達し刑に處せられ、殉教者たるの冠を得たり。偕て司刑官は基督信者等が**アダム**の刑死の狀を觀んと欲して群聚せんことを嫌忌し、山中の城趾に於て夜間之れを刎首すれども、數多の觀者刑場に到れり。其謂ふ所に據れば、**アダム**の首は地上に落ちて後、再次**ゼシユー**、**マリヤ**を高聲に唱へ其聲山谷に響きしと。是神佛信者をして驚駭せしめ、基督信者をして大に安慰せしめし者なり。

是より前基督信者等は宗教固守の爲め放逐せらるべきの風聞あるに當りて、**アダム**は**サント**、**ウキエル**の手に十字架形を携へ現出したるを夢み、又基督法教を奉じ心中に於ては信仰すと雖も唯口に之れを棄てしと唱ふる者に告るに、幾くもなく汝等は殉教者となる可しと豫言せし

こと有り。果して其言の如く、**アダム**の死後に至りて一人の基督信者官吏に趨き謁し、衆人の目前に於て、諸官吏は基督信者の望に反し強めて宗教を棄てしめたるを確言し、且前非を後悔し、生死に關せず基督信者たらんことを欲すと明言するにより、官吏は之れを狂人となし、叱して退かしめたり。然るに基督信者は近傍の家に至り烙鐵を取り十字形を額上に印し、再び官吏に謁して曰く、

余の基督信者なるは、今卿等の疑を容れざる所なる可し、余の烙鐵を以て額上に印する力を附與する天主は、又卿等の余を刑する時に當りて痛苦に忍耐するの力を附與すべし

官吏は之れを聞き大に驚駭して答へず、其家に歸らしむ。是に於て奉行は最も苛酷なる罪科に處せんと欲す。然れども基督信者は熱心を以て殉教者たるを渴望せしこと、且**アダム**及び此人の死に因りて殉教者の員數益増加し、制し難きに至らんことを察し、之れを死刑に處せず、故に終身額上烙印を表して年壽を終らしめたり。

筑前及び肥後の基督信者の刑戮せられしことを記し終る、故に今有馬の基督信者千六百十四年の歳暮に當りて再び刑戮を受くるの景況を記載すべし。是れより先き有馬の基督信者を生きながら焚燒すべしと彼の**ジフキオワー**より挑撥せられたる國主**ミツセル**は、基督信者宗教固守の熱心を消熄せしめんが爲め重臣等を焚殺せしは、却て日本全國の基督信者をして殉教人たる

の渴望を發せしめ、且政廳の忌諱に觸るゝを覺知し、曾て己の所領を掠奪せんと企望したるジ
 フキオワーに商議して公方に書簡を呈せり。其文意は、有馬の領地に於ては既に基督宗教を廢
 止するに由り、更に懸念すべき者無し、基督信者に宗教を廢止せしむるは、或は權威を用ひ、
 或は懇諭し、或は脅嚇し、或は嚴刻の刑を施せり、然れども基督信者の家臣等は頑固にして神
 佛宗教に歸依せしめんと誘導せらるゝとも決して能はざる事となせりと。是の如く述るは公方
 に歎願して不恭不順なる臣民なき他の所領を得んと欲すればなり。

ミツセルは公方の己れを親睦の諸侯なりとして政廳に近づけ、方今所領の地よりも廣大なる
 領地を附與せられんことを望み、ジフキオワーは公方必有馬を以て己れの所領に合併すべしと
 思慮したり。然るに政廳に於ては其願望を許すの回答なし。是を以てミツセルは方今政廳に於
 て己れの願書の意を議するなる可しと思慮し、此時に際し公方の喜ぶ可き一大功業を立んが爲
 め、更に基督信者を殘害しけり。然れども苛責を以て基督信者の心志を動さしむること能はざ
 るに由り、死よりも最も恐怖せしむべき貧困を以つて重臣を脅迫する布令を發し、世祿俸給を
 有するもの宗教を棄てざれば、其の罪科として動産不動産を問はず悉く所有物を沒收すべきを
 以てせり。

此布達あるや有馬所領の門閥及び有名なる五十家は自ら其財貨を捐棄し、直に非常の貧困に

陥れり。有馬の基督信者嘗て毎週金曜日に斷食しジッシーブランの行を勤むるの慣習ありしに、
 再び苛責を受ける以來屢々斷食祈願及び懺悔を行ひ、加之ならず懺悔の聽聞を乞はんが爲め竊
 かに長崎より基督教師を招致せり。就中讚嘆すべき者は、サン・ゼヤウセフ教會の少年未だ十五
 歳に満たずと雖も、決して基督宗教を棄却せざる誓約を爲せり、其語に曰く、

吾儕は或は一々指甲を抜かれ、或は齒牙を抉かれ、或は嚴寒の時凍水に沈められ、或は生な
 がら焚燒せられ、或は其他何等の痛苦を受くるとも、決して宗教を棄てざるを誓約し、且之
 れを保護すべし

有馬國主は公方より廣大富饒なる領地を付與せられんことを希ひ、基督信者を殘害するの際、
 公方の報書到來し、書中に記したる日限に於て日向の國(是れは從來の所領有馬に比較すれば甚だ僻陋を極めたる地なり)に移轉すべ
 く、又基督信者の諸家臣をして其以前宗教を棄却せしむるに非ざれば、一人と雖も移轉の國に
 隨行するを許す可からざるの命令を受けたり。此に於て頃日來基督宗教を棄却し其信者を追放
 したる國主は、其身も亦其國より放逐せらるゝの想をなし、之れに加ふるに天主の愛よりも人
 主の愛を求めしに因り、終に天主並に人主の愛を一齊に失却するの不幸を致せり。

當時日本基督教會に於てはペール・ルイ・ド・セルケラーと稱したる師長の死に會し、非常の損
 害を來たせり。ルイ・セルケラー師は平生能く其任に堪へたりしが、病に罹ること三月、終に其

死に至るは、日本基督教衰頹の兆と云ふ可し。是に於て基督教會のペール・チャック・ウハレ
ン師其職を嗣げり。是れは假令其人未だ其位に適當せざるも、嘗て法王の命ありて、若し日
本の師長死する時に當りては命を待たず日本教會の上官たる者其職を襲ぎ、其勤務を行ふ可し
と云へるに由り、法王の命令到來するまで師長となれるなり。因てウヒケール・ゼネラルの官を
闕たるを以て、從來日本基督教會のフロワンシャルの官たるペール・ワランチン・カラウェー
アル師を選擧して之れに充てり。

ペール・カラウェーアル師は日本基督教の危害を發生せんとするを前知し、久しく長崎の教
會學校を管する奉行ジフキオワーと深く交誼を結びたる教師ジャック・メスキターを政廳に送
りしに、從來只外面の交誼なりしか、或は今日其心志を變せしか、ジフ井オワーは政廳に於て
メスキター師に向ひ、公方は既に基督教師及び其寺院に勤務せし人に至るまで悉く日本を放逐
せんと決せりと語り、到底ジャック・メスキター師をして公方に面謁せしむることなし。偕てブ
ロワンシャルは盡く人助を失ふを以て、天主の救助を得んが爲め、教會師徒をして各天主に
祈願し、非常の懺悔を行はしめ、又プロセッション(師徒等列を正し祈誓の唱
歌を爲して進行する祭式)を執行せしむるに、
二千人の日本基督教徒其處にありてジッシーブランの行を施し、其體を毀傷し、各其好みに隨
ひ苛責を受けて、殉教者に類似するの所行を爲し、或は苞内に入り、或は多節の木材に兩脛を

緊縛し、或は手足を開き磔刑に處せらるべき形狀を以て行歩し、或は刺衝物を纏ひたる襦袢を
着し、就中數多の人は重大の石を負ひ、或は手自ら小石を以て其胸部を打ち、或は手足を緊縛
し刑場に拘引せらるゝを表し、其奴僕に負擔せらるゝ者あり。斯の如く宗教凝固の爲め各種の
苛責殘害を受けんことを渴望するの意を表彰し、又數多の小兒等も基督の意に適すべき諸物を
手に携へ、頭上に戴き、悲嘆の聲を發して天主の救助を乞ふを以て、基督教徒は論を俟たず神
佛信者に至るまでも悲傷落涙せざる者なし。

長崎奉行の家臣等は此れを見て大に驚駭し、ジフキオワーに書簡を贈り、基督教徒等の群聚
會合して公方の命令を遵奉せざるを決せしこと、及び騒亂を發生すべきことを報せり。ジフキ
オワーは此時方さに歸途に在るを以て、書を其妹に託し公方に捧げしめたり。公方は之れを披
見し忽ち憤怒を發し、劔を按じて曰く、若し長崎地方此を距る遠からざれば、悉く之れを灰燼
と爲さんと。ジフ井オワーは武夫に非らざるを以て、公方は更に伏見奉行駿河殿に、部下の兵
を率ひ速かに長崎に赴き基督教徒を放逐するの令を遂ぐべしと命せり。然るにジフキオワーは
長崎に歸着するに及んで、其市街は意外に靜謐なり、故に家臣の書を贈り變を告ぐるは全く恐
怖に出づることを知れり。然れども其後二日を経て、ジフキオワーはフロワンシャル及び基
督寺院の主長等に、日本内地を退去する爲め各其自費を以て船を裝ふべしと命じたり。

數日の後駿河殿は兵を率ひ長崎に到着せしに、市街に於て基督信者の紛擾を起し及び屯集するの景況無きを視て、此由を公方に報知しければ、ジフキオワーは政廳に虚言を述ぶるを以て其咎め有らんことを恐れ、種々探索して、基督信者等會集し宗教に關涉する數多の條目を誓約し且血印したるを發覺せしに、其中分疏す可からざる二箇の條目あり。一は宗教に反したる公方の命令を遵奉す可らず、一は教師等追放せらるると雖も枝梧して出國せしめざることなり。ジフキオワーは此條目を駿河殿に示し、其の家臣等の恐怖せしも亦理なきにあらざるを説き、二奉行の名を以て書簡を公方に呈し、共に基督信者の叛心あるを發見したるを報じたり。

此際葡萄牙船一艘支那より貴重の商品を積み長崎港に到着し、船長は自ら江戸に赴き公方に謁し獻物を呈せんことを欲せり。然れどもジフキオワーは此使節の成功あらんことを恐れ、船長の目的を遂げしめず、方今の入港は時の宜しきを得ざるに因り、書記官を遣し船長の獻物及書簡を齎らさしめば足れりと告げたり。船長は奉行の許可を得ずして使節の任を遂ぐるに能はざるに因り、已むことを得ずして其言に従ひ、書記官に船長の獻物及び書簡を齎らさしめ政廳に至らしむると雖も、教師及び基督信者の爲め何等の裨益も無く、諸人の希望は都て烏有に屬したり。

此時に當り公方の使長崎に到り、至急命令を遂ぐ可きを督促し、又基督信者の不意の變に備

へて薩摩の兵を徵召し、其供備整ふて後ち、千六百十四年十月二十五日ジフキオワーは日本退去を命せられたる教師及其他の諸人も遲滞なく二日の内に乗船すべきを達したり。然るに此時長崎港に於てはジョンクと云へる支那の小船三艘あるのみなり。サン・ドミニック、サン・オーギユスタン、サン・フランソワの三派のフレートル二十二名及び日本人のフレートル七名、同じく婦人のフレートルと爲る可き者五名、其他合して基督教會徒百十七名及び學校生徒二百名を悉く三艘のジョンクに乗らしめ、二十七人の教師及び數多の教會學徒は日本基督教の廢頽を支へんが爲め日本各地に隱匿し、プロワンシャルも亦此等と共に日本に残りて、危急に望まば身命を擲ち勤勉せんことを欲すと雖も、其名最著しきに因り、已むことを得ず日本官吏の目前に於て乗船することに決し、其意を遂ぐるに能はず。教師等は長崎出港の後ち、再び他の港灣より日本に入らんが爲め小船を備ふと雖も、是亦官吏の注意嚴密にして其志を達せず。然れども放逐の令未だ公告せざる以前他に隱匿したる教師等は、猶ほ留ることを得たり。

教師等は二日間にして竊かに樞要なる寺院の什物飾具并に教師及び殉教者の遺骸等を別地に遞送して後ち、公然最後の修齋を施行するに、參詣の諸人は祈願する能はず、只悲歎の聲を發して涕泣するを以て、教師も斷腸に堪へず、幾回斷續して漸く讀經を遂げ、供養を終り、總て寺院の飾具を除去し、出發の日に當り各乗船し、又船の窓戸を塞ぎ、損所を修繕せんが爲め港

の近傍なる小島に上陸し、腥臭不便を極めたる小屋に止宿せり。然るに三十年以前日本の四人の使節を羅馬に誘導し又伴ひ歸りたるペール・ジャック・メスキター師は、年來の勤勞及び居所の不便と宗教衰頹の悲嘆よりして、此に於て病に罹り、診察藥劑等の事も皆ジフキオワの爲めに妨碍せられ、治療を得ずして終に死に至れり。

教師等港を發し市街を離るゝと漸く遙かなるや、神佛信者等は忽ち基督寺院に入り諸物を掠奪し、其餘は盡く灰燼となせり。此に於て日本の十五年間連續したる太平も、這般教師の退去するに由り、平和を主とする諸人と共に去れり。蓋天主に對して争亂を爲すの人豈に能く國安を保持するの理あらんや、故に此れよりして日本は兩黨に分れ、内亂を生じ殘酷を極めしこと、後に記載するを見るべきなり。

前に記載したる三艘の小船修繕を終りて、宗教の爲めに追放せられたるジユドー右近どのの夫人ジュリー及び家族並に數多の門閥人と共に一艘の船に乗り、且ブレートル八名、未だブレートルの稱を得ざる者十五名、基督教會學徒の日本少年十五名、西班牙國數多の教師と共に同船してヒリビン島に向ひて出帆せり。又他の二艘の船は前に記したる如く教師及び教會學徒之れに乗り支那港マカオ^瑪に向ひて發せり。幸ひに順風に會し、不日にして達するを得たり。然るに右近どの、^瑪乗^港りし船は順風を失し、全一月の間海中に於て暴風或は逆風に漂搖せられ、殊

に船古く積量度に過ぎたるを以て、船底所々に罅漏を生じ、水夫は間斷なく潮水を汲竭するに力を盡し、船中の人々皆死を覺悟せざる者なく、小船の内に在りて獄舎に禁錮せられし如き苦惱に堪ゆること能はず、四名の教師は終に死に至り、此航海を果す能はず。此四人の内嘗て日本に於て三十年間憫憐すべき人民を教育する爲め盡力したるクリタナ師も亦其數中に在り。斯の船のリュ^呂ソンの港マニールに達するは猶數多の時日を費さざるを得ざるに因り、クリタナ師の死體を小舟に藏め置き、海岸に達するに及んで之れを埋葬せり。

其時マニールに於ては、宗教の爲め追放せられたる基督信者の船不日着港すべく、且日本に於て著名なるジユドー右近どのも亦其内に在るを傳聞し、ヒリビン島の奉行ジャン・ツ・シルウスは此日本の貴族にして宗教の名譽ある守護人に對し、其門地と功業とに適すべき尊敬を表し優待せんと欲し、港内の道路に到るまで各種の裝飾を爲して來着を待ちたり。既に其船の入港するや、船中より奉行の爲めに祝砲を發し、地上に於ては其着港を祝して各所同時に發砲し、市民は之れを祝せんが爲め悉く海岸に群聚し、且數多の歩騎兵各軍服を裝し、右近どの、上陸を待ち、之れを奉行の邸第に誘引す。又婦人子女等は日本の風習に従ひ大なる被皮を戴き上陸し、男子と區別して之れを寺院に誘導せり。

奉行ドム・シルウスは諸大臣を伴ひ己れの邸第に於て右近どのを迎へ、各人相抱ひて落涙數刻

に及び、尋常の接待の後ち、奉行は印度副主の命として、右近どのに其生國に於ても尙ほ充分とすべき美麗の家屋を附與するに、右近どのは恭しく之れを謝し、且日本に於て損耗せしと雖も今此待遇を待て歡喜感銘し、奉行に乞ふに基督教師に就て祈禱をなし、這般の幸福なる羈旅を上帝に謝せんことを以てす。奉行は直に己れの乗車を與へ、其五子と共に之れに乗らしめ、又誘導する爲めに護衛の士を附與せり。偕て教師等は之れを聞き、其到るを待ち、右近どのは禮拜堂の門前に達するや車を下り、堂に入り天主を拜し、又ペール・オーギュスタンの寺堂に到り同く禮拜し、是よりペール・ゼジュイーの學校に到るに、教師等は欣并して之れを迎へ、且此の如き大人の其國を放逐せられ、之れと共に基督宗教の日本より驅逐せられしを悲嘆し、樂を奏し功德報謝の頌歌を唱へて後ち、右近どのを饗應する市民群集して各其幸福を祈祝し、此饗應終り、學校近隣の地に於て爲に供備したる家屋に護送せり。

翌日奉行は右近どのに華美の進物を送り、後ち諸大臣を伴ひ自ら之れを過訪し、此れより兩氏の交誼親密にして、一日と雖も會遇せざることなし。且ドム・シルウスは右近どのが日本に於て宗教の爲め許多の財貨を沒收せられ、身は放逐の難に係るを嘆じ、其家族に給餉せんが爲め年々數多の入額を附與せんとす。然れども右近どのは地上の富を得んよりは寧ろ眞成の基督信者にして貧困ならんことを欲し、天主に報恩の爲め廢棄したる地上の富を得るを好まず、又己

れ何等の功業も有らずして法王の恩惠を蒙るは正理ならざるを陳述し、一人の僧に依頼して奉行に鳴謝せり。

ヒリピン島に於て右近どのは衆人の己れを尊崇禮待する交誼の厚きを受け、今追放の身なりと雖も諸事缺乏することなく、其勞苦を遺忘し、更に志慮を煩はすことなし。然るに右近どのは是等の爲めに心志を慰する者に非ず、唯此地に於ては教會に詣り法務を盡すの自由を得ることのみを以て満足となしたりしに、從來日本に於て斷へず宗教の困難に際し多年の勤務を盡し然る後終に此島に到り、風土氣候の變遷身に適せざるか、或は食養の異なるに由り健全を害せしか、或は從來の困難勤務及び舟中羈旅の勞より疾病を醸せしか、幾くもなく現世を辭するの時期已に近づき、マニール港に到着してより四十日を経て劇症の熱に罹りたり。ヒリピン島の奉行司教及び都府の令、教會の長官等は大に之れを憂慮し、日々過訪して療養を奨むと雖も、右近どのは却て此幸福を快とせず、唯死を遂げ上帝の傍に侍することを冀ふのみ。

右近どのは信心知覺の教導職たるモレイオン師は其病中始終傍を離れず、一日右近どこの師父に向ひて曰く、

師父、余は我が妻子をして悲痛せしめざる爲め、今日に至るまで言に發すること無しと雖も余は死の將きに近きに在らんとするを知る、且死は上帝の命に在るを知り、加之ならずカト

リックの國に來りて善良なる師父に侍坐するを得て、其中央に於て死を遂ぐるは、其歡喜譬ふるに物なし、師父に懇願す、余の此地に到る以來、奉行司教議官の諸君及び各師父より親愛の厚情を辱ふするの恩謝を述べよ、我妻我女及び我が五人の男兒は已に上帝の扶助に委ぬ此等は曾て耶蘇基督の爲めに生國を放逐せらるゝに因り、此恩惠の外猶ほ幾多の幸福を祈るに非ず、皆余に隨ひ追放せられ、余の爲めに其親誼孝順を盡すと雖も、余に就て賞與を求めず、此れ他なし、己れは父たるの職を竭し、此れ等をして一事一物たりとも缺乏なからしむるの上帝に就て、恩賞を賜はらんことを瞻望せしむればなり

右近どのは病漸次危篤なるに及んで妻子を招きて、宗教に凝固し、上帝に真心を奉じ、其十戒を遵奉し、眞神眞道を教授したる基督教師の諭言に服従すべきを獎勵教諭し、然る後ち各人に祝詞を與へしめ、己れは末期の供養を受け、又た教師の聖油を塗抹するの際間斷なく基督の名號を唱へ、從容として瞑目せり。實に千六百十五年二月五日にして、其の年齢は史上に詳かならず。

右近どのの死は都府一般の悲歎となり、埋葬の儀式を施行するに至りては、追放人たる旅客の能くすべき所に非ず、王侯の式を用て善美を盡せり。偕て葬を送る時に當りて、此榮譽に關する諸貴官の間に一大爭論を生ぜり、到底下文の如く決定して、奉行並に議官等は右近どのの、柩

を其住所より市街の中央に送り、此に於て柩を仁惠社中の人に交付す、然る所以の者は、日本の京都及び長崎に於て右近どのは同社の人たるに由るなり。又此人等は埋葬すべき寺院に送るに、基督宗徒の長官等寺門に於て柩を受くるは、右近どのを以て懺悔者とし、且殉教人の如く見做すに由るなり。而して遂に柩を神前大机の前に供置す。此際都下の人民は力を極め柩に近づき、之れに尊敬を表して、右近どのの、足に接吻せんことを望むを以て、之れを禁止する爲め護衛の士を備ふるに至る。

其後寺院禮拜堂及び師父の居室に至るまで、悉く王侯の喪に會するが如く善美を極めて法務を爲し、就中式を行ふ寺院は四面に黒き天鷲絨を張り、羅甸、西班牙、日本及び支那の四箇國の語を用ひて、數種の譬をとり法語を書して飾と爲し、又一師父葬式の祭文を朗讀し、其文中に、右近どの嘗て信長太閤及び公方の三主に忠勤し、三主は右近どのの、耶蘇基督の教を棄てざるに因り、終始毀害を施すと雖も之れに屈せず、宗教を固守せしを賞讃せり。當時日本人マニールの都府に在りて我本國の一貴人死後斯の如く尊崇優待せらるゝを目撃し、歡喜する者其數千餘人に上れり。

此の時悲嘆に沈みて憐むべきは右近どのの、妻子及び隨從の諸人なり。就中妻は一生依頼したる貴重の夫を失ひ、數多の少年兒女の養育を其身に負擔し、殊に追放の身なれば財貨に乏しく、

生活の方便なし、其憂苦筆紙に盡し難きは宜しく之れを想像すべし。然るに上帝は之れに附與するに奉行の仁惠を以てし、其他の追放人に於ても亦充分の歳入を得せしめ、其生計に乏しからざらしむ。羅馬法王此事を傳聞し、亦仁惠を賜へり。

ヒリピン島に於てジユドー右近どの、死後葬式に至るまでの事既に記載し終る、故に教師等出發の後ち、基督信者又未曾有の苛刑に處せられたる日本の景況を記すべし。偕て寺法に従ひて選舉せられ、日本の寺務總裁たる、**ブロワンシャル・ワランチン**師は、高名なるを以て追放せらる、故に師父**ゼローム・ロドリゲ**師を舉て副**ブロワンシャル**となし、又**エビスコバル**(官)も缺員なるを以て、**ゼローム**をして教會總裁を兼ねしめ、日本に潜匿したる基督教師を指揮せしむ。又**シャル・スピノラ**師をして長崎の**ウケール**(名)とす。此師父は長崎に於て有名の殉教人のため多く盡力し、此等許多の事件を筆記し歐洲に送致せり。後に記する事件も亦其筆記中より抄録す、因て疑を容る可らざるなり。

前に記載せし如く、長崎奉行**ジフキオワー**は有馬國主をして其所領を失却せしめ、且之れを鼓舞して基督信者に對し宥恕し難き怨望を懐かしめ、基督信者等若し神佛を禮拜するを肯んせざるに於ては、未曾有の嚴罰を以て之れを惱苦せしめんことを企望せり。偕て九州は基督信者の徒黨暴發せんことを恐れ、一萬の兵を備へて三將之れを指揮す。其第一は長崎奉行**ジフキオ**

ワー、第二は伏見奉行駿河殿、第三は二將と共に處刑の威力を以て基督信者等をして其宗教を棄却せしむる爲め、公方より派遣せられたる五左衛門なり。

這般の攻撃は有馬領内の有名なる口の津港に始まり、**ジフキオワー**は其所屬の兵を率ひ到り直に家臣を遣し、人民の長等に傳へて曰く、這般公方の令に従ひ、基督信者をして悉く神佛社寺に入らしめんが爲め、**ジフキオワー**及び他の二奉行も共に至れり、汝等は人民の長たるを以て、公方の令に服従するの模範となりて、衆人に之れを知らしむべし、若し服従せざるに於ては、各其手足の指を切り、其後ち脚脛より截斷し、又額上烙鐵を印し、其所有物は悉く沒收し外國に放逐し、其妻たる者は婢たらしめ、其女子たる者は之れに耻辱を與へんが爲め裸體となして市街を拘引すべし、能く公方の令に服従する者は其貢税を免じ、支那國の商法を許可し、且無量の恩惠を賜與すべしと。

長等**ジフキオワー**の使者に答ふるに、我が輩は何等の事件たりと雖も命に應じて直に服従すべし、然れども宗教に關しては何等の刑戮あるも決して之れを變改せしむ可からず、且我輩は天主を奉ずる人民の長たり、故に之れに適當する成規を與へらるゝことを要すと。**ジフキオワー**之れを聞き憤に堪へずと雖も、自ら之れを鎮め、諸事過劇に至らしめず、先づ人民を會聚せしめ、亦長に告ぐるが如く脅嚇の言を用ひ、且神佛宗教に復することを欲せずんば、其戸主の

姓名を記することを命せり。然るに人民は悉く基督宗教の爲め死を致すことを覺悟すと答へ、登記したる戸主の姓名百二十人に及べり。之れに因て官吏は此姓名簿を奉行ジフキオーに捧ぐるを憚り、姓名を消却する人あらんことを希ふと雖も、基督信者の魁首たる者之れに答へて曰く、信者は各其宗教を非とせんより寧ろ不測の酷刑を受くることを決せり、故に其姓名を消却せざるは勿論、尙ほ其數を増加すべしと。

此時に際し太閤の嗣子秀頼は大坂府に在て公方に抗し、兩家互ひに軍備を爲すの新報政廳より到りければ、口の津駐在の三將は此地の事務を廢し、公方の軍に加はらんが爲め直に出發せんか、或は依然此地に滞在して公方の命令到るを待たんかと二途に迷ひしに、若し此地の事務を廢止すれば、基督信者等悉く秀頼の黨に與みし、從て九州盡く之れに黨與すべき恐有るを以て、三將は速かに基督信者を除去するに如かずとし、且到底公方の旗下に従屬するは急速なるを要するの情實あるに因り、力を盡して全く一時に有馬の基督信者を屈服せしめ、直に其法教を棄却せしむべきに決心し、此に於て兵を三隊に分ち、一隊はチジワ及びラバマに向ひて發し、一隊は島原有江及びミイに趣き、一隊は有馬並に其近傍に在りて、各地一時に基督信者を襲撃し、速かに功を奏せんことを欲し、各信者をして恐怖戰慄せしめんとす。然るに第一に襲撃せしは有馬よりす、此れは基督信者の暴發するの恐れあるも亦有馬を以て最とすればなり。

二將の選舉に因りて刑事總裁となりたる五左衛門は各所基督信者の首長を徵招し、公方の令を傳へ、宗教を棄却すべし、且信者を誘導して共に棄却せしむべきを命せしに、信者の首長等之れに答へ、己れ等不正の命令に服従せんよりは寧ろ死に就く可しと心を決したるを以てするに因り、五左衛門は復た信者の戸主たる者を従前基督教會の學校たりし地に徵招せしに、其來集する者二百名に及べり。因て堅固に柵門を設け、周圍に一千の兵を備へて警衛し、又二十名の司刑官各其手に刑具を携へ、内に入りて處刑の備を爲せり。

警護兵の嚴備及び司刑官の設けたる刑具並に處刑の狀を見んが爲め各地より來會する諸人の暴狀は、基督信者の神心を動搖せしむるに堪へたり。此時一人の官吏あり、基督信者等に其宗教を棄却するや如何を詰問し、信者之れを拒むに於ては柵内に入らしめ、司刑官直に之れを捕へ、其毛髪を抜くこと前に記するが如く日本に於て多く耻辱を與ゆるの一證なり。其後千斤秤を以て耳を取れり、或は拳を以て打ち、或は杖を以て鞭ち、種々の暴厲を施して其勢を殞さしめ尙ほ困苦の時間を與へ、忍ぶこと能はざらしめんを主として絶命に至らしめず、其注意して殘酷を極むること此の如し。

前條の如く痛苦を加へて後ち、全く裸體と爲し、索繩を以て緊縛し、此等を地に倒し、日本に於て最も耻辱とする淤泥に汚れたる古き草鞋を以て其の面を打擲し、罵言を極め、又之れを

坑窖中に投ず、是れ基督信者をして死に至るべしと想像せしむるものなり。偕て此司刑官の中基督信者の知己たる者は各種の痛苦を之れに與へて後、信者は必宗教を棄却する者となし、之れを柵外に誘引するに、信者等は其の思想する所に反し、自ら大呼して基督信者なりと明言するに因り、官吏は其口を掩ひ、群聚の人民は其聲をして他に聞へざらしめんが爲め、又大に喧囂したり。

既に夜に入り司刑官等は基督信者を坑中より出し、之れを三分し、三處の家に入る。爰に於て信者等又各其宗教を固守することを獎勵せり。然るに信者の知己は之れを以て既に公方の令に服従する者とし、衛卒に賄賂の金を與へ、數多の信者を誘ひて其家に還へせり。是れに由て司刑長官は此苛酷の責を施すにより、信者等の之れを逃るゝの例を示さば、隨て他の信者を服従せしむる方便とならんとを思慮し、衛卒等の欺詐を咎めず、之れを覺知せざるものゝ如くせり。此の如く何等の方法を施すも、尙ほ信者は一人として其心を變ずる者なし。

翌日又更に拷問を嚴にし、司刑官は八角の木材二本を以て信者の脛を挟み、其兩端を緊縛し脛骨全く破碎するの痛苦を施さんが爲め、人をして之れに上り、踏跳して互ひに相衝突せしめ其痛苦の甚しきを以て、終に數人の信者は勇敢の心を墜し、苛責を脱し、因て數多の信者も亦各其家に放還せらるゝ者あり。此の如く司刑官の施行したる殘酷により、其朋友知己の忠告説

論に苦しめられ、且無量の脅迫に屈服し、終に衆多の信者も其數を減じ、宗教凝固の意を達し刎首に逢ふ者は僅に二十名のみなり。

此基督信者の中に就て宗教凝固を顯す者は十九歳の少年にして、肥前國の門閥人なれども、戰爭に由て俘虜となり、其後零落して奴隸となり、名をミケール・アカホシと稱す。此人は毎週水曜金曜土曜の三日は修齋の爲め麵麩と水の外は飲食せず、又屢ジツシーフランの行を勤め、毎日二時間の祈念を怠ることなし。然るに這般基督信者等苛責を受けるを聞き、半ば裸體にして飢渴を厭はず直に刑場に至るに、司刑官等は其姓名の基督信者簿帳中に記載せざるを以て、柵門の内に入るを許さず。因てミケールは柵を越へて内に入り、殉教者と合することを得れども司刑官に拘引せられ、柵門外に引出さる。因て又心力を盡して柵の隙を求め内に入り、終に共に苛責を受けるを得たり。ミケールの八角の木材に兩脛を挟まれ痛苦を受ける時に當りて、官吏等は宗教を棄却せしめんが爲め、思慮を盡し言辭を極めて説諭を加ふと雖も、之れを肯せず、從容として答へ曰く、

余は嘗て痛苦を感ずること無し、八角の木は余の脛に觸れざるを覺ふ、余をして痛楚を感覺せしむる爲め、更に緊縛せんことを懇願す

司刑官は此苛責を施して後ち之れを放還せんとするに、ミケールは心を動かさず、刑場に於て

死せんことを欲するを以て抵抗す。諸人又之れに反復説諭を加ふと雖も、終に肯んすること無く、刎首の刑に處せられたり。

又宗教固守の勇武を顯す者あり、齡四十八歳にして、名をビエール・キユイナンと云ひ、従前は日本の佛僧にして極めて能辯なり。嘗て基督教會教師と法教を論じ、其説に服し改宗するに及び、聖教を固守すること最も嚴にして、教會教師の不在中は其代と爲り法務を行へり。ビエール・キユイナンは嘗て有馬より追放せられ、今回又基督教會等は困苦を受け殉教者たる可きを聞き、直に刑場に奔り到り、夜々信者等をして宗教を固守せしむる爲め獎勵し、又八角の木材を以て兩脛を挟んで緊縛せられ、其前に佛僧なるを以て再び復教すべきを懇諭する官吏あれども、却て之れを嘲弄せり。偕てキユイナンに二子あり、長子は八歳、次は二歳なり、其父の斬に逢ふ時有馬より遠隔の地に居ると雖も、共に父の上天する容貌を見て長子は泣涕し、弟は母に抱かれ、阿爺天に飛揚すと大呼せり。後ちに於て其時日を比較するに、二子の泣涕大呼するの日は即ちキユイナンの死に就くと同日なり。

苛責に堪えず終に宗教を棄る者として、強て刑場より出だされたる者三人あり、其二名は將校なり。刑場を出されて後市街中の各所に到り、自ら基督教者たることを揚言し、又柵門の前に到り高聲に司刑官を罵り、宗教を棄却したる者として裁決するの無理なることを明言するに

因り、官吏等は其己の僞計を誹謗せんことを恐れ、已むを得ず二人を縛し、翌日之れを死刑に處せり。

又一人は刑場に在るに當りて緊しく縛せられ、索繩は肉を傷破し、其咽喉にあたる者は呼吸を妨げ、久しく此苛責を受くと雖も、更に痛苦の色を顯はすことなし。然るに妖魔に魄を奪はれたるか、平常寵愛したる其子を思ひ出し之れを忘るゝことを得ず、之れが爲め志を屈し、精力を貶し、終に苛責に堪ゆること能はずして、基督宗教を廢棄せり。後ち忽ち其過を覺知し、懺悔を行ひ、涙を流して其感ずる所を明言し、又人の天主に従ふより強剛なるものなく、天主に反するを以て最も柔弱なりとするを諸人に知らしめたり。

ジフ井オワーの思慮せしは、從來緊しく抵抗したる口の津の人民も有馬人に施したる苛責を以てせば屈服せしむること容易なるべしとし、海路を経て口の津港に到り、若し土人等公方の令に服従せざるに於ては、最後の殘酷を施さんと心を決せしと雖も、公方と秀頼との間に生ぜし葛藤日を追て益盛なる風説あるに因り、一日も遲滞すべからずと、直に上陸し、兵を督して市街に入れり。ジフ井オワーは己れの到着したるを聞くや、忽ち基督教者等悉く隱匿するか、或は遁逃す可しと思慮せしに、是れに反し、七十人の基督教者捕縛せられんことを冀望し、各手に索繩を携へ己れの目前に出るを見て大に驚駭し、且信者等己れを嘲弄するの所爲となし、

憤懣して狂の如く、信者等を苛責する爲め具備したる各種の器具を一墓所に運ばしむ。此に於て信者等を恐怖せしむべしと思慮せしと雖も、信者は更に恐るゝ色無きを以て、其墓所を刑場と定め、衛卒をして之れを二重に圍繞せしめ、順次信者を其中に拘引す。又其出入の處に於て信者五人を坐せしめ、到底基督宗教を棄却するや否やを詰問し、否と答ふる者あれば、二人の兵士之れを捕へ、其耳目口鼻より鮮血迸出するに至るまで足を以て之れを蹴り、拳を以て之れを打ち、策杖を以て鞭撻せしむ。

其後ジフキオーは基督信者の手足を合し、索繩を以て之れを其背後に緊縛せしめ、兩柱に横木を架し、其索繩の端を掛け、信者等を吊籠す可きの設を爲し、又過多の痛楚を與へんが爲め、二三人の力を用ひて動すべき大石を背上に置き、其重量を以て信者を下壓し、刑卒等は其手足を緊縛したる索繩の端を牽けるに因り、殉教人の痛苦譬ふるに物なく、四肢關節悉く錯轉破碎せり。此外數多の信者は有馬に於て苛責する如く兩脛を八角の木材の間に挟み、兩端を緊縛し、尙ほ痛苦せしむる爲め地に倒され、刑卒其上に立ち踏躍して苛責を爲すと雖も、其後信者等は足の痛苦を覺ゆること無く、依然として歩行するを得たり、實に不思議と云ふべし。然るに司刑官は又信者の額に十字形の烙鐵を印するに、信者等は各自天堂再生の徴證と爲し、尊崇敬拜して之を受けたり。

最後の苛責は残酷の極と謂ふ可し。刑卒初めは信者の足指及び手指を切り、又兩脛を截斷し其後刑場に建設したる梯子上に昇らしめ、地上に落るに及びて、再三攀ち登らしめんが爲め足を以て蹴り、此苛責に因て終に死を致せり。又十八人は刎首せられ、其餘二三人は之れを助命し、其誘導に因り他の信者をして恐怖の心を動さしめんとす。

苛責を受けたる信者中、口の津の平民にして齡五十二歳なるビエール・ハシモトと稱する者を最も著名なりとす。此人は從來基督教社の大部を督し、最も意を加へ、病院の司長となり、厚く仁恵を施し、常に自ら諸病人を扶助す。今回基督信者の苛責を受けるを聞き、平生殉教を熱望するを以て、其足跛なりと雖も走りて刑場に赴き、直に信者の地上に坐せし處に至り、兩手を捧げ天を直視し、暫くありて余の眼前に在るはサント・ウキエルシなりやと揚言するに、其傍に在る信者ビエールは愁苦ありて斯の如き語を發すると思想して曰く、卿何の畏れありや。ビエール答へて曰く、否余は余をして斯の如き語を發せしむべき歡喜に感觸せりと。暫くして又獨語して曰く、許多の神聖天使光耀を放ちて空中に出現するを拜したりと。

此出現を拜して後ビエール・ハシモトは劇しく鞭撻せられ、衣服を剥ぎ柱に緊縛せられ、其後十字形の烙鐵を額に印せらる。又刑卒は其手足の指を截斷すると雖も、ビエールは頭をも動かさず、更に痛苦の態なし。此苛刑の後之れを梯子の上段に昇らしめ、刑卒は棒を以て其腋下或

は股部を支へて墜落せざらしめ、此に於て又兩脛を截斷し、一齊に支へたる棒を脱するに由り
 確然地に落る時、嘗て**ビエル**と居を同くせし一人の卒あり、從來之をして公方の令に服従せ
 しめんと屢々忠告せしに、此苛責の景状を見て憫憐の情に堪へず、之に向て曰く、卿は余の言を
 容れずして斯の如き廢人となれりと。之を聽き天主に勤勞するの**ビエル**は手足を出して其
 毀傷を示し、答へて曰く、卿は如何なる觀を爲すや、余の屢々卿に告ぐるが如く、地上に於て
 何等の苛責を施すも、余をして基督宗教を廢棄せしむること能はず、此刑責は是れ天主の恩恵
 を充すものなり、余は痛苦を感ぜざるのみならず、却て歡喜して苛責を受け之に堪ゆるは、
 此れ余の禮拜する天主の功德なることを知る可しと。**ビエル・ハシモト**は此の如き哀憐す可き
 形體となり家に放還せられ、妻の悲歎するを見て、其己れが幸福とする所に反するを咎め、且
 己の爲めに斯の榮譽を興へたる天主の恩恵を謝せんことを命じ、其後刑場に於て神聖天使の空
 中に出現するを觀て之を拜し、其歡喜は何等の苛責を施すとも更に痛苦を感ずること無き
 に至れりと語り、**耶蘇及びマリヤ**の聖名を稱し、天主の恩恵を謝して、其夜終に死せり。

第二に苛刑を受けたる殉教者は有馬の平民にして名を**ポール・リオ・エイ**と稱し、八年以來**サ
 ント・ウキエル**教會の教師となり、神佛信者に教會を破毀せられて後、少年輩に基督法教を教
 育せんが爲め學校を維持せり。然るに**ジフキオワー**の口の津に到るに當りて、**ポール**は司刑官

等の姓名を傳聞し、悉く之れを過訪せり。其時**ポール**の司刑官に懇願したる書は左の如し、
 余は日ならず卿等の手に刑を受くべし、余は基督信者なり、且齡七十に躋るを以て、現世を
 辭せざる以前、天主に報恩の爲め痛苦を受けんこと從來の宿志なり、故に卿等憚る所なく、
 力を極めて余をして嚴酷の刑戮に就かしむるの好意あらんことを懇願す

斯の如く司刑官に願意を述るも、誰か之れを見る者あらん、然れども司刑官は其願を達す可き
 を約せり。**ポール**は前に記載したる如き各種の苛責を受け恐るゝ色なく、又兩脛を截斷せられ
 其家に放還せられて後、同社の廿名も殉教を得たるの幸を聞き、歡喜を盡して死したり。

爰に二人の老人あり、各齡七十四にして、畏るべき苛責を受ると雖も尙ほ數月間命を存し、
 間斷なく天主を禮拜し、既に手足も用を爲すこと能はざるに至たりければ、基督の磔刑に處せ
 られし形の如くなるを謝して、死を遂げたり。

又一人の老人は齡七十二にして、**ミケール・インダ**と稱す。此の人も苛刑に處せられ、手足の
 指を切り、兩脛を截斷せらるれども、治療細帯も施さず、終夜地上に於て嚴寒に曝され、其の
 後尙ほ五十一日間生存したり。**インダ**は將に死せんとする日、平生其懺悔を聞きたる基督教師
 過訪せしかば、之れに語るに、苛刑を受けて後十五日に當り、可憐の二童子手に天上の飲料を
 盛りたる器具を携へ到り、之を己に進めて飲ましめたるを夢み、此れより胸腹常に満ち、地上

各種の物品を食すれば直に悪心を生ずるを以て、其後三十六日の間一物も飲食することなきを以てし、又イシダは生前に我が基督宗教に勤務せしを筆記して世に遺さんと欲すれども、既に手指なき人となるに由り、他人をして書記せしめたり、其語に曰く、

余は殉教の刑場に拘引鞭撻せられ、裸體と爲し、手足を束ねて背後に緊縛し、背に大石を負ひ、空中に吊絶せられたり、刑卒余の手足の指を切り余の額上に十字形の烙鐵を印す、其後刑卒は又余の兩脛を截り、余を地上に晒したり、余をして斯の如き苛責に堪へしむるの能力は、是れ救主基督の慈恵と其神聖なる母の恩眷に因れり、余は其聖名を受け、宗教を固守することを得るを以て、父子精靈の三神を祝す

此等の殉教者は刑場に於て死に就かすといへども、亦驚駭惨嘆せざる可からず。此他或は天主の特恩を受け、基督及び聖母諸天使の靈現を以て其死將さに近きに在るを宣示せられたる者あり。或は宗教凝固なるを以て三回刑場に拘引せられ、終に其冀望する所の痛苦を受る者あり。或は基督信者の刑戮あるを聞き、隣國より力を極めて馳せ到り、同社と共に殉教を得ん爲め、司刑官に嘆願する者あり。其善良なる事業の此史中に編纂すべきもの無數なりと雖も、卷冊甚だ層重し、諸者をして倦怠せしめんことを恐れ、爰に之れを省略す。

ジフキオワーは殘酷を以て有馬の基督信者を戮するに際し、又薩摩國より徵召したる軍隊島

原及び近傍の地を徘徊し、公方の令に服従せざる基督信者を脅嚇するに暴厲の刑に處するを以てす。然れども薩摩の兵は正しく軍律を守るを主とし、兵器を持せざる基督信者を攻撃せば士たる者の榮譽を貶するなりとし、敢て信者を殘害すること無く、只之れを脅迫し恐怖せしむるを以て足れりとせり。

平戸の軍隊も亦薩摩兵士と同じき所業を爲し、此地の殉教者は僅に四人の門閥家のみなり。此門閥家は嘗て有馬に於て宗教の困難起る時に當りて、其家族と共に放逐せられ、前に記載する如く追放人は水火と雖も之れに附與するを嚴禁せしを以て、非常の貧困に陥り、山上の洞窟中に隠居せり。時に一兵士あり、之れを覺知し、平戸の奉行に訴へければ、ジフキオワー其事を傳聞し、此等を縛せしめ、手足の指を截斷し、又之れを刺り、額上に十字形の烙鐵を印し、國中の基督信者を恐怖せしむる爲め、故さらに其生命を絶たす。此處刑の時に當り兵士は此等の人の門閥なるを敬して捕縛すること能はざるに因り、門閥家は自ら縛に就き、勇剛を表し、歡喜限り無く處刑せられたり。

長崎の基督信者も同じく苛責を受けんことを冀望し、各其死装を爲せしに、其時大阪城を圍まんとする公方の命令ありて、ジフキオワー、駿河殿及び五左衛門の三將は共に附屬の兵を率ゐる速に大阪に至るべしとの報告に由り、ジフキオワー等の暴戻は暫く止み、基督信者憩息の時

を得たり。因て既に宗教を廢棄せし者に至るまで再び宗教に歸し、其罪業を懺悔せり。又教師等は信者と共に熱心して苛責殺戮を受けんと欲すれども、日本の基督宗教に樞要なる時に際して教師等の缺乏せんことを憂ひ、已むことを得ず各隠匿して夜々信者を奨励せり。

第十五章

太閤の嗣子秀頼は大坂城中に籠居し、其齡漸く長じ、父の箕裘を襲ぎ國政を握るに堪ゆ可き年に及べり。故に公方は復太閤初死の時の如く心を安んずること能はず、而して既に奪ひたる天下を再び秀頼に付するを欲せず、偽計を以て之れを我が世子に傳へんとし、千六百十五年の初めに於て秀頼と戦端を開きたり。公方は是れより前き已に不意に大坂城を襲はんと種々の計策を施すと雖も、秀頼の母は聰明剛膽の女なれば、戦端を開くをも厭はず、公方の計を看破し、悉く之れを行はしめず。左に記する所に因て、公方の師を興す辭柄を見る可し。

公方は秀頼をして父太閤の遺物たる財貨を消費し軍備を缺乏せしむる爲め、之れに高大無量なる大佛堂を建立するを勸諭せしことは前に記載せしが如し。其堂落成するに及で秀頼は千六百十四年の歳暮に大祭を行はんと欲す。此大祭の事を聞き京都に來集する佛僧の數三千人に上り、堂は京都の内に在るを以て、秀頼も亦將さに自ら京都に至らんとす。然るに公方兵を徴し其不在に乗じ大坂城を襲撃するの策ありけるを秀頼は覺知して、大祭を行ふの期日を延べたり。

公方は計略の行はれざるを以て憂鬱を抱き、遂に大阪城を攻んと志を決し、且大阪城の諸將を反せしめ己れの旗下に合せしめんとし、嘗て恩義を施したるイチノカミ市正と稱する大阪の奉行を徵召し、之れを詰るに、其主秀頼大佛堂に寄附せんが爲め非常なる大鐘を鑄造し、之れに公方を毀害し、榮譽を損すべき文字を彫刻したるを以てし、其後イチノカミを別室に誘引して、大阪城を陥れ、天下を己れの世子に傳へんとするの密事を明言し、爲めに力を盡さんことを乞ひ、又秀頼に反するとも其身に於て更に損害を來すの恐れ無きのみならず、己れ能く其志を達するを得ば、之れに領地を加増し、一大諸侯と爲すべしと誓約しけるに、イチノカミは公方と同く性質狡猾なれば、大阪城及び秀頼を公方に付すべきを約し、然る後ち大阪に歸り、秀頼は大佛堂の大鐘上に公方の榮譽を損傷する文字を彫刻せしめ、之れが爲め公方の憤を招きたりと各地に布言し、又屢之れを口述するを以て、諸人も之れを疑ひ強めて其件を搜索し、終にイチノカミの公方と隱密の關係あるを發覺して之れを捕へんとするに因り、イチノカミは已むことを得ず大阪を脱し身を公方に託したり。爰に於て公方の隱謀著明なるを以て、秀頼は軍備を爲し、城を固め、嘗て父の太閤に勤仕したる各地の將校を徵召せり。此將校の内に公方の曾て追放したる基督信者も多く加はりたり。

此際反者イチノカミは方今大阪城中に軍備なく兵員不足するを以て、之れを圍まば容易に勝

利を得べしと公方に告るに由り、大阪城を奪ふの志ある公方は直に強兵を擧ぐると雖も、尙ほ其世子の軍の來會するを待ち、發程の時日遷延しければ、秀頼の軍備全く整頓するに至れり。偕て公方は二十萬の兵を率る大阪に至り、十二月を以て城を圍み、數回攻撃すると雖も、毎戦利あらざるに因り、常に慣用する所の偽計を設け、城中の人をして叛逆せしむるの方略を施せり。秀頼は早く之れを覺知し、城中に在る反間の首謀を縛せしめ、且公方の兵の次日夜に乗じ城に迫る策あるを探知し、伏兵を備へ、撃て大に之れを破れり。

秀頼と禍福を共にしたる勇武老練の城兵は此一戦に勝利を得るより、屢城を出で、常に恐怖を抱きたる圍城の軍を攻撃し、連戦利を得たり、故に公方は攻城の策盡きて退陣す。蓋嚴寒に堪ゆると能はず、兵卒の其隊を脱する者數多にして、戦死の兵員は三萬餘に及ぶと云ふ。公方は既に利を失ひしを以て諸將校も變心し、天下を掠奪したる老年の己れに従はんより、弱齡の秀頼に勤仕するの意を發せんを恐れ、終に和議を講せんと決す。

公方は使者を遣り講和の事を秀頼に議せしに、城中に於ても兵備漸く減じ、久しく守城の目的無く、殊に城中新入の將校は其心思を熟知せず、其忠否如何の疑あり、故に秀頼も和睦を望む所なれば速に諧議し、其條目は、公方兵を解き、向後秀頼に對し兵を起さず、信義を守り、永久親睦を表するを以てし、秀頼の城は從來之れを繞る三湟ありしを、今其二湟を埋む可きを

以てせり。日本に於ては一旦戰鬪起り兩軍勝敗を決せずして鎮靜すること甚だ稀れなる風習なれども、是れは公方の意たる、暫く秀頼の兵を散せしめ、湟を埋め、城中防禦の備へ無き時に乘じ再び襲撃せんと欲すればなり。故に此和議は久しく連續すること能はず。

秀頼は居常公方を疑懼し、公方は前年の戦に敗を取るの恥辱を受け、方今唯一湟を存したる大阪城を陥れんと欲し、和議諧ふと雖も忽ち其約を破り、兩軍互ひに兵備を爲し、各二十萬の兵を有せり。然るに公方は總兵を集むると難も、前次の圍城に敗を取りしこと、及び嗣君秀頼天下を襲ぐの正統なること、に因り、時勢の然らしむる所なるか、諸軍熱心して秀頼の旗下に屬するもの多し、故に其勢又振ふ。秀頼は公方の兵をして陣を設け糧を供給するに不便ならしめんが爲め、繁榮なる堺の市街並に大阪の周圍十里内の城塞村落に至るまで悉く之を灰燼と爲し、又千餘の寺院及び佛僧の居所をも破滅せり。此れに由て嘗て基督寺院二十餘所を焼失したる讐を今日に於て報ゆることを得たり。

秀頼の軍は兵員過多にして悉く大阪城内及び市街に居ること能はず、之れに因りて秀頼は兵を郭外に出し、公方の陣に相對せしむ。故に一時に戰鬪し、數萬の兵互ひに攻撃することを得て、秀頼の軍利を得ること多し。蓋此役は天下を争ふの勢なれば、前代未曾有の劇戦にして、一日秀頼の前軍公方の先陣を破り、終に公方を敗斃せしめて、勝利全く秀頼に歸せんとす。此

に於て公方は前軍の敗走するを見て大に失望し、老年の身にして青年の秀頼の囚虜となるに至らんことを懼れ、左右の將士に命するに、若し全軍敗北するに及ばば、汝等余を刎首す可きを以てせり。

公方の兵は既に敗績の勢なりしに、忽ち意外の事よりして勝敗地を換ふるに至れり。是れ以て上帝の欲する所、固より人意の表に出るを見るべし、今其顛末を説き出す可し。茲に秀頼の裨將にサナダ眞田とのと云ふ人あり、敵兵の敗るゝに際し秀頼は其母と共に宮中に籠居せしに、サナダ眞田とのは秀頼の近侍に介し上言せしめけるは、今敵兵既に敗れ全勝を得べし、速に戰場に出馬ありて戦勝の慶賀を受くべしと。秀頼之を聞て欣悦に堪へず、少年血氣の大將なれば、忽ち馬に跨り鞭を鳴らして戰場に臨まれたり。

城中に於ては秀頼出陣するとき一個の老將あり、忽ち城の四隅と宮殿に火を放ちける。抑も此老將は平素秀頼が其同年輩の少者を恩遇すること己れに過るを怨み(或は云ふ此者公方の賄賂を得ると)、此放火を爲したるなり。因て我兵狼狽するに乘じ、敵は益勢を得ければ、秀頼此火を見て急に歸りて母を救ひ、所有の珍寶を取出し、兵卒は忽ち逃亡せり。此に於て公方の兵は逃者を追撃し、斬獲極て多し。

此戦に兩軍の死亡十萬人に超ゆ。此時ゼジュウイ師父兩名現に大阪に在り、已に生命をも

失はんとする危厄に逢ひ、一人は衣服を奪はれ裸體となり、僅かに年老なると外國の人なるとの故を以て、命を全ふするを得たり。此人の記文に據るに、戰場を逃れ去る路程三里間(日本里數)一面に死體累積し、其上を歩するを以て却て平坦を覺ふと云へり。又一人の師父は兵火を避け足力を極むと雖も人家を見ず、已むを得ず蘆葦の繁茂したる池中に入り休憩せんとするに、此所に既に難を避くる宗徒あり、師父は其懺悔を聞き、一人の異宗人に洗禮を授けて一夜を過ぎ、翌朝勝に誇る軍兵に出會し、衣服を奪はれ、僅かに襯衣を残せりと云ふ。

秀頼の蹤跡は人其如何を知る者なし。一説には城陥るの際害に遇へりと云ひ、一説には母と妻とを伴ひ邊隅の一大諸侯に寄寓し、兵を募り再舉を謀ると云ひて一定せず。此一事は姑く之を置き、茲に前條を續記すべし。ゼジュウイのトリゴ師の著述せしトリヨンフデマルテイル・デユ・ジャボンと號せる書(支那に航せんとしてゴアを經て遂に日本に至るの紀行)に此戦争の事を記述する所予の記と小異同あり。其書には日本より歐羅巴洲に達せし書翰に據るに、初め城中に火を放ち、次ぎに市街を焼くと云ひ、其他も亦小差異あり。

此大戦の後公方は敵を滅し、其身天下を掌握し、諸侯を率ひ都に回り示令して曰く、誰人を論せず秀頼を生擒し或は死體を得る者、又其從類の首級を携へ出づる者は格別の報賞を與ふべしと。

茲に大に公方の意に適せしは、秀頼の嗣子齡僅かに七歳なる者を捕へ出せしことなり。公方は只管國內禍亂の根本を絶ち、太平を世子に傳へんことを思慮し、此七歳なる幼兒を都の大街に徇へ、而して後ち其首を刎たり。一説には此幼兒死に就くの前公方の不信實を責め、其祖父に誓言せしを破りしと再度其罪を責めたりと。

公方は此幼兒を殺し尙ほ壓かず、敵人は貴賤を論せず誅戮し、以て其國民の反逆する者の戒となし、且畿内に在る所の諸城塞を破却し、堺の市街を再造せしめ、而して彼の太閤が無量の金銀を費やして築造せし大阪城を破毀せしめ、然る後兵を解散し、其身は駿河に退き、其子の將軍は江戸城に住居せり。此不良なる君主は永く勝利の幸福を享る能はず、初め千六百十五年六月一日に於て國柄を掌握し、千六百十六年三月八日長逝し、其子に遺言して云く、汝宜く諸侯を善遇し、宜く民を愛すべしと。蓋此君主の死するに當て、其榮譽は豫め記せし所の外に出づ。國を争ふに當りてや天人の法を罔し至らざる所なく、遺託を受くる孤子を害し、其國を奪ひ、八十年來漸く熾にして消滅せんとすれども能はざる基督宗徒を暴虐の業火に附し、其毒焰を煽揚するに至りしは、實に此人に在りと云ふべし。

公方の世子統を繼ぎ世を治めし事蹟を記するの前に、教會隆興の景況を述べざるべからず。太閤千五百九十八年(我慶長三年)に於て世を去りし後、千六百十四年(我慶長十九年大坂落城の前年)に至る十四年間

基督教の師父及び教徒は悉く日本より放流せられしに、ゼジュウイの師父は此際四萬人へ洗禮を施せしは實に賞譽すべし。最初の三年間は宗教の虐遇最も烈し、故に宗徒の信心甚だ動搖し易きの時に當りて、尙ほ一萬五千人に洗禮を施すは、最も勉強と云ふべきなり。

之れに次で賞譽すべきは、上帝恩祐の力と我が宗教の爲めに殉教するを甘せし宗徒の良善なることなり。耶蘇教徒を困厄すべき風説の起るや、宗徒は直に殉教を期せしのみならず、速かに刑場に赴き死刑の數に加はらんことを希望せり。其身死に處せらるゝを聞けば喜悅して眉を揚げ、助命の事を聞けば悲哀して哭泣す。中に就て兵仗を執り敵に向ひ死を輕んずる武士にして覇主の令に従ふを屑とせざるのみならず、深閨に養はれ輕衣も體に堪へざる如きの貴婦人、或は執袴膏梁の子弟にして亦此心を同ふするは、尤も奇となす可きなり。

基督の流血淋漓として宗徒に滴り、信心最厚き者は青責を忍耐し、暴君を嗤嘲し、之をして能く己の氣力勇剛を驚愕せしむるに至り、其誠意感徹して、天主は屢々火の之れを焚燒し、獸の之れを呑唾するを支ゆる奇異あるに由て、宗教を保續振興するを得る者あり。然るに日本の信者は此の如く強盛なる輔祐を得ざるも、亦能く刑罰に堪へ、宗教を保護し、能く戰鬥(人主の格責に抗する)する者あるは、唯其丹誠に由るのみ。而して斯の丹誠も或は佛僧等の妨礙に因て挫かれ或は國內に蟠結せる疑惑に因て挫かれ、或は人民の初生より乳汁と共に吸収し且其祖先より相

傳へし迷誤に因て挫かれ、或は同輩の之れを惡む者甚だ衆多なるに因て挫かれ、或は信者の免るゝ能はざるは家財沒收、放流、饑餓、死刑及び其父母、兄弟、姉妹、兒童等の坐死を恐懼するが爲めに挫かる。此の如き時に際し、何人能く天主の寺堂に於て其奇異の髣髴たるを見る者有るや。

若し人余に天主は何を以て此末世に於ては其初めに於ける如く奇異を現せざるやと問はば、余之れに答へて謂ふべし、サン・フランソワ・サウキエー師の日本に在る間は最も大なる者を現はせり、後世に在て天主の奇異を現す者は皆な傳教師の手を以てす、然りと雖も死者能く蘇するに非れば明白なるを得ず、天主既に之れを天法に歸し、其權力を天事に止め、所謂奇異の復た世に現せざる時なれば、此史に記載せざるなり。

余又之れに加へて謂ふ、夫れ天主は正理の缺乏を補充するに非るよりは奇異を現はさず、而して傳教師の日本に在る者皆博學にして深く正理の精蘊を窮むれば、縦令神異を用ひざるも、其我が宗教の眞を説くに難きこと無かる可し。

此に人あり、未開野蠻の國に於て己れの信心を立んとして聖道を保護するを志せば、余は日本を教化することに關して、サン・オギュスタン師の言を以て證すべし。傳教師たる者若し此世を教化する爲めに其信する所の奇異を見せば、天主は敢て其虛妄なるを保證する能はず、故に

曾て貧窶の漁者怪を爲さずして佛教を排斥し世俗を教化せしは、奇異の大なる者之れに過ぐる莫しと。此説は愚を以て之れを見れば、日本の教化の事に奇異あるを表せんが爲めにも亦功有るに似たり、其故は縦令天は異變を爲さざるも、教師等は日本人の爲めに嫌忌賤惡せられ、諸人の助を剝脱せられ、僅に窮乏人の有する如き器具を存するより外一物無くして其國內に進入し、通辯者或は乞兒の類に非れば敢て之れと説話する者なく、且驕傲彼れの如く、鋭敏彼れの如く、狡黠彼れの如くにして基督教諸般の事を仇視する人民に對し、怪異を用ひずして能く之を諭導せし者は天主の力なり。蓋天主は天命を受け六合を制御し、教師は僅に麩餅一塊を食して其身を苦しめ、雷に一時に於て此の如き眞理を説くのみならず、夫の未開の國に於て其人民未だ曾て聞かざる所の新教を授け舊習を絶つに切にして、奉教人の激烈強盛なる者有れば之れを守護し、爲めに財を抛ち百事を辨し、之をして其國の大人を賤しめ、其郷土を放逐せらるゝを甘じ、毅然として身體を暴君の虐責に任すと恰も饗宴に臨んで飢を忍ぶ者の如く（未來の幸福を待て一時の苦を忍ぶに譬ふ）遂に國君に克たんと志さしむるに至るを得るは、豈に之れ奇異の大なる者と謂はざるを得んや。是れ余が信教者の老少種屬の別無く佛徒の攻撃壓制に堪へ、宗教の爲めに信誓の苦を受くる者を并せて謂ふなり。抑人皆奇異を稱して何物と爲す。果して是れ無しとするか、或は天然に成る物とするか、造花の工能く死者を再生せしむるか、又己れ一たび死し再生する者に非れば之れ

を信せざるか、斯の如き疑團は姑く之れを含き、吾輩は天道の樞機に因て人生の教會を制御せる天主の測る可からざる靈妙に注意すべし。余が斯の史編を觀て、西班牙の按針者（ポロト）の虚妄と異教者の姦計とに因て、日本天主堂の毀絶するに到る殘暴の態を知る可きなり。

此れより先き世人未だ秀頼捷を得るか、或は公方勝を得て宗教の爲めに許多の希望す可きこと有るかを知らず、因て基督教徒は秀頼の愛憐を望むも亦理無きに非ず。秀頼は平時此等を大阪に住せしめ、又基督教を講習することを禁せざるのみならず、宗教の諸名士を其軍中に加へ、殊にオカシカモン（明石掃部）は衆を指揮する三大將の一となりたれば、若し戦勝を得ば勤勞を賞し、之れをして其宗教を奉ずるを得せしむべきを信せり。然るに秀頼の母（淀君）は最も執迷の婦女なれば、或人之れに説き、世上に於て人の榮辱を掌握する者と尊崇せられ、且永く其位に安んずるを得せしむる者は、日本に於て奉ずる神の外他なしと謂ひし者あり。因て秀頼も此愚見に惑亂せられ己れの奉幣せざる者は偽神と爲し、一も之れを存せず、且己れ日本帝國太平の主君たるを得るときは基督教徒と戦ふことを忘れざるの信義を表し、基督の禮拜堂を建てざるに至り、其父太閤が神列に入り武神の尊號を受くるに及で、日本國中第一壯麗なる廟宇を建立せしは、殆ど其惑を表するに足れりと謂ふ可し。是に至て秀頼の其父に奉ずる光榮は實に惡む可き者にして、終に基督教を敬仰するの心無く、諸臣中の教徒を賤しめ、之を忌むこと甚しきに至れり。

公方及び新將軍を以て秀頼に比するに、其後來基督教の昌盛を望む可きこと更に少し。公方は敵將の一人基督宗徒なるを知り之れを殺さんと搜索し、且基督宗徒の秀頼に黨し、十字徽章の旗下に戦闘せしを知り、此兵士等の諸教師及び宗徒を大阪に迎へ懺悔を聴かしめしを聞知せしに因り、公方若し勝利を得る時は必之れに報ゆることあるは推て知るべく、又其子新將軍の基督教徒に抗するは其父よりも激烈なり、此諸因あるを以て宗徒をして心に廢宗を危み、且兩黨(徳川豊臣兩氏を指す)中何れに従ふ可きやを疑はしめしたり。然りと雖も世上の宗敵中未だ新將軍の如き狂暴殘刻なる者有らず、寧ろ秀頼の恃む可きを知る可し。

大阪の役を畢り一年を経て公方薨するに至るまで、人敢て基督宗の事を以て政府に説く者あらず。何となれば諸貴人大故に遭遇し、専ら其身の得喪を思慮し、毫も外務に従事せざる故なり。因て其後三月間基督宗徒も安息するを得たりしに、千六百十六年第九月葡萄牙船ゼシユイ一宗徒二名、他宗の者二名、合せて四名を載せ、マラッカに於て暴風に會し、日本海岸に漂着するに及で、或人之を將軍に報知しければ、將軍は疑懼すると雖も其停泊を許容し、又適く西班牙の船二艘サン・フランソワ一宗徒二十四人、他宗の者二人を載せ薩摩に到るを以て、將軍は斷然從來の法令を改め、其國主に令し、葡萄牙、西班牙、英吉利、阿蘭の諸船長崎平戸二港に停泊するを禁せしむるに至れり。此諸港は元來特別に入港を許されたれども、斯年の末に至り將軍再び

令を布き、長崎及び各地の人民宗派を問はず諸教師を其家に留ることを禁じ、之れに違ふ者は皆に其本犯死刑を蒙るのみならず、隣保十數戸も亦罪に坐せらるゝに至ると云ふ。

此の如く嚴刻なる法令有りと雖も、猶ゼシユイ派の教師三十人日本に滞在して、將軍繼統の初年洗禮を授くること小兒を除き凡そ二千九百人に及べり。歐羅巴人は容貌言語日本人と辨別し易く發覺の危難有れども、其の業に勉むること此の如し。爰に長崎に於ては其中の七人と日本の教徒四名有りて、常に基督宗徒を保庇せんとし、市街と郭外を諸區に分てり、然れども夜中に非れば他出を得ず。此宗徒の書簡を觀て以て其状態作用を知るべし。

一人の書に曰く、僕の居所は唯一小室にして、僅に出入の戸と小窓より日光を見るのみ、六十日間此中に閉居し、甚だ暑氣に苦み、因て此を出るより今僅に六日を送れり、他に潜伏す可き處無し、故に不日舊居に返るべし。

他の一人の書に曰く、僕は今年三たび豊後の小倉に到り、屢々生命を失はんとするの危難に罹れり、夜は他出して刻苦步行し、晝は懺悔を聴き、日光を見ざる茅舎の中に棲み、暑寒飢渴生來未だ曾て經ざるの苦に耐忍す、加之數回疾病に罹り、且夜中の出行は嶮山を歴て蹉跌し、足を破り、顔を傷け、流血淋漓たるに至れり。

又一人の書に曰く、僕は暗黒なる處に閉居す、故に聖書を誦せんと欲せば、戸隙の微明に近

づかざるを得ず、且其小舎は茅屋にして濕氣甚し、因て忽ち激症の肋骨病を受け、起立坐臥の自由を得る能はざるに至る、又僕の寓居主人は僕を安居せしめんとして、佛徒の奴隸と噪暴なる子とに僕を寓居せしめたることを漏さず、故に此輩は僕と同伴の一人と共に其家に寓すること知らず、主人は密に僕等を食堂に遣るを以て、或は甚だ時を過して食すること有り、抑僕等の常食は鹽水を以て調和したる贖肉少許のみ、若し歡を表して附益するときは些少の鹽魚なり又懺悔を聽く爲め他處に往んと欲すれば、夜中衆人の睡るに及で家を出で、或は日出に至るまで奔走せしこと有り、此際僕暴害を蒙る時は、常に我が側に在す所の天主我が心魂を快からしめ、元氣身體に充溢し、前日僕の身體に受けし痛所及び他の諸病も、皆日ならずして全癒するに至れり。

又一人の述ぶる所も大抵上に同じ、曰く、僕等は甚戒慎して爰に消光すること久し、常に他人の己が潜居を知らんことを恐れ、穴隙より入れ與へし所の食米些少を得るのみ、又僕は甚だ狹隘にして纒かに身を容る可き所に寓す、此の如き患難中に在れども、幸に安全にして病を生ぜざりし。

余別に善良なる宗徒の書を得たり、其書に、人若し放流せられたる宗徒を己れの家に誘へば己れも亦生命と財貨とを失ふ危難有り、故に此輩も同く發露の恐れ有るべきを記し、又其長老

の最も高年なる者基督宗徒を保護せんと欲し、微服して擔夫に擬し、其年齢に稱はざる巨物を負擔し、夜に乗じて市街に入り來るを見たり、此老人が宗徒を救助する爲め、此の如く身を屈したる恩愛と恭謙を感悦せざる者なしと記せり。

教師等は寓居主人の爲めに憂懼すること我が身よりも甚しく、主人も亦己れの身より教師の爲めに憂懼せり。爰に豊後侯の夫人ゼシューイー師長に與へし書簡あり、曰く、或人ミヤコより我が公に呈書して云ふ、教會長は捕縛せられしを以て、人皆な謂ふ、此地に在る者を長崎に遣送すべしと、然れども良人伊豫守は縦令政府の壓制暴厲を極るも、一人の教師たりとも彼の地に退かしめば、平生の志に背くと答へたり、或は我れの讎敵此事を許かんと力を盡せば、我れも亦注意して深く之れを隠蔽す可し、萬一發露するに至れば、我は全く素願を果すを得て、信教の爲めに生命を委ね、善良なる教師と共に死するのみ、我れは教師等と共に其身を犠牲にするは畢竟天主の厚恩に報するなり、足下若し教師等を召さんとせば、我れ亦之れに抗抵すべし、然る所以は、若しミヤコに危難有れば、長崎も亦無しとせず、因て我れの國に非るよりは之れを保庇するを得ざればなりと。

余又此類の意を述る數書を藏す、其書は宗徒が基督の爲めに死を致す志願と、傳教師に深く歸依せしことゝを觀るに足れりと雖も、此史を續記する爲めに茲に之れを略せり。

千六百十六年ポール・タラスケと稱する信教人あり、山城國の人にして肥前國に住居せり。最後の布令後は斯人も其信心を廢せざるべからざるに、猶之を守れるに因り、其朋友爲めに背教を證するの書を作り、其手を執り強て之れに印を捺せしむ。此に於てポールは甚だ哀痛し、晝夜睡らず。其時官吏一小書を齎し謂て曰く、此書は汝が撰ぶ所の佛僧の名を載せず、又汝が奉ずる所の宗法を用ひず、故に別書を綴るべしと。因てポールは此書の謬誤を改正すべき好機會を得て、之れは他人の爲せし所なるを證言せんが爲め、守令の許に往き面謁し、然る後斬罪に處せられんと心に期し、己れは基督信者なり、身血を以て丹誠の心を表せんと欲すと謂ひ、其小書を取り之れを寸裂せり。

是に於て守令は其爲す所を見て、捕卒に之れを縛せしめ獄に下せり。ポールは死に就て其罪業を天主に贖んと欲し、細繩を守卒に求め、平生每宵爲せし所の務を終り、翌朝に至り朋友五人に別を叙し、遺書して曰く、

余は生命を我が教主基督の名譽の爲めに致すの情願甚だ切なるを以て此獄に繋がる、故に死刑に處せられ天主に恩を謝するを得ば、恰も多福を身に得るが如くなるべし、因て誠心を以て足下等に請願す、足下等守令に奨勵し、余をして殉教の恩恵を得せしめんことを、第九月十五日

此夕官吏獄に來り、告ぐるに死に就くべきを以てせり。ポールは之れを聞て大に喜び、其身を以て宗旨に殉ずるの證を惠與せられんことを請ふ。官吏答ふるに、是は己れの權内に在らず、然れども斬に處するの罪狀は復改むること有る可からずと告げたり。是に於てポールは甚満足し獄を出で、欣然として刑場に到り、跪ぎて基督とマリーの聖號を誦し、其頸を延べ戮に就く、時に享年三十三歳なり。

此他基督宗徒の死刑に處せらる者あり、然れども其朋友等此人の信誠なる榮名を傳へず。此人は原佛僧なれども聖教の書に従事し、常に天主の榮名を欽慕し、機會を得て長崎に來るや、基督宗徒の誠信恭謙なるを見て大に感服し、之れを學ばしと欲して聖教の眞意を窮め、洗禮を受くるに至れり。其歸郷せるに及では佛僧の状態を脱却し、身を以て我が教主基督の事務に奉せり。此時に當て政府の壓制益甚しく、或人此人の佛僧にして偶像を設けざるを見て、之れに問ふに基督宗徒なるや否やを以てす。此の時直に答て曰く、余は未だ基督宗徒の名を取るに足らず、然れども余が懺悔は即ち是れにして、死に至るまで猶是れなりと守令に白す可しと。其後幾くもなく或人此事を訴へければ、守令は此信者を死刑に處せしと云ふ。

又新に洗禮を受くる者あり、己れを捕る者來ると聞き、自ら監官の前に到り、之れを其家に誘ひ厚く饗待しければ、監官は其厚意に感じて曰く、余守令に白するに汝は遁逃せしを以てす

べし、宜く速に此地を退避すべしと。答て曰く、余は信教の爲めに死を致すべき機会を得て之れを通るゝは天主の悦ぶ所に非ず、請ふ法令に従ふべし、余は足下に従行するを期すと。是に於て監守等は深く其決心に感じ、自ら之れを捕ふるに忍びず、去て守令に謁し此狀を陳請懇願し、既に定る所の死刑を停むるに至れり。是聖教の徒をして悲しましめ、信佛者をして喜ばしむる所なり。

日本政府は基督宗徒を死刑に處し、歐羅巴教師を放逐するを以て快とすれども、天主は威靈を輝し、今茲千六百十六年兩派の教師に信誓を致し、獨立するを得せしめたり。此教師は此の如き世界の偏隅に来て志を達せし者なり。又日本に於て人心を感動せしめ、教導に勉勵する宗門四派あり、サン・オーギュスタンとし、サン・フランソワとし、サンドミニックとし、ゼジュウ

イーとす。今此に信誓の名譽を輝かさん爲め各宗の事を擧ぐ、下文に於て之を觀るべし。

師長の居所既に發露せし後は、諸派の教師及び日本教師の長崎に潜伏する者も皆師長の指揮を得ざれども、猶ほ宗教の旨趣を固守するを以て、宗徒に加ふる虐政を増加せり。宗徒は互に黨派を結び、恰もサン・ポールの浩歎せし時の如く、或はアポロー(名神)に於てし、ペール(名傳教)に於てし、ポール(名人)に於てすべしと相議せり。抑教師の黨派は其徒の黨派に比すれば甚だ危難なりとす。甲の説は時宜に従ふを以て可とし、若し禍難に際し海を越へて遁逃すれば、其信心

に關し羣生に關し宜きを得ると云ふべからず、因て大抵は政府の意に従順すべしと謂ひ、之に反して乙は神聖に固着して、信心の爲めに生命を愛惜すべからず、遁逃する者は怯懦なり、隱匿する者は憂患あり、時勢に辟易するは不義なり、若し信教徒を苦慮するに會せば敢て退避す可からず、且傳教師たる者之に答ふるには、宜く曾て其說教を拒みたる師長に答へし所の言を以てすべし、人の制御を受けて之れに従ふ者に非すと謂へり。

教師の心情二途に分れ、此の如く相反す、故に乙は公然教務に従事し、肯て隱匿せず、甲は夜中に非れば敢て他出せず、密に其業を行へり。然るに其事忽ち發覺し、將軍は長崎に住する教師等政府の禁する所を犯し其宗教を公行する者あるを聞知し、幾くも無くドム・バルテルミーの孫大村國主に其徒を搜索して之れを捕縛す可しと命じたり。國主は此事を行ふに全く長崎の官吏をして知らしめず、隱密に之れを施さんことを欲すれども、終に其意の如くなる能はず。從來大村は基督宗徒多數の地なれば、宗徒に對し若し他人より其市邑に基督宗徒有りや否やと問ふ者有れば、如何に答ふべきやと深く慮り、事情を探討して、ゼジュウイー宗徒の住居する郡邑に至り之れに論すに、即今長崎の地は既に教徒あらざるを證せんとす、故に出帆する船に若干人を乗らしめ支那に遣り、其餘は鄰邑に散在せしめんことを以てせしに、教長は其論す所を許し、諸宗徒も亦其例に従へり。因て國主は一人の教徒を發出するを得ず、却て搜索に苦慮せ

り。其故は國主の父及び祖父は實に基督宗徒にして、己れも現に其子なれば、世人必疑て密に基督宗徒に黨すとなきんを憚り、且つ政府も怠惰不忠を以て責る有らんことを畏れ、縱令一人たりとも許き出さざるを得ざればなり。

セジュウイ師長を長崎より退去せしめし後も、猶ほ日本國內に散在せる者の中に、ペール・チヨアン・バプチスト・マシヤードと稱する教師あり。テルセル(ポルトガルの屬地アト)の人にして、千六百十七年四月長崎より五島に到れり。其方さに上陸せしや、官吏は政府の命を輕侮する者とし之を獄に下さんと圖れり。時に或人之れを聞き師父に報知し、此地に於ては必逮捕せられ危難に罹るべし、宜く去て大村に行くべしと忠告すれば、師父は其進退を神に祈請し、其後己れは固より恭順を以て此地に至るなれば、縦ひ生命を失ふとも五島を去るべからざることを決せり。其同伴にレオンと稱する少年あり、師父に隨從するの許可を得るに至るまで護卒の側に居り、終に師父と共に死せんと同く獄に囚はれたり。

其後ペール・チヨアン師を大村に轉送するに際し、風潮の便を失ひ、已むを得ず二日間カノコ一港に停泊せり。此地に於ては法官たる者自ら懺悔し、且報恩祭を行ふを許可せり。因て師父は之れに極て善良なる事を語り、己れは七歳より日本語を學び説教せんとするの志を發し、遂に天主の厚庇に因り、其志願を達せりと謂へり。既に船に乗るに及で、護卒に己れを縛せんこ

とを請へども、護卒は必しも然るを要せずと答へ、之れを縛せざりし。

師父は既に大村の城市に到りければ、夜中之れを獄に下せり。適ふサン・フランソワ派のフレール・ビエール師も亦獄中に在りて傍人の言を聞き、己れ必刑に處せらるべきを察し、天主に祈請せんと跪坐せしに、チヨアン師を見て大に驚き、相抱き涙を流し、天主に良朋の輔祐を賜ひ日々を消するを得ることを謝せり。是に於て兩師は五十日辰(バーク後第五)より三身祭(五十日後第一日曜)の後の月曜日に至る迄は、身血祭(基督の體血を奠する祭)を祝するの禮を得たり。

ペール・チヨアン師の書翰三通を得たり、其冗長にして厭ふべきを避け、唯教會宗徒に與へし第三の書を此に記載す、曰く、

余は五島に於て一人の懺悔者に免罪狀を與んと祈請せし時、捕縛に就き、即ち法官の前に至り、之れに告ぐるに天主は即今余を其口中に入る、ことを以てす(天主に愛護せ)、既にして大村に拘引せられ獄に下されければ、天主に祈るに難事に忍耐することを以てし、滿胸の誠意を盡して曰く、願くば余を恵み、余の敢て期せざる所の事を遂げしめよ、尊貴の天父に誓約す、余は日本國の宗徒及び諸邦の教師と共に余の状態を變せざることを、余や未だ曾て今日の如く十分喜悅せしこと有らず、未だ曾て此の如く心魂の憂慮を脱せしこと有らず、希くは余が爲す所と忍ぶ所を褒賞せられんことを、夫れ余の基督教會の宗徒と爲り其職業を成就するを

得るは蓋今時にある可し、然る所以は、余救世主の教法を急に施行せんとせしを以て獄中に在ればなり

抑此書は吾儕をしてサン・ボールの謂ふ所を感せしむるに足れり。其言に曰く、吾儕は己れの弱き所を知るに非れば敢て強き能はず、人世の歡樂を缺くに非れば敢て天上の快樂を得る能はず、然る所以は、此の如くにして始て神力神樂を受くるを得ればなり。

三身祭の後の月曜日に當り、或人兩師に其死刑に處せらる可きを告知しければ、兩師は歡喜に堪えず、アサンシヨンのペール・フレール・ビエール師は獄に下さるゝ後、唯日夜天主に此恩恵を祈願し、今始めて其望を達するを得れば、天主の賜與せる厚德を深謝すと謂へり。又ペール・チヨアン・バファチスト・マシャード師は其生時三日の慶福を全成せしを歡喜せり、即ち第一日は始て教會に入りし日なり、第二日は其捕縛せられし日なり、第三日は人の其死刑を告げし日なり。

チヨアン、ビエール兩師は死日に至て數語を書し、師長に呈して曰く、余は殉教を得る喜報を得たり、教主基督を慕ふて死するを以て慶福を全ふすべし、余の賤劣にして此恩恵を施されしを深謝す

其の日の暮るに及で大村國主は兩師に食を賜ひければ、兩師謝して曰く、僕等復た食養を要せ

ず、今將に大饗に飽かんとす(天堂に詣り神饗を受くる事云ふ)と。因て相共に懺悔を行ひ、且神聖の祝辭を誦せり。其後人來りて之を城市を距る半里許の刑場に導きければ、兩師は基督の磔刑(フック)に處せらるゝ、肖像を手にし、無數の従行者を勵ますに信心の事を以てし、一人毎に低聲教誨しければ、宗徒は皆泣涕嗟歎し、之れを聴くに忍びず。

既に刑場に至るに及で、フレール・ビエール師は宗徒に向ひ最も感ず可き説教を爲すと雖も、時間久しきを得ず、且刑官等之れを聴くを厭ふ、故に之れを傍觀せる所のペール・チヨアン・バファチスト師は手を以て示し之れを罷めしめ、其後兩師相抱ひて衆宗徒に訣別し、又互に永訣して悟り易からざるの妙理を語り、跪坐して天に向ひ手を舉げ頸を延べ、ビエール師は唯一刀にして斬首せらるれども、チヨアン師は削手の二たび刀を誤るに逢ひ、未だ死に至らざるを以て、自ら起ち更に跪坐し、第三の刀を受け、殉教の榮を得たり。是に於て基督宗徒は其死を觀て皆號哭し、佛者をして感せしむるに至れり。其後此輩群聚して其遺體を奪んとしたりと云ふ。

レオンは兩師被刑の場に至り、己れ死を共にする能はざるを遺憾としければ、忽ち人有り、之れを縛して獄に下せり。時に一人の監獄者罵て曰く、汝は甘んじて獄に入り死を希ふの情、他人の生を好むが如しと。然るに此語に因て護卒は却て之れを遇すること稍寛にして、其縛繩も亦緊急ならざるを得たり。

此善良なる兩師殉教の事長崎に聞へしに由り、他派の教師も亦殉教を希ふ者二人あり。甲はサン・ドミニック派の師にして、其名をペール・アルフォンズ・ナワールと稱し、乙はサン・オーギュスタン派の師にして、ペール・フェルチナン・ズ・サン・チヨージェフと稱し、共に神聖の爲めに死せざるを得ずとす。然れども他人の倣ふ可からざる事を爲して其希望を遂げんと欲し、朋友に告別し、從來其身を韜晦する爲め服せし所の俗衣を脱し、宗派の服を服し、従行の宗徒許多を率ひ長崎を發して大村に到り、勝景の郊野を擇び、樹枝を以て禮拜堂の形を設け、此に於て身血祭と唱へ懺悔を聽き祭奠せり。

大村國主は前條に記すること、其己れを誹謗すること、を聞知し、之を捕へて獄に下さんとせり。二師は刑官の己れを捕へんとする者の前に出で、之れに食を供して後、欣然として共に船に乗り、大村城下の近島に誘はる。長崎の諸宗徒も亦二師の如く殉教の志願を發し、理官に白するに、政府の命に逆ひ二年間二師を其家に保庇したる事を以てし、且縦令ひ捕縛せられざるも、二師と同く死せざる可からざるを以てせり。

四日を経て後大村國主は夜中に船を備へ、之れに二師及びレオンを載せ、且ペール・スラス・サン・シヨノン師とペール・マシヤード師の屍を載せ送れり。是人民競ふて其墓に詣するを以てなり。既にして人の住す可からざる岩礁に到り、刑官は二師に刑死の準備をなすべき些少の時間を興

へり。是に於てレオンは二師の祈禱せる間、其心事を天主に陳述せん爲め其所を去りければ、二師は其勇氣を失ふを疑ひ、且信心を廢せんことを恐れ、之れを勵ましけるに、レオンは微笑して曰く、請ふ老爺よ、小子死を恐るゝかと疑ふ勿れ、小子の退きしは死を畏るゝに非らず、只老爺と死を共にするを得ざらんことを恐るゝなり、老爺は必第一に天國に到るべし、小子も亦之れに次で殉教するの福を得んと。然る後三人共に刎首せられ、其屍は他の殉教者二人（即ちペール・スラス・サン・シヨノン等）の屍と共に巨石を縛して海底に投せり。

此新殉教者の事諸方に傳播し、又他派の三教師も心を一にして同く榮譽を待んが爲め、故らに有馬に行きたり。此の徒は皆俗人の服を用ひたりと雖も、終に發露せざるを得ず、大村國主は之れを捕へんとして人を遣りければ、既に逃走して三日を経たり。然るに免るゝを得る者は僅かに一人にして、サン・フランソワ派の事務司ペール・アポリネール及びサン・ドミニック派のペール・トーマ・チユ・サン・エスプリーの二名は遂に捕縛せらる。又長崎に於ても市民十六七人を捕ふ、此輩は殉教者と爲らんと欲し、二師を其家に保庇せしと揚言せし者なり。余は此固信者の智愚を識らざれども、其信心の厚くして且壯烈なるは人の敢て疑はざる所なり。

長崎奉行ジフキオワの甥は基督宗徒の其黨の死を救んとして囚獄の邊に群集するを見て疑事を起さんことを畏れ、一夜審問するまねして囚人を邸内に召しければ、宗徒は其出るを大門

の前に待ちしに、竊に囚人を後門より出し、船に乘らしめ、海に航すること三里にして、盡く其頭を斬り、屍を海に投じ、其貨財を沒收し、妻子は奴隸とせり。此の如く殘虐の死刑を行へども基督宗徒の勇氣を挫く能はず、却て殉教の心を激發せしめしを以て、宗徒は奮然として之れを希求せざる者無し。從來基督宗徒は死を以て歡樂となし、眞信を得るを以て恩徳となせしに、暴君が此の如き刑戮を以て之れを威さんと主張したるは、其悦ぶ所を以て之れを攻むると謂ふ可し。

千六百七十七八年間慘刻を極めし有馬の地も暫く靜謐にして、ゼジュイー派の教師四人潜居して教會の爲めに力を盡すを得たり。蓋大村國主は此等の有馬に在るを知らざるか、若くは身親ら基督教を殘虐するを厭ふか、或は殘虐の威力は敢て宗徒の勇氣を挫する能はず、反て之れを激昂するを見て知らざる者の如くするかに外ならざるべし。

此風波稍靜かなるの後一事の記載すべき者あり、前年兵役に脅かされ無禮を蒙んとせしを以て林藪の間に退避せし基督宗の婦人等は家に歸り、其夫の肢刑せられたるを視て、大に厚信の夫あるを喜び、如何なる貞操を盡すべきやと深憂するに至れり。是れ夫の信心の爲めに受くる創痕に觸んことを憚り、且己れも共に榮譽を得んと希ひ、之を尊敬悦慕せしを以て、此の如き心事あるなり。

前條の事に反し、信心を廢し或は之れを隠せし爲めに恙無きを得たる者の妻は、夫を視て之れを惡み、同居を肯せず、其怯懦反覆の所業を罵り、且天主に報ゆべき信心を破る者と交る可からずと思慮して之れを棄絶せり。然るに背教者の中二百餘名は後に其過を悔悟せしを以て、再び禮拜堂に於て和合せし者あり。之れをして此の如く再び同居せしむるは、他の教徒多く心を勞せしに由るなり。

此背教人をして再び宗務に入らしむるは婦たる者の夫を罵言せしと、殉教人の血を瀧さし處に於て其死せし日に當り非常の光明を耀かしたるにあり。此事の眞實にして疑を容れざるは、人言の證左と日本より贈る所の書信とに因て之れを見るべく、而して是れ信教に躊躇する者の心を定め、酷責を畏れて教會を出る者を再び教會に入らしむる所以なり。

今茲千六百七十七年將軍は有馬の地を以て一大臣松倉マチュカラ倉ランゴ豊と稱する者に與へり。此人は其位望最も高く、日本大將中の一人たり。是に於て將軍は之れに基督宗徒を其封内に住せしむること勿れと命ずれども、此人は寛裕なる氣質にして、宗徒に慘刑を用ひず、唯信教を顯明にすること勿れ、否らざれば嚴刑を以て之れを處し、政府の意に適せざるを得ずと命じ、諸宗徒をして晏然生活せしめたり。是に於て前に大に基督宗徒を壓制せしフランスミッセル及び長崎奉行ジフキオワは共に罰を被り、甲は信心を廢し多く教徒を殺せし爲めに其邦を奪はれ、

乙は委任を受けて治御を妄にし非辜を殺せしも、以後政體に力を盡すの望を失へり。

肥後國に一大邑有り、基督教師の大村國主の暴虐に抗して天主に報する爲めに誠心を守りし處なり。最驚くべきは此に一教師あり、餘人の如く日本を放逐さるゝと雖も此地に隠匿し、宗教の讎敵の魁たる一佛僧を教導して忽ち信心の光明を發せしめ、遂に傳教師とならしめ、其説教を以て宗徒殉教の丹心を獎勵せしことなり。此新教師は貨財を收入するを職とし、此れに由りて守令の爲めに觀察せらる。守令は之れに大村國主に恭順して外國の宗教を棄絶すべきことを獎勵しければ、教師は傲壯なる言辭を以て答て曰く、請ふ諸君、日本中の最も賢明なる佛僧を集め余と論議せしめよ、彼れ若し能く余の問ふ所に答辯するを得ば、余は應さに再び佛宗に歸依すべしと雖も、若し彼れ等をして一語を發する能はざらしめば、余の奉ずる所の宗教の善なるを明察し、余の業をして自在ならしめよ、余は貴君等に非るよりは他に裁斷を仰がすと。

此言用ひられ、守令は教師を以て無學にして職業の外は他の事を識らざる者となし、國中に於て最も博學能辯と稱せらるゝ佛僧六十名を擇び、之れと舌戦せしめしに、其論冗長激烈なりと雖も、佛僧等は遂に一言を發する能はず、教師は判然勝を得ければ、佛僧等は一人に制せらるゝを慚恨し、再び之れに抗し、以て其敵を窘しめんと要して曰く、請ふ、空論より實際に求め、汝の宗教に於て奇異と主張することを以て吾輩に造化の力に優る一事を示す可し、然らば

則ち降服せんのみと。教師は答へて曰く、固より願ふ所なり、奇異の事は余應に二個を出し示すべし、然りと雖も六十人と一人を角すれば、其力必及ぶ可からず、故に余足下等の能はざる所の事を爲さば、之れを以て奇異となす可しと。

此言理有りといひ、此に於て教師の謂へるに、余は貨財妻子を視ること猶將軍の其國を視ると同じきは、謂はずして知る可し、余は余の奉ずる所の宗教の爲めに既に之れを棄つるを期するを以て、奇異の第一と觀る可し、人間は生命より貴き者はなし、然るに猶之れを棄つるを期し、信心を失ふより寧ろ生命を失ふを悦ぶは、奇異の第二と觀る可し、足下等は常に信奉する神の爲めに能く之れを爲すや、如何、且若し人あり、兵を率ゐて此に至らば、余は死を甘じて頭を授く可し、足下等も亦能く之れを授くるや否や。此論遂に佛僧等を挫き沈黙せしむるに至る。因て教師又曰く、請ふ足下等基督宗の誠に奇異なるを知る可し、余の宗教に於ては兒童と雖も猶ほ能く足下等の能はざる所を爲すなりと。是の時諸陪審者は大笑し、佛僧等は唯慚愧するのみ。教師は既に議論の勝を得しと雖も、此論光明なるを以て、却て守令等は其國に害を爲さんことを恐れ、數月間之れを放逐し、後再之れを召し其職に復せり。故に利慾の念を絶つは實に天地間に於て奇異の極と謂ふ可し。

或人余に告げて曰く、日本人は其信する所のカンノンを目視せんが爲め自ら海に投じ、且佛

體を載せたる車輪の下に壓死する者あり、故に此基督教師の論する所も亦要領を失ふと謂ふ可し、然らば則ち佛僧等議論の際何ぞ之れを説明せざるやと。然れども余は此説に服すること能はず。何となれば所謂海に投ずる者は不學無識の徒にして、此の如く死すれば、死して後ち幸福を得、大報を受け、大報を獲んと誤るの致す所なればなり。抑も日本に於ては其宗法を守らんとして虐死を忍ぶの佛僧無し。若し果して之れ有りとせば、此輩は其信心の爲めに多少死を致す者有る可し。夫れ我が宗教の誠を立る者の殉教するは枚舉す可からず、男女老幼貴賤の別無く、無雙の博學者と雖も、至理の存する所にして五官の感せざる幽遠の珍物(天地の大道を謂ふ)の外を顧みず、唯信心の爲めには欣然として最も忌畏すべき苦責に堪ゆる者あり。

教師は其争論せし佛僧の心情を察するに、已に舌戦に敗を取るも、其信心の爲めに身を致すの志氣無く、寧ろ神を棄るも其頭を喪ふに忍びざる者とす。是れ前文に教師が奇異を出すと言ふことを以て論せし所以なり。此談は茲に筆を止め、更に此史の前文を續記すべし。

チクゼンと稱する邦に險峻なる一山有り、基督教徒曾て十字架を其絶頂に建設し、**カレーム**筑前祭の間其地に至り信心を表し、甲は巨石を肩にし、乙は自ら撻ち、其血を路頭に灑ぎ、皆な裸跣にして歩行せり。禁教の時に及で此十字架を毀焼せられしに、千六百十六年神祭の土曜日に當て斯の山嶺に火有り、曾て焼滅したる十字架の如き者其中に出現し、美麗にして光明を發しけ

れば、基督教徒及び土人等一里餘を隔てし地より猶ほ分明に其最頭に在る記號の文字を認むるを得たり。此奇異は二時間の餘消滅せず、實に非常の信徴と謂ふ可く、是れ又新に基督教徒を攻撃するの人起り、無数の教徒犠牲となり、焼殺せらるべきの前兆ならんと、衆人評論せり。

將軍第二回の酷虐に因て貴家の教徒**ルイーソツタル**と云ふ者丹誠と勇氣とを顯せり。此人は先きに内府の將軍たりし時も暴厲を被りしと雖も、之れを今日の酷虐に比すれば殆ど遊戯に類せり。**ルイー**は此時從來の負債を償ひ、己れの貨財を整理し、平生の罪過を懺悔し、別を朋友に告げ、而して後捕縛に就き殉教を遂げんとして、自ら往て司刑官に面しければ、忽ち長崎に送らる。會々此地に其奉する所の**ゼジュイー**宗の教師有りしを以て、己れの就縛の事を書記せんことを請ふ。因て教師は其意に従ひ、**ルイー**の言を詳記せり。**ルイー**は平生宗敵の爲めに妨げらるれども、今死に臨で始めて其求むる所を得たり。此に教師の書する所を略記すること左の如し。

先月十一日即ち千六百十六年十月二十一日に當て、刑官は余の生國**クサン**に至り、嚴刑を加ふることを以て基督教徒を嚇し、宗教を棄絶すべきことを命せり。是に於て余は同日即ち金曜日に諸事を整へ、其翌日自ら往て刑官に面しけるに、刑官は徒に余が信心を廢せんことを勧め、之を聽かざるを以て、長き蒲蓆を以て余を包み、人の余を觀ることを得ざらしめ、之れを緊

束し、行人をして戯弄窘辱せしめんが爲め途上に露置す。因て晝より夜半に至るまで此の苦を受けたり。

翌日又前の如く縛せられ、**ヤナガワ**と云ふ國王の城下に遣られたり。此地に於ては其守令余をして宗旨を轉せしめんが爲め頗る力を盡せしと雖も、余は敢て之に従はざりければ、守令は衆卒に命じて余を**ダイヤモンド**との、許に誘導せり、此人は守令の長なり。余其邸廳に在ると二時間、此時許多の少壯貴人有り、種々言を極め余を誹謗し、且諸般の脅迫を以て余の心を動さんとすれども。余の屈撓せざるを觀るに及で、守令に余が確乎として心を動さざるを告げれば、守令は已むを得ず自ら來て説諭せり。此の如く余の心を變せしむる爲め力を盡すと雖も余は答へて曰く、閣下の心を勞すること實に徒爲と謂ふべし、余は既に基督宗に生活す、應に基督教に死すべきのみと、此外敢て一語を發せざりし。

此語怒を來し、守令は聲を勵まして曰く、汝大苦楚を受くる時其頑固なるを悔ゆるに至るべしと。余乃ち答へて曰く、唯閣下の快とする所を爲すべし、然れども必余をして我教主に背かしむるを得可からずと。因て心竊に天主に訴へ、縱令大辟の罪人と爲るも敢て自ら屈するとなし。然れども余は救世主の爲めに酷虐を被れば、請ふ、教主の通力を以て余の微力を保祐せよと祈請し、既に畢て後、余が心氣強健爽快なるを覺ふ。是れより余を幽囚する家に拘引

せらる。此家に於ては許多の刑卒余を試むるに種々思量し難き手段を以てし、且將軍の令に恭順すべきを獎勵すれども、余は唯之れに、我が天主を辱しめんより寧ろ人世の諸苦を忍ばんと答へしのみ。

司刑官は心を勞すれども其徒爲に屬するを視て、余を罪人を處斷するの所に引き、索を木に結び、其末に余の手足を縛し、余を空に懸け、刑卒等をして久く轉旋せしめ、其勢を以て索は短縮し、余を舉揚するに至らしむ。故に一方を放て其の索全く緩めば復一方より旋回し、其の勢急なるに因り、余をして聲を發し心魂、頭腦、眼目に感ずるの苦痛を言ふ能はざらしむるに至れり。

轉旋既に終り、余は氣絶して恰も死者の如し、故に刑卒等面に水を灑ぎ、漸く蘇するを待て余に信心を廢す可きことを獎勵すれども、余の決心せしを視て再び轉旋せんとせり。時に余は心氣苦惱しければ、必死せんと察し、基督及び**マリー**の聖號を唱ふるに及で、其非常なる輔祐に因り心氣復た振ひ、再度の轉旋を受くると雖も之に堪ゆるを得たり。其後刑卒等は佛法に歸す可しと促がせども、余は天主の恩德に賴て決心の固きを得たり。

最後に刑卒は余の身體恰も燃絲の如くなるを以て、暫く責を緩め、背と手足の縛を解き、然る後復た緊縛して、前の如く索に懸け轉旋せり。今回は左旋せずして右轉し、或は高く、或は